

スポーツと開発

Journal of Sport and Development

2022
Vol.1

スポーツと開発

第1巻

2022年3月

目次

〈原著論文〉

- The current state of secondary school physical education and related challenges in the Republic of Uganda
Kazuhiko Saito (Hiroshima University), Yoshihiko Maruta (Ohgaki Junior High School), Tomoya Shiraiishi (Hiroshima Bunka Gakuen University) and Chiaki Okada (Osaka University)…………… 1
- 後発開発途上国における障害者スポーツ政策の変容に関する研究—ラオス人民民主共和国に着目して—
遠藤華英 (同志社大学)…………… 7

〈研究報告〉

- 日本におけるカンボジアの教員養成に関する研究の動向
山平芳美 (広島市立大学)・木村寿一 (国際武道大学)・齊藤一彦 (広島大学)…………… 21
- 中国東北部 (錦州市) における児童・生徒の運動意識に関する研究—日本 (横浜市) との比較を通して—
孫暢 (北海道大学大学院)・梅澤秋久 (横浜国立大学)・崎田嘉寛 (北海道大学)…………… 34

〈事例報告〉

- 「開発と平和のためのスポーツ」における「障害理解」に関する一考察—ウガンダの難民居住地において実施されたパラスポーツ大会の事例より—
白石智也 (広島文化学園大学)・藤田綾 (オックスフォード大学大学院)…………… 46
- アジアの日本人学校における保健体育授業の実態に関する事例研究—勤務経験を有する教員へのインタビュー調査より—
平石雄大 (広島大学大学院)・齊藤一彦 (広島大学)・山平芳美 (広島市立大学)・白石智也 (広島文化学園大学)…………… 59

-
- 編集後記…………… 69
-

《Original Articles》

The current state of secondary school physical education and related challenges in the Republic of Uganda

Kazuhiko Saito¹⁾ Yoshihiko Maruta²⁾ Tomoya Shiraishi³⁾ Chiaki Okada⁴⁾

Abstract

This study identifies the current status and challenges of physical education (PE) in Uganda's secondary schools. Specifically, we reviewed the Ugandan school education system, the position of PE in secondary education, and the current status of PE teacher training, and examined the future of PE in Uganda.

The following three methods were used. (1) Analysis of curricula and policies, with a focus on guidelines for teaching PE in secondary schools. (2) Gathering information from websites. (3) Interviews with relevant people.

Consequently, PE in Uganda is currently included in lower secondary education, and the number of hours of PE allocated is considerably more than those in secondary education in other African countries. As for the objectives of PE, many knowledge-related goals were set. In addition, the initial survey utilized in the field revealed a gap between the PE teaching guidelines and the actual condition in the schools. To further understand the current status and issues of PE in schools, it would be desirable to conduct a longitudinal survey, focusing on school types, regional differences, and the actual classes conducted by local teachers.

Key words: Africa, position of PE, teacher training

(J. Sport Dev. 1: 1-6 Mar. 2022)

1. Introduction

Past international discussions on the importance of physical education (PE) in many African countries often viewed the low value placed on PE, as a school subject, to be problematic. Doll-Tepper et al.¹⁾ mentions Africa as a classic example where the practice of PE lessons does not meet the legal requirement. At the world summit on PE, held in Berlin in November 1999, it emerged that the rate of implementation of PE versus the legal stipulation in Africa was 25%, a lower proportion than all other regions globally. This increased to 60% in 2007 but was 62% as per the 2013 data²⁾. With regard to other countries, Europe is at 84%, Asia is at 85%, Latin America and the Caribbean are at 89%, which indicates that the rate of implementation of PE versus the legal stipulation is comparatively low in the case of Africa. In addition, UNESCO²⁾ has also

interviewed people involved in PE in African countries to gain in-depth information about the subject, and found that PE is not actually taught even though it is on the timetable, and that teachers are not interested in teaching PE.

Responding to this situation, the Japan Overseas Cooperation Volunteer (JOCV) program, led by the Japan International Cooperation Agency (JICA), sent a large number of PE volunteers to African countries³⁾. The rising importance of education in African countries has seen a notable increase in the number of PE volunteers sent to these countries in recent years. The need for such volunteers is also on the increase as a result of the impact of the “Sport for Tomorrow” initiative, which the Japanese government implemented in collaboration with the private sector ahead of the 2020 Tokyo Olympic Paralympic Games.

Against this background, the number of PE volunteers sent to

1) Graduate School of Humanities and Social Sciences, Hiroshima University
1-1-1 Kagamiyama, Higashihiroshima, Hiroshima, 739-8524, Japan

2) Ohgaki Junior High School
920, Ohara, Edajima, Hiroshima, 737-2213, Japan

3) Faculty of Human Health, Hiroshima Bunka Gakuen University
3-3-20 Heiseigahama, Saka, Aki, Hiroshima 731-4312, Japan

4) Graduate School of Human Sciences, Osaka University
1-2 Yamadaoka, Suita, Osaka, 565-0871, Japan

secondary schools in the Republic of Uganda (Uganda) in recent years has been high even in comparison to those sent to other countries in the African region. The Ugandan National Physical Education and Sports Policy, the government's core strategy relating to PE and sport, was formulated in 2004⁴. PE based on lower secondary education guidelines, published in 2008, became compulsory in lower secondary education from 2011. These PE lessons had previously been delivered at the primary school level only. The Ugandan Ministry of Education and Sports (MoES) created 32 sports secondary schools across the country to support the compulsory provision of PE in secondary education. JOCVs who teach PE in secondary schools are currently based at these schools. Besides, many JOCVs sent to primary schools in Uganda are also assigned to teach some subjects to cultivate moral and aesthetic sensitivity based on PE, suggesting that PE is still at a developmental stage in primary education, where it has long been compulsory. The JOCVs are playing an important role in the promotion of PE in schools in Uganda in recent years.

Despite these circumstances, there has until now been hardly any clarification of the actual situation regarding PE in schools in Uganda. Although Shiraiishi et al.⁵ examined the effectiveness of PE teacher training using lesson study in Uganda, the current state of PE is still not clear. In cases of international cooperation, it is essential to examine the true situation in the target country and, based on the prevailing situation to engage in relevant discussions regarding international cooperation strategies, based on this whole process. In Uganda, as demand continues to increase, it is important to grasp the current state of PE in schools, as well as related challenges, as a first stage in the implementation of international cooperation through PE.

2. Aim of the study and research methods

This study aims to identify the current and future state of PE in Uganda and its related challenges. Specifically, there is an overview of the position of PE in the secondary school system and the current state of PE teacher training in Uganda.

To achieve the aim of this study, the following three methods were used:

- (1) Analysis of curriculum and strategy based on guidelines for teaching PE in secondary schools
- (2) Collection of information from relevant websites
- (3) Interviews with relevant people

Consequently, during visits to education administration institutions, PE teacher training institutions, and public secondary and primary schools in Uganda, between September 29 and October 8, 2016, March 12 and March 16, 2018, and March 13 and March 22, 2019, material was collected, and interviews with the people mentioned in Table 1 were carried out.

Table 1. Overview of the survey targets

No.	Affiliation	Position
1	MoES	Commissioner for PE and sport
2	Department of sport science, A university	Professor
3	B secondary school	PE teacher
4	C secondary school	Headmaster
5	C secondary school	Game master ^{*1}
6	JICA	JOCV

3. Results and discussion

1. Summary of the Ugandan education and PE administration systems

Uganda has a 7-4-2 system with seven years of primary education, four years of lower secondary education, and two years of upper secondary education. To complete primary education and enter lower secondary education, students must successfully sit for the Primary Leaving Examination (PLE). Also, to complete lower secondary education, students must successfully sit for the Uganda Certificate of Education (UCE) and, to complete upper secondary education, they must successfully sit for the Uganda Advanced Certificate of Education (UACE)⁶.

The MoES oversees education in Uganda, with the Department of Physical Education and Sports responsible for PE and sport. The Department, in line with stipulations in the National Physical Education and Sports Policy, has the mandate to develop and coordinate all Ugandan PE and sport⁷.

2. The position of PE in secondary education

2.1. Time allocation for PE

In Uganda, physical activity and sport are carried out in both class time and co-curricular time. Class time refers to what is known as a PE lesson, and this is carried out in primary and lower secondary education. Table 2 shows the amount of time for PE per week in each grade. For lower secondary education, the curriculum stipulates "two double lessons of 80 minutes [...] each double lesson on a different day of the week"⁸. However, most lessons in secondary education are carried out in 40 minutes periods⁶, and so it is appropriate to deliver the stipulated amount in what is one session of two consecutive periods, taking such delivery to be "double". For primary education, five 30 minutes PE lessons a week in Grades 1-3, and three 40 minutes PE lessons a week in Grades 4-7 are carried out. Thus, more time is allocated to PE in lower secondary education than in primary education.

The Doll-Tepper et al.¹ describes a trend in various countries, whereby the amount of time allocated to PE decreases as age increases. However, Uganda allocates more time for PE in lower secondary than in primary education. According to UNESCO², the average amount of time per week allocated to PE in the secondary education curriculum

Table 2. Time allocation for PE in each grade^{6,8-14)}

Grade	Primary education							Lower secondary education			
	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4
Min / Week	150 min				120 min			160 min			

internationally is 99 minutes, and this figure is lower than in the past. Given these factors, it is true that the position of PE in lower secondary education in Uganda is certainly not low.

Besides, there should be a total of two hours of sports activities each week in 'co-curricular time' in lower secondary education⁸⁾. There are also relevant statements regarding upper secondary education, where there should be a total of three hours a week of sports activities. The amount of time given to sports activity in co-curricular time is higher for upper secondary education than for lower secondary education, as this is intended to make up for the limited opportunity for physical activity in upper secondary education, where there are no PE lessons in 'class time'.

2.2. The objectives of PE and relevant areas of learning

Table 3 shows the objectives of PE in secondary education in Uganda. There are eight objectives consisting mainly of skills, attitudes, and knowledge. Notably, knowledge is stated in four of the objectives (numbers 3, 5, 6, and 8), showing that importance is placed not only on learning skills but also on knowledge.

Table 4 shows the learning areas for PE in secondary education in Uganda, which is divided into core areas and optional areas. Core areas involve ball games, basic movement, athletics, and outdoor education, while optional areas include swimming, aerobics and dance, racquet and bat games, rounders and mini-cricket, and martial arts. Optional area activities can only take place at schools with appropriate facilities and qualified teaching staff⁹⁾.

These core areas are almost the same as the learning areas in upper primary education 5-7 (Table 5). Although swimming is included among the optional areas, few schools are likely to have a pool, thus it is possible to infer that swimming is rarely taught. On the other hand, Table 5 clearly shows the semesters for the various learning areas and the amount of time allocated for each grade in primary education, whereas in secondary education there are no such stipulations. In secondary education, there is no common timetable and, also, because the number of subjects taught and the length of each period differ, depending on the availability of facilities, at each school⁶⁾, lessons are developed at the school's discretion.

3. The current state of school education and related challenges

Until now, the position of PE in Ugandan secondary education has been outlined in its teaching guidelines. However, according to Yamaguchi¹⁶⁾, in developing countries, there is often a significant difference between state policy and actual PE in schools, and this is also notable in Uganda.

In the two secondary schools where the people who were interviewed in this study worked, PE lessons were only delivered in the first and second years of lower secondary education. The reason for this, the headmaster of C secondary school, said, "Although the syllabus calls for PE in Senior 1-4, because of a lack of PE teachers, such lessons are not delivered in Senior 3 and 4. PE is still at the introductory stage and, having seen how things go in Senior 1 and 2, we intend to also deliver such lessons in Senior 3 and 4 in the future." This shortage of PE teachers is a serious problem in secondary education. The commissioner for PE and sport in MoES, stressed that even if PE has been made compulsory in lower secondary education, failure to train PE teachers to keep pace is a problem. Thus, this shortage of teachers is a significant problem for PE in Uganda and one that urgently needs to be resolved because UNESCO²⁾ has also pointed out the shortage of physical education teachers in African countries. In addition to the challenges related to PE teachers' quality pointed out by Kimura¹⁷⁾, the issues related to PE teachers are also significant.

According to the game master at C secondary school, the game master's job includes tasks such as organizing the program for major national sports competitions held each semester in Uganda, and all secondary schools have someone in this role. A PE teacher, in principle, should be the game master, but at this school, teachers of other subjects take on this role because of the shortage of PE teachers.

Another problem mentioned, on top of issues with the training of PE teachers, was a shortage of PE facilities and equipment. On this subject, PE teacher at B secondary school said that although there are a lot of PE equipment belonging to his school, these qualities are poor. He also indicated that as the biggest secondary school in Uganda, the quantity of equipment was inadequate for a large number of students, and he needed support from the government. It has been pointed out that many African countries face similar kind of challenges pertaining to the PE facilities and availability of equipment^{2, 18)}. As mentioned above, the two schools visited for the survey were sports secondary schools selected by the MoES. The curriculum states that PE facilities and equipment are priority at such schools¹⁹⁾. However, it appears that this is not being carried out properly. It seems that a major reason why schools are not teaching PE is the fact that it is not included in the national examinations.

In this regard, the headmaster of the C secondary school shared that the results of the national examinations affect the recruitment of students, which in turn indirectly affects the economic conditions of the school to a great extent. Therefore, PE teachers lack motivation because the national examinations are not only associated with the improvement of school facilities and availability of equipment, but also with the salary of

Table 3. Objectives of PE in secondary education in Uganda⁸⁾

1. Improve motor ability, acquire sports skills and perform a wide range of physical activities.
2. Develop positive habits, attitudes and values concerning physical health and fitness, leisure and recreation through active engagement in physical activities.
3. Acquire an understanding of scientific knowledge, principles, and health values associated with sport and physical exercise.
4. Acquire leadership skills in relation to organizational and officiating of sports and physical activities.
5. Extend and apply knowledge and skills obtained in PE to co-curricular and community sports and recreation.
6. Apply knowledge of rules of particular sport (s) and principles of fair play in sports and physical activities in and out of school.
7. Prepare for career development and achieve excellence in performance in selected sports.
8. Promote the scientific knowledge of physical exercise and sports for a healthy life style and development of an individual as well as the community.

Table 4. Learning area of PE in secondary education in Uganda⁸⁾

Core area	Optional area
<u>Ball games</u> Football, Netball, Handball, Basketball, Volleyball, and Baseball / Softball	<u>Swimming</u>
<u>Basic movements</u> (Gymnastics) Traditional / formal gymnastics (stretches, balances, springs, vaults, individual and group activities)	<u>Aerobics and dance</u>
<u>Athletics</u> Sprints, jumps, throws, walking and cross country	<u>Racquet and bat games</u>
<u>Out-door education</u> Mountain climbing, structured walking	<u>Rounders and mini-cricket</u>
	<u>Martial arts</u>

Table 5. Learning area of PE in upper primary education in Uganda¹²⁻¹⁴⁾

Grade	Primary 5	Primary 6	Primary 7
Learning area			
Term 1 (1 st semester)			
Athletics	15 periods	18 periods	20 periods
Educational gymnastics	12 periods	9 periods	8 periods
Mini-cricket or Swimming	9 periods	9 periods	8 periods
Term 2 (2 nd semester)			
Football	16 periods	18 periods	17 periods
Netball	20 periods	18 periods	19 periods
Term 3 (3 rd semester)			
Volleyball	12 periods	18 periods	18 periods
Handball	24 periods	18 periods	18 periods

the teachers. Furthermore, looking at the timetables of the secondary schools visited, even in Senior 1 and 2 in which PE is taught, only two consecutive 40 minutes periods (i.e., 80 minutes) a week were scheduled, which was at variance with the description in the guidelines for teaching PE. In contrast, a large amount of time was allocated to English, mathematics, physics, chemistry, and biology, which are compulsory subjects in the UCE. In Uganda, progression to the next level of education depends on performance in national examinations; more time is allocated to subjects that are prioritized in the examinations. The reason for the limited amount of lesson time allocated to PE at schools is that it is not among the subjects in the national examinations.

4. PE teacher training for secondary education in Uganda

4.1. The system for training secondary school teachers and PE teacher training institutions in Uganda

In Uganda, secondary school teachers train at the National Teachers Colleges (NTCs) or universities²⁰⁾. There are two main types of qualification for a secondary school teacher, the Grade 5 qualification and a degree. A Grade 5 teacher is qualified to teach at the lower secondary level, and a teacher with a degree is qualified to teach at a lower or higher secondary level. After completion of a two-year program at a NTC or university, one obtains a Grade 5 qualification after a further three-year program at a university one obtains a degree^{6,19)}. Six NTCs (five public

and one private) and 10 universities (four public and six private) offer training for those who want to qualify as PE teachers.

4.2. PE teacher training at university

A University is a public university and plays a core role in training Ugandan PE teachers. The outline of PE teacher training at A University, that follows, is based mainly on information from an interview with a professor in the department of sport science.

The faculty of science has approximately 3,200 students, of whom around 200 are registered and receiving specialist education in the department of sport science. The male-to-female ratio is 3 to 1, with a tendency for there to be fewer female students than male students.

Entry to the department of sport science is based on national examinations such as the UCE and an interview, with no test of practical skills. The entrance procedure focuses on academic ability and does not include a practical measurement of physical fitness or ability in specific skills. This is the same in other PE teacher training institutions.

The main training of PE teachers takes place in the department of sport science, in collaboration with the faculty of education. Specifically, the department of sport science teaches practical skills and PE-related subjects, and the faculty of education offers learning as a specialism (teaching methods). An overview of the PE teacher training curriculum for lower secondary education in the department of sport science revealed that there are a small number of practical subjects with the names of different sports, while many general subjects related to sport must be taken. From the above, it can be inferred that, in Uganda, the learning of knowledge is also emphasized in PE teacher training, and it is probably true that this is the same as seen in the objectives of PE in secondary education.

4. Conclusion

This study clarifies the current state of PE in Uganda, in particular, secondary education, and its relevant challenges, based on an analysis of PE teaching guidelines and field research.

Currently, PE within the secondary education sector is delivered to the lower secondary level, and the amount of time allocated is fairly high compared to secondary education in other African countries. Besides, many PE objectives relate to knowledge. The procedure to enter PE teacher training institutions does not essential practical skills in PE. This, as well as the PE teacher training curriculum content, suggests that the focus on secondary education PE in Uganda tends to be more on learning knowledge than practical skills.

Field research revealed a discrepancy between PE teaching guidelines and the actual situation in schools. For example, the fact that the amount of time allocated in schools does not match the amount of time stated in the PE teaching guidelines was mentioned, as was the fact that equipment and facilities for PE were not available even at schools where they should have been. The reasons for this seem to be a lack of PE teachers and a

focus on subjects needed for the national examinations. In addition to this, the schools where the interviews were conducted and the administrators in the department of PE and sport within the MoES consider the training of PE teachers as an issue to focus on.

Regarding future issues relating to this study, to grasp the current state of PE in Uganda, and relevant challenges, longitudinal surveys, focusing on factors such as school types, regional differences, and the actual lessons that teachers are delivering in schools, are desirable^{†2)}. In addition, on the basis of the state of PE in Uganda revealed in this study, it is necessary to suggest measures to improve the existing condition by taking into account the existing situation in other countries and other area of study.

Note

† 1) A game master is the head of the PE and sports department at a school. However, PE teachers are not always in charge, and the game master's main duty is being in charge of events such as sports competitions rather than work related to PE lessons.

† 2) As it has been about three years since the survey was conducted, there may be discrepancies with the current information at the time of publication.

References

- 1) Doll-Tepper G., Scoretz D., International Council of Sport Science and Physical Education. (2001) World summit on physical education: Proceedings: Berlin, November 3-5, 1999. ICSSPE / CIEPSS: Berlin.
- 2) UNESCO (2014) World-wide survey of school physical education: Final report 2013. UNESCO: Paris.
<https://en.unesco.org/inclusivepolicy/lab/e-teams/quality-physical-education-qpe-policy-project/documents/world-wide-survey-school-physical> (accessed 22 December 2021)
- 3) Saito K. (2015) International cooperation through sports with ODA. Saito K., Okada C., Suzuki N. (Eds.) Sports and international cooperation: Rich potential hidden in sports. Taishukan Syoten: Tokyo, pp.41-61. (in Japanese)
- 4) Birungi C. (2014) Country report: Uganda. In Keim M., Coning D. C. (Eds.) Sport and development policy in Africa: Results of a collaborative study of selected country cases. AFRICAN SUN MeDIA: Stellenbosch, pp.153-172.
- 5) Shiraishi T., Iwata S, Saito K. (2020) The effect of physical education teacher training using "lesson study" in the Republic of Uganda: Training evaluation through New World Kirkpatrick Model. Japan Journal of Physical Education, Health and Sport Sciences. 65: 125-141. (in Japanese)
- 6) JICA (2012) Information collection survey on basic education sector analysis report on basic education sector by country: Uganda.

- http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12083101.pdf (accessed 24 September 2020)
- 7) MoES (2020) Ministry of education and sports, physical education and sports, background. <http://www.education.go.ug/physical-education-sports/> (accessed 24 September 2020)
 - 8) MoES (2008) Physical education teaching guidelines. National Curriculum Development Centre: Kampala.
 - 9) MoES (2006) The national primary school curriculum for Uganda primary one. National Curriculum Development Centre: Kampala.
 - 10) MoES (2007) Primary school for Uganda primary two. National Curriculum Development Centre: Kampala.
 - 11) MoES (2008) Teachers' guide P3 term1, 2 & 3. National Curriculum Development Centre: Kampala.
 - 12) MoES (2010) Primary five curriculum. Set two: Creative arts and physical education. National Curriculum Development Centre: Kampala.
 - 13) MoES (2010) Primary four creative arts and physical education (cape2) physical education syllabus. National Curriculum Development Centre: Kampala.
 - 14) MoES (2011) Primary six curriculum. Set two. National Curriculum Development Centre: Kampala.
 - 15) MoES (2012) Primary seven curriculum. Set two. National Curriculum Development Centre: Kampala.
 - 16) Yamaguchi T. (2012) Education policy in Cambodia: Fundamental proposal for diffusion of physical education. *Japan Journal of Physical Education, Health and Sport Sciences*. 57: 297-313. (in Japanese)
 - 17) Kimura T. (2015) Education and Sport I. Saito K., Okada C., Suzuki N. (Eds.) Sports and international cooperation: Rich potential hidden in sports. Taishukan Syoten: Tokyo, pp.92-98. (in Japanese)
 - 18) Saito K. and Yokota C. (2018) A fundamental study on the current situation of physical education in Zambia: Focusing on school physical education and physical education teacher training. *Hiroshima journal of school education*. 24: 107-113. (in Japanese)
 - 19) MoES (2013) TISSA teacher issues in Uganda: A diagnosis for a shared vision on issues and the designing of a feasible, indigenous and effective teacher's policy.
 - 20) UNESCO (2010) World data on education seventh edition, Uganda. http://www.ibe.unesco.org/fileadmin/user_upload/Publications/WDE/2010/pdf-versions/Uganda.pdf (accessed 24 September 2020)

抄録

本研究の目的は、ウガンダの中等教育における体育の現状と課題を明らかにすることである。具体的には、ウガンダの学校教育制度、中等教育における体育の位置付け、そして、体育教員養成の現状を概観し、ウガンダにおける体育の今後の課題と展望について検討した。本研究の目的達成のために、以下の3つの方法を用いた。

- (1) 中等教育における体育指導ガイドラインを中心としたカリキュラムや政策の分析
- (2) ホームページでの情報収集
- (3) 関係者へのインタビュー調査

結果として、現在、ウガンダでは、中等教育の中でも前期中等教育において体育が行われることになっており、その時間数は、他のアフリカ諸国の中等教育におけるものと比較しても、かなり多く配分されていた。また、体育の目標に関して、知識に関する目標が多く設定されていた。体育教員養成機関への入学試験に体育の実技が含まれていないこと、さらに、体育教員養成のカリキュラムの内容からも、ウガンダの中等教育における体育は、実技よりも知識の習得が重視される傾向にあることが窺えた。加えて、現地調査からは、体育指導ガイドラインと現場の実態との乖離が見受けられた。今後の課題として、ウガンダの学校体育の現状と課題をさらに把握していくために、学校種や地域差、現地の教員が行う実際の授業等に着目した縦断的な調査を行うことが望まれるであろう。

(2021年10月21日受付)

(2022年1月21日受理)

《原著論文》

後発開発途上国における障害者スポーツ政策の変容に関する研究

—ラオス人民民主共和国に着目して—

遠藤華英¹⁾Study on the changing of disability sports policy in developing countries
—Explaining case of Lao People's Democratic Republic—Hanae Endo¹⁾**Abstract**

Mainly in developed countries, they tend to create a system to promote disability sports as a mainstream sport policy. ASEAN countries which adopted an integrated system between disability and non-disability sports, despite being positioned as developing countries. So, this study aimed at clarifying the factors that influence the changing process of disability sports from welfare policy to sports policy. We selected Lao People's Democratic Republic (Laos) as the research target on the condition that activities of disability sports had been transferred from welfare to sports policy. In Laos, the National Paralympic Committee was established in 2001, and the disability sports policy was under the jurisdiction of the sport policy sector. With the reorganization of ministries, sports for the disabled was completely transformed into a sports policy. As result, sports both disability sports and non-disability sports are promoted under the same system. After that, the government set specific targets for achievement in disability sports for the first time. We collected documents and semi-structured interviews with key individuals involved in the policy making process in Laos.

As a results, the change in disability sports policy in Laos was mainly the result of being influenced by the non-sports factors. For example, in 2011, it was not the result of policy-oriented learning in each advocacy group but the result of being influenced by the central government reform. Also, the change in the national sports plan and promotion system were due to the Lao Prime Minister's policy to promote social development. Laos decided to present development goals specific to the disabled people, and it was also clearly stated that it promotes disability sports. In conclusion, the promotion of disability sports in Laos has not only been brought about by sports and non sports factors.

Key words: Sport for Development and Peace, Disability and Development, Advocacy Coalition Framework

(J. Sport Dev. 1: 7-20 Mar. 2022)

キーワード：開発と平和のためのスポーツ，障害と開発，唱道連合フレームワーク

I. 研究背景

近年，国際連合を中心とした国際機関によって，国際協力事業にスポーツの活動を取り入れる試みがなされている¹⁾。本稿では障害者スポーツ^{注1)}に関する国際協力の展開に着目する。2000年以降、「完全参加」と「平等」というスローガンの下，国際社会として「障害」の問題を捉え，障害者の選択肢拡大と権利向上を

目指す重要性が高まっている²⁾。障害者スポーツに関する国際協力は，国際スポーツ統括団体や各国政府，NGOらによって行われており，医学的リハビリテーションの一部や国際的なアドボカシー活動の一環，あるいはスポーツ振興自体を主目的として支援が進められている^{3,4)}。国際支援事業において取り組まれているのは，障害当事者に対するスポーツの紹介や競技力向上支援，支援相手国・地域において障害者スポーツの振興主体となる障害当事者団体やパラリンピック委員会に対するキャパシティ・ビルディングなど多

1) 同志社大学スポーツ健康科学部
〒610-0394 京都府京田辺市多々羅都谷1-3

1) Faculty of Health and Sport Sciences, Doshisha University
1-3 Tataramiyakodani, Kyotanabe-shi, Kyoto 610-0394, Japan

岐に渡っている。

一方で、実際の支援現場においては、ドナーとレシピエント間における文化社会的背景の違いを発端に、援助団体の目的と受益者のニーズを調和させようとする際、数多くの課題に直面するとされる。Beacom⁵⁾によると、食料生産や水資源供給の確立と維持などのあらゆる開発政策に関連するほとんどのプロジェクトにおいて、支援効果を維持し、開発途上国^{注2)}自身が主体的にインフラストラクチャーを確立するために障壁となる課題は、スポーツを通じた国際協力事業の実践においても浮上すると指摘している。また、こうした課題を解決する上で、政治や社会的な背景を踏まえ、開発途上国において、どのように障害者スポーツが発展するのかという点を検証する必要性が生じるとしている。開発途上国における長期的な障害者スポーツ振興体制の構築に関しては、障害当事者に対する直接的支援のみならず、組織ビルディングや政府とのパートナーシップ構築、障害に関する権利やスポーツに対する政策的な方針を加味した戦略的事業が重要となるとも指摘される⁶⁾。つまり、開発途上国に対する障害者スポーツ関連の支援策を講じる際には、その事業自体の効率性や効果を測定する前に、開発途上国内部の社会的背景について十分考慮する必要があると解釈できる。このように、開発途上国自身の経験や政策方針、社会的状況について着目する必要性は提示されているものの⁷⁾、開発途上国における障害者スポーツの政策自体を対象とした研究は十分進められているとは言えない。そこで、本研究では、開発途上国における障害者スポーツ政策に着目し、その政策変容に影響を与える要因を明らかにすることとした。

II. 先行研究の検討

1. 国際的な障害者スポーツ政策変容の影響要因

近年、障害者スポーツ政策に関する国際的な潮流として、アメリカ、イギリス、オーストラリアなどのスポーツ強豪国を中心に、行政が障害者スポーツを非障害者スポーツと同様に支援するため、政策的な一元化を図る、障害者スポーツのスポーツ施策化が進められている⁸⁾。カナダでは、国民のスポーツ参加人口拡大からオリンピックなど国際競技大会においてメダル獲得を目指す選手の育成、セカンドキャリア支援まで包含した長期的スポーツ振興プランである“Long-Term Athlete Development Model (LTAD)”に、障害者スポーツも統合し、ひとつのスポーツ政策として推進している⁹⁾。日本においても、2011年にスポーツ基本法制定後、厚生労働省から文部科学省への移管を通じ、「障害者の社会参加と生活向上のための障害者スポーツ施策から、スポーツとしての普及、強化、振興の

ための障害者スポーツ施策」へ転換されたとしている¹⁰⁾。

アメリカ合衆国における米国オリンピック委員会と障害者スポーツ団体の統合を巡る議論においては、障害者スポーツ選手^{注3)}に対して提供されるサポートおよびサービスが、非障害者スポーツ選手に比べて劣っていることが「米国アマチュア・スポーツ法」の規定のみならず、そもそも「米国障害者差別禁止法」に違反するという障害者の権利に関する問題に発展した。そのため、障害者スポーツの政策的位置づけを検討する際、スポーツ政策に限られた議論ではなく、障害が関連する法制度を含む視点が求められ始めていることが示唆された¹¹⁾。イギリスにおける障害者スポーツ政策については、1990年以降、障害者のスポーツ参加を促す様々な施策が導入され、地域での障害者の受入れ体制は、1995年の「障害者差別禁止法 (Disability Discrimination Act : DDA)」制定以降に加速したことが示されている¹²⁾。

また、藤田¹⁰⁾は、国際的なパラリンピックの高度競技化に伴い、日本国内においても障害者が非障害者と同様にスポーツを楽しめる環境づくりの推進および日本選手の強化策の検討が進められ、非障害者スポーツと一体的にスポーツ振興を図ろうとする政策へ段階的に変化したと指摘している。

他方、開発途上国においても、障害者スポーツの普及・振興は、障害者の人権尊重や社会参加に資する一つの切り口として認識され、スポーツ政策として推進する様相を呈している。野川ほかは⁸⁾、東南アジア諸国連合（以下「ASEAN」と略す）4カ国の障害者・非障害者のスポーツ政策の実施体制を調査し、先進国同様、一部の開発途上国においても障害者スポーツ政策は、非障害者スポーツ政策と同様の省庁下で管轄されていることを明らかにした。しかし、同時にこのような一元化体制は、財政支援や人員不足が原因であることも指摘している。

2. 開発途上国における障害者スポーツ振興に関する研究

開発途上国における障害者スポーツ政策に特化した研究は多く行われていないものの、近年パラリンピックに参加する開発途上国・地域数の増加に着目し、開発途上国においても障害者スポーツの振興・普及が段階的に進んでいることを示す研究がなされている。Lauff¹³⁾は、2000年以降、開発途上国であってもパラリンピックなど障害者スポーツの国際競技大会へ参加する国・地域数が増加している背景として、国際的に経済状況が改善した点、紛争や独立運動を契機として国・地域数の増加という国際社会の動向による影響、

そして大会主催者である国際競技団体の変化があると指摘している。特に、国際パラリンピック委員会（以下「IPC」と略す）と国際オリンピック委員会（以下「IOC」と略す）の連携協定の締結は、大会参加への機運を醸成するのみならず、資金面など開催にかかるコストの軽減やマーケティングに関する知見の共有など、パラリンピック大会の安定的な運営の実現および商業的価値の向上をもたらし、開発途上国のパラリンピック参加状況にも影響したと示唆している。一方で、いまだ後発開発途上国は参加率が低く、パラリンピックの出場状況は二極化傾向にあることも示している。Beacom and Britain¹⁴⁾も、ロンドン大会を事例に挙げ、オリンピックに出場している国・地域のうち20%がパラリンピックに出場しておらず、また出場したとしても参加選手数が1名のみで開発途上国が多い点を示しながら、特に後発開発途上国にとってはパラリンピックへの出場自体も困難である状態が続いていることを指摘した。このようなパラリンピックの参加を巡る国際的な二極化構造は、経済的な影響のみならず、開発途上国におけるスポーツ政策自体の成熟度や障害者の権利運動に対する政府の見解および法制度が関連して生み出されている^{15,16)}。

開発途上国における特定の障害者スポーツ競技普及については、Beacom⁵⁾が、障害者スポーツと非障害者スポーツの各国際競技団体の接近が、開発途上国における障害者スポーツ振興に貢献することを示した。具体的事例として、スリランカにおける車いすテニスの普及プロセスを挙げている。国際車いすテニス連盟は、国際テニス連盟の傘下に組み入れられており、車いすテニスの普及のために国際テニス連盟が有する既存の国際的ネットワークが活用できる。スリランカの事例では、テニス連盟が有する既存のネットワークを介し、紛争被害者のリハビリテーションプログラムに車いすテニスが導入されたことで、競技人口の拡大につながったことが報告されている。すなわち、障害者スポーツと非障害者スポーツの各国際競技団体の連携は、各国において既に構築されているスポーツに関する多様なリソースを障害者スポーツ普及に活用しうる機会の拡大を示しているといえる。

また、マレーシアにおける障害者スポーツと非障害者スポーツの政策的な一元化過程に着目した研究では、障害者スポーツの国際競技大会開催を契機としたエリートスポーツとしての障害者スポーツ政策の進展、高度競技化に伴う自国の障害者スポーツ選手育成需要の高まり、国際的なパラリンピックの認知度向上、障害者政策の進展など、様々な要因が個別的ではなく、同時期に有機的に作用した結果であることが報告されている¹⁷⁾。

3. 先行研究のまとめとリサーチクエスションの設定

以上の先行研究を整理すると、先進国を中心に、障害者スポーツ政策は福祉政策からスポーツ政策への転換が進められている。この背景には、スポーツ政策自体の議論のみならず、障害者差別を禁ずる法律や条約の制定など、各国における障害に関する権利保障制度の進展に影響を受けている。多くの場合、障害者のスポーツ実施が福祉サービスの一部として提供されるため¹⁸⁾、障害者が関連する政策全般への費用分配の変化は、開発途上国における障害者スポーツ政策に関連しているといえる。

開発途上国における障害者スポーツ振興に関する研究では、文化的な背景や社会経済的状況のほか、特に2000年以降のIPCとIOCによる連携協定の締結、国際競技団体における障害者スポーツと非障害者スポーツの組織的な結束の強まりなどの国際的な制度変化、開発途上国内部の障害者スポーツのエリートスポーツ化や障害者政策の進展による影響から、徐々に障害者スポーツの普及振興が進んでいることが示されていた。

しかしながら、先行研究における開発途上国の障害者スポーツ振興に関する議論は、そのほとんどが社会経済的背景を発端としたマクロな制約要因への言及に留まっている。また、調査対象となっている開発途上国は、世界銀行による分類において「上位中所得国」に位置づけられている場合が多い。障害者スポーツの振興体制も、経済成長など社会経済的な成熟による進展を考慮すると、Lauff¹³⁾が指摘する後発開発途上国などパラリンピックへの参加障壁が高い国・地域における障害者スポーツ政策の現状や変容に影響する要因は明らかにされていない。そこで、本研究では、国際的な障害者スポーツ政策の潮流である、福祉政策からスポーツ政策への転換に着目し、後発開発途上国における事例を研究対象とし、その変容プロセスに影響を与える要因を明らかにすることとした。

III. 方法

1. 研究対象地域・国の選定

本研究では、国際関係上でも日本と省庁レベルでスポーツに関する協力関係が締結されているASEANに属する国家を対象として選定した。当該地域では、国際的には唯一存在する準地域的な障害者スポーツ連盟であるASEAN Para Sports Federation（以下「APSF」と略す）が設立されている。APSFは、ASEAN10カ国が参加する障害者スポーツに特化した国際競技大会であるASEAN Para Gamesを主催しており、各国のパラリンピック委員会委員長が理事に就任している。開発途上国と位置付けられていても、独自の発展を遂げ

たグッドプラクティスを見出すことで、開発途上国における障害者スポーツ振興に関する議論を深化できるため¹⁶⁾本研究の対象地域として適切であると判断した。

野川ほか⁸⁾の調査によると、ASEANに属する開発途上国のうち、省庁レベルで障害者スポーツと非障害者スポーツ政策が一元化されている国家は、少なくともマレーシア、タイ王国、ベトナム社会主義共和国である。また、ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」と略す）においても障害者スポーツがスポーツ政策の所管省庁傘下で管轄されている¹⁹⁾。そこで、後発開発途上国に位置づけられており、福祉政策からスポーツ政策への転換プロセスが確認できるという条件を満たすラオスを研究対象国に選定した。

ラオスにおける障害者政策および障害者スポーツ政策について概況を示したい。ラオスは、1964年から1973年まで深刻なクラスター爆弾による被害を受け、ゆえに被弾者の生活保障や社会的自立は社会課題になっている。国際NGOであるHandicap International²⁰⁾が実施した調査によると、ラオスの現在の障害者数は約50万人といわれ、障害種別の割合としては肢体不自由の障害者が一番多く、年齢別には10代から30代の若年層が最多と言われている。ラオスは山岳地帯が多く、特に地方における交通機関の整備は十分ではなく、道路、輸送手段など基本的インフラへのアクセスが限られていることから障害者の自由な移動を阻んでいる。また非障害者による障害者への根強い差別意識も報告されている²¹⁾。障害当事者のみならず、その家族の精神的な負担につながっており、なかには障害者の存在を隠しながら生活する人々がいるなど、あらゆる社会的バリアを抱えている。

障害者政策は保健省管轄の国立障害者医療リハビリテーションセンター（以下「医療リハビリテーションセンター」と略す）が中心となり医療中心の支援が先行している。もうひとつの障害者対策の管轄省庁は労働・社会福祉省であり、戦傷者対策を中心として戦傷者手当や家屋、車両無税輸入権の給付などの特別な措置などの施策を実施している。1995年に障害者施策を提言するための各省横断的な組織として「国家障害者委員会」が設置された。「国家障害者委員会」事務局は労働・社会福祉省内に設置されており、委員会の構成員は労働・社会福祉大臣、保健副大臣、外務省、教育省である。この「国家障害者委員会」には、国外のNGOも参加している点が大きな特徴であり、障害施策の提言も、実際にはNGOが主体となって行われている¹⁹⁾。加えて、障害者の当事者団体として、ラオス障害者協会（以下「LDPA」と略す）が労働社会・福祉省の管轄下で組織されている。LDPAは、障害者に対

する社会差別の撤廃や社会的自立を促進する組織として、18県のうち11県に支局が設置されて活動している。

ラオスにおける障害者関連の法案の整備は2003年に被害者の障害を負った国民の社会保障に関する法整備、2006年に労働・社会福祉省が障害者の就労に関する法整備を進めている²¹⁾。障害者権利条約には2008年に批准している。

ラオスにおける障害者スポーツ政策の萌芽は、1996年のラオスパラリンピック委員会（以下「LPC」と略す）設立に始まる。既存研究の対象国と異なり、LPCは国家スポーツ委員会に設立された。国家スポーツ委員会は、1993年に設立されたスポーツ行政上の最高機関である。しかしながら、LPCの構成員は保健省職員や医療リハビリテーションセンターに所属する医師らが中心であり、代行連絡窓口は保健省管轄の医療リハビリテーションセンター内になっていた。

2011年の省庁改編に伴い、国家スポーツ委員会と教育省が統合され、教育スポーツ省の設置が法案可決した。それに伴い、各省庁に跨っていたスポーツ事業は段階的に教育スポーツ省に一元化され、障害者スポーツも国家スポーツ委員会に引き継いで教育スポーツ省の管轄となった。その後2018年になり、教育スポーツ省大臣がオリンピック委員会とパラリンピック委員会を兼務する決定がなされ、障害者スポーツと非障害者スポーツ間で人的・資金的リソース共有が進められた。

また、ラオスの障害者スポーツ振興支援にアジアの障害者活動を支援する会（以下「ADDP」と略す）が携わっている。ADDPは、2000年よりラオスにおいて障害当事者に向けたスポーツ指導プログラムを皮切

表1. ラオスにおける障害者スポーツ政策に関する変遷

年号	出来事
1993	国家スポーツ委員会設立
1995	国家障害者委員会設置
1996	ラオスパラリンピック委員会（LPC）設立
2000	アジアの障害者活動を支援する会（ADDP）の支援開始
2001	ラオス障害者協会（LDPA）設立
2003	障害者の社会保障制度に関する法案整備
2006	障害者の就労制度に関する法案整備
2008	政府が障害者権利条約へ批准
2011	国家スポーツ委員会と教育省が統合。 教育スポーツ省設置が法案可決
2018	教育スポーツ省大臣のオリンピック委員会・ パラリンピック委員会委員長兼務決定

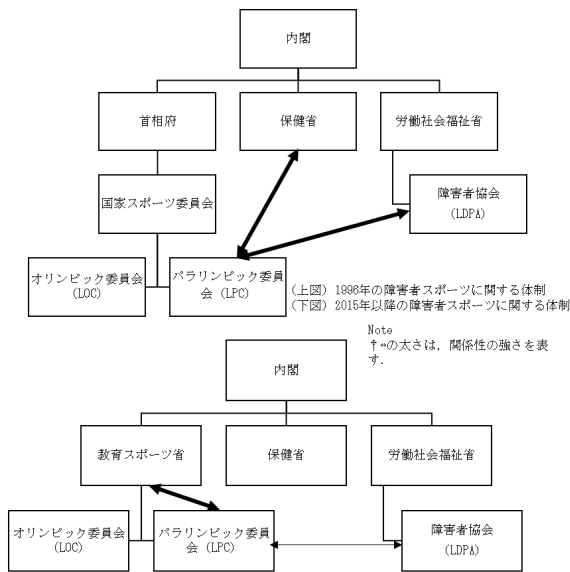


図1. 障害者スポーツ推進体制の変容

りに障害者スポーツ支援事業に取り組んでいる。当初は車椅子バスケットボールを実施する障害当事者に対する単発のクリニックや合宿の開催が主たる活動であったが、現在ではラオスの障害者スポーツの推進体制の構築に向け、あらゆる振興事業に展開している²²⁾。

以上の変遷をまとめると、ラオスでは障害者スポーツの統括組織である LPC は国家スポーツ委員会傘下に置かれながら、委員の構成員は保健省や医療リハビリテーションセンターに所属する医師など横断的な人事が連ねており、実際の事務局機能は保健省関係者によって担われていた。2011年の省庁改編に伴い、障害者スポーツに関する事業はすべて教育スポーツ省が一元管理することとなった。段階的にオリンピック委員会とパラリンピック委員会間で人的・資金的リソースの共有がなされ、障害者スポーツの政策的な位置づけが変化することがわかった(図1)。そこで、本研究では1996年のLPC設立、2011年の省庁改編、2018年の教育スポーツ省大臣のオリンピック委員会およびパラリンピック委員会委員長の兼務決定という一連の政策過程を研究対象とした。

2. 調査方法

本研究では、文献調査およびインタビュー調査より情報収集を行った。インタビュー対象者は、ラオスにおける障害者スポーツに関与し、2011年の所管移行当時の事情に精通している人物とした。2016年の調査においては、まず、ラオスの障害者スポーツ振興支援を行う ADDP 事務局長にヒアリングを行い、2011年の移管経緯を知る教育スポーツ省障害者スポーツ担当官らにインタビューを実施した。2019年の調査では、

2012年から2019年に障害者スポーツ事業に携わり、2018年教育スポーツ大臣のオリンピック・パラリンピック委員会委員長就任に至る過程を知る人物に対してインタビュー調査を依頼した。インタビュー対象者数は14名である(表2)。

インタビューに際しては、事前にインタビュー趣旨、主要な質問内容を説明し、回答者からの許諾を得、正確な情報を収集できるような準備を進めた。インタビューは、「ラオスの障害者スポーツの歴史的な発展過程」、「障害者スポーツの政策的な変化の背景および理由」、「教育スポーツ省設立後の障害者スポーツ政策の変化および現状」「オリンピック委員会・パラリンピック委員会委員長の兼任体制決定後の障害者スポーツ政策の変化および現状」に関する質問項目に沿って、自由に語ってもらうこととした。インタビューは筆者が英語を介して、またはラオ語通訳を介して行い(日本語→ラオ語)、各面談時間は60分程度であった。

表2. インタビュー対象者一覧

対象者	インタビュー日時
A) ラオス教育スポーツ省スポーツフォアオール局係長 (インタビュー当時)	2016年10月20日
B) ラオス教育スポーツ省スポーツフォアオール局職員 (インタビュー当時)	2016年8月25日
C) ラオス教育スポーツ省スポーツフォアオール局職員 (インタビュー当時)	2016年10月22日
D) ラオス・ビエンチャン県スポーツ振興局職員 (インタビュー当時)	2016年10月22日
E) ラオス・ルアンパバーン県スポーツ振興局職員 (インタビュー当時)	2016年10月22日
F) LPC副委員長/医療リハビリテーションセンター医師 (インタビュー当時)	2016年8月26日
G) LDPA職員/車椅子バスケットボールプレイヤー	2016年8月30日
H) LPC副委員長 (インタビュー当時)	2019年3月6日
I) ラオス教育スポーツ省スポーツフォアオール局係長	2019年3月6日
J) ラオス教育スポーツ省スポーツフォアオール局職員	2019年3月6日
K) ラオス教育スポーツ省スポーツフォアオール局職員	2019年3月6日
L) ラオス教育スポーツ省スポーツフォアオール局職員	2019年3月6日
M) インドネシア2018アジアパラリンピック代表選手	2019年3月7日
N) LPCアシスタントマネージャー	2019年3月7日

3. 分析の枠組み

本研究の分析枠組みとして、唱道連合フレームワーク (Advocacy Coalition Framework : 以下「ACF」と略す) を適用した。ACFは、特定の問題領域において関心を持つ多様なアクターによって構成される政策サブシステムの概念が導入される²³⁾。政策サブシステム内部は、基本的な信念、組織の目的、利害関係などを共有するアクターの集合体である唱道連合グループ (以下「唱道グループ」と略す) 間の相互作用によって政策が決定するとされる。この政策サブシステム内部における相互作用が、長期間にわたる政策変化に影響を及ぼすことに着目するため、10年以上の政策変化

も対象に分析可能である。さらに政策サブシステム内部の相互作用のみならず、社会経済状況の変化や他の政策サブシステムなど外的事象の変化をもたらす影響も分析範囲にできるとされる(図2)。ACFを用いることで、政府や所管省庁のみならず、競技団体、メディアなど多様なアクターが関与するスポーツ政策の特徴を捉え、政策サブシステム外部の事象を含めて解釈可能である。そのため、障害者スポーツ政策という複数のステークホルダーが相互作用する政策領域を分析するための理論的枠組みとして最適であると判断した。

さらに、ACFが適用されてきた例は西欧諸国における特定政策であるが、既存研究によると本枠組みは文化的な背景や異なる憲政構造においても適用可能であることが示されている²⁴⁾。以上の理由から、本研究が対象とするラオスの障害者スポーツ政策の統合過程においても適用できると判断した。

4. 分析手続き

逐語録の作成に際しては、音声データを別の通訳者に依頼して翻訳内容の妥当性を確認した。また、調査対象者の意識的・無意識的な心理によって記憶の正確性に差異が生じるリコールバイアスを防ぎ、インタビュー内容の精緻性を担保するために、収集した資料と比較した上で事実確認および内容の補足を行った。また、インタビュー間や資料に記載されている情報に齟齬がみられる場合は、Eメールで回答者に問い合わせ、情報の正確性について確認した。以上の手順を踏み、収集した情報を、本研究の分析対象とする質的データとした。分析は、複眼的な議論を行い、結果の妥

当性を高めるために、スポーツ国際協力に関する調査経験のある研究協力者1名とともにいった。分析に際して、著者および研究協力者がそれぞれ調査データを熟読し、唱道連合フレームワークにおける外的要因と政策サブシステムに区分けした。外的要因と政策サブシステムの分類については、Sabatier²⁵⁾の定義を援用し、「政策サブシステム内における唱道グループ間の連携や政策的学習を促進、あるいは阻害する要因」を外的要因、「政策形成に、直接的に影響を与える唱道連合に属するアクターの行動およびグループ間の相互作用により生じる事象」を政策サブシステムと設定した。

政策サブシステム内における政策施行のシナリオは、特定問題の争点化、連合間での分析的討論、政策案の採択が想定されている。本研究においても同様のシナリオを想定し、政策サブシステムにおけるアクターの行動規範や因果関係を基に、唱道グループと、唱道グループに属さない重要な行為者として位置づけられる政策ブローカーに分類した上で、時系列に沿って整理した(図3)。

IV. 結果

1. 政策サブシステム内の構造

研究対象事例における政策サブシステム内のアクターは、障害者スポーツの普及振興を担う唱道グループA、全般的な障害者の生活など福祉政策を所管する保健省が形成する唱道グループB、スポーツ政策の所管である首相府国家スポーツ委員会(2011年以降は教育スポーツ省)が形成する唱道グループCが設定された。

唱道グループAは、LPC、LDPA、ADDPで形成さ

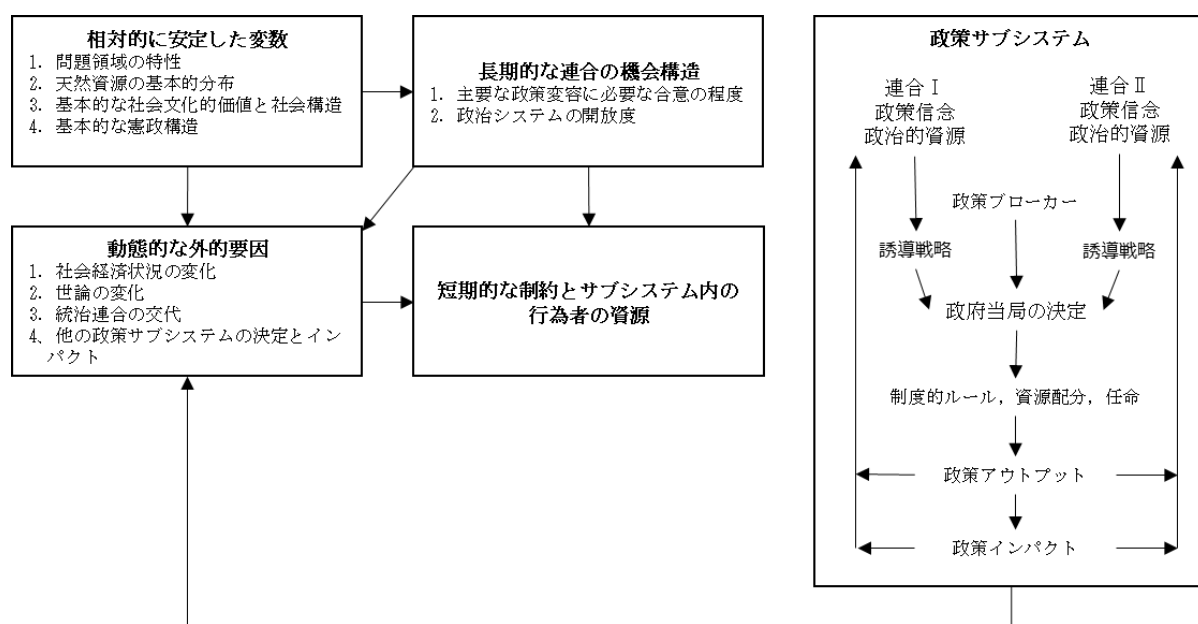


図2. 唱道連合フレームワーク (Sabatier and Weible, 2007)

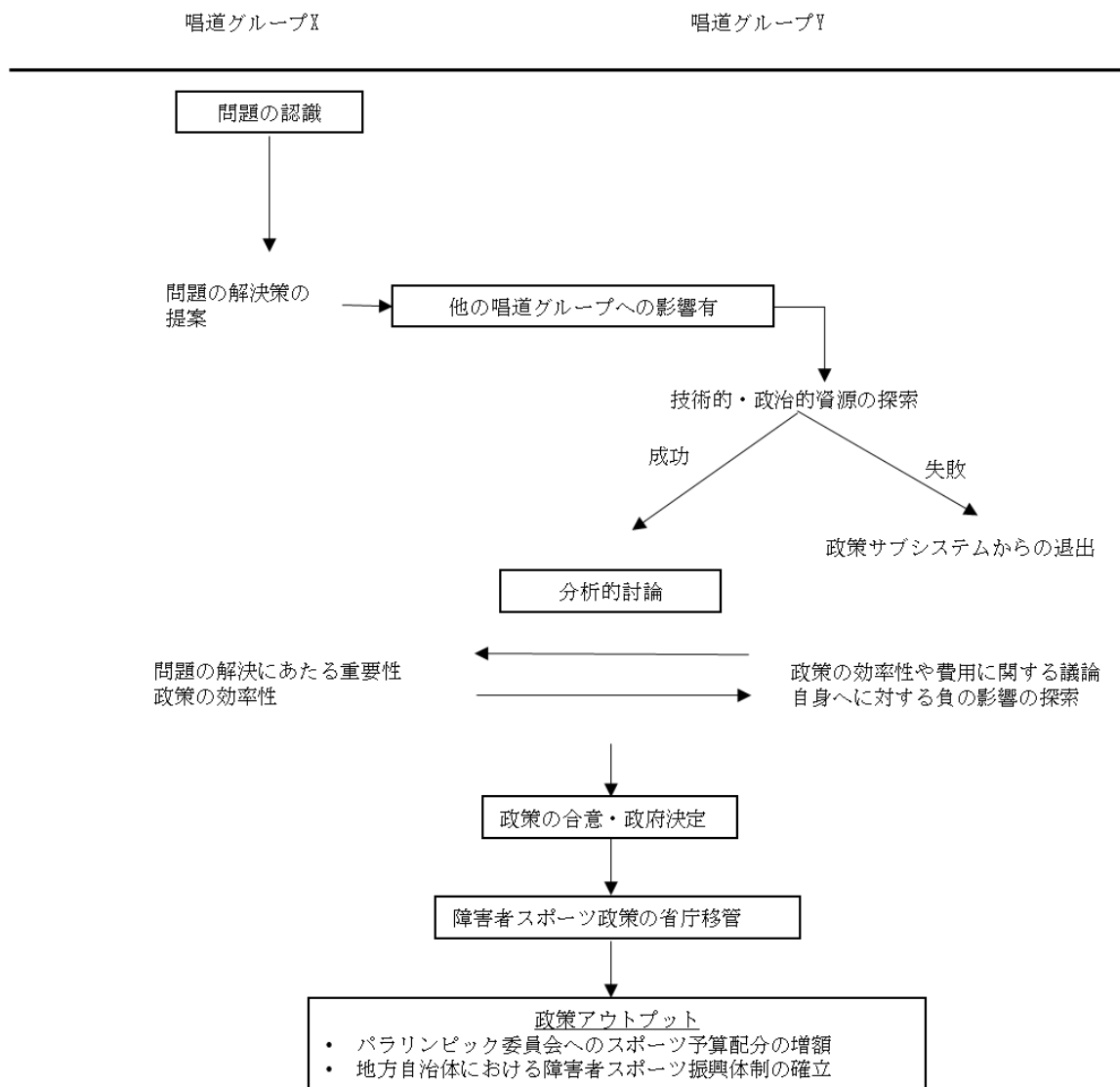


図3. 障害者スポーツ政策に係る唱道連合の想定シナリオ

れた。LDPAは、労働・社会福祉省傘下でありながら、職員自身がラオス国内の車椅子バスケットボールチームに所属していることもあり、LPC発足当初からラオスの障害者スポーツの普及振興に協力的であった。

唱道グループBの保健省は、ラオス国内の福祉政策を所管しており、障害者の生活基盤に関する制度の実行機関である。障害福祉に関する施策は保健省が管轄しており、教育事業やスポーツ事業であっても、障害のある人々が関連する施策は保健省に集約されていた。

唱道グループCは、国家スポーツ委員会（教育スポーツ省）で形成されている。唱道グループCは、ラオスのスポーツ振興政策を所管し、国民のスポーツ参加促進、国際競技大会における競技力向上を中核政策としている。

また、3つの唱道連合に加えて、政治的コンフリクトを調停するため存在する政策ブローカーとして、

2005年にLPC委員長に就任した国家スポーツ委員会副委員長が挙げられた。国家スポーツ委員会と保健省、そしてLPC間の仲介役として、国内の障害者スポーツ普及イベントの開催支援を行い、また政府内の理解も求めている。

2. 政策過程

2.1 LPC設立を背景とした唱道間の動向

上述した通り、1996年にLPCは国家スポーツ委員会に設置されたが、その発足経緯および実際の事務局はラオス国立医療リハビリテーションセンターに勤める医師らや保健省職員が中心的な構成員であった。医療リハビリテーションセンターに所属する医師のうち、LPC設立以前からセンター内の運動場にてスポーツ活動を支援していた人物がLPCの副委員長に就任し、車椅子バスケットボールの女子チーム、男子チームの設立に尽力している。ラオス国内初の障害者ス

ポーツ統括組織として誕生した LPC は、国際競技大会出場を目指す選手の管理や大会出場のサポートを行うこととなった。

「これまで障害者スポーツの国際競技大会への出場経験が少ないラオスには、極東・南太平洋身体障害者スポーツ大会（以下「フェスピック^{注4)}」と略す）に選手を送り出す際の調整や選手の体調管理をするために統一組織が必要であった。」（インタビューF）

上記の発言にある通り、フェスピック出場選手の体調管理や大会出場にあたる派遣支援を一元的に行うための組織として LPC 設立が設立されたことで、パラリンピックの出場にあたる前提条件が整い、また国際的に開発途上国に対してもパラリンピック出場を促進する取組みが講じられてきたこと¹³⁾、ラオスは2000年シドニー夏季パラリンピックに初出場を果たした。しかしながら、ラオスの障害者スポーツ事業は、LPC 設立以降も医師ら個人個人の活動に委ねられていた。シドニーパラリンピック後も継続的な大会出場を行うための選手の発掘・育成、国内における障害者のスポーツ参加環境の整備、国内の競技大会など、実行組織としての LPC の機能は整備されておらず、また国家スポーツ委員会による政策的な後押しもなされることはなかった。そもそも、委員会のメンバーは本職との兼務であり、専任の事務スタッフはおらず、実質的な事務局の機能が伴っていなかった。不定期な会議を行うのみで、障害者スポーツを全国規模に展開・振興するための意思決定や計画立案能力は備わっていない状況であった¹⁹⁾。この時期に、ASEAN10 各国が加盟する障害者スポーツに特化した連盟である ASEAN Para Federation が発足し、国際大会として新たに ASEAN Para Games が創設され、2001年以降隔年で大会が開催されることとなった。

「2001年には ASEAN Para Games も開始することとなり、パラリンピックではなくとも障害者スポーツの国際競技大会に出場する機会があることはわかっていたが、医療リハビリテーションセンターでは、あくまでリハビリテーション、生活基盤の確立を優先するしかない。また、国家スポーツ委員会においても、障害者スポーツはスポーツとしての位置づけはなされていなかった。」（インタビューG）

そこで、2001年に、既にラオスにおいて日本人コーチの派遣事業など車椅子バスケットボールチームの育成・普及支援を行っていた ADDP に対して LPC および障害者の権利向上を目指す LDPA から支援要請が

なされた。この要請に対し、ADDP はフェスピックに出場したメンバーや首都ビエンチャンに所在する障害者の職業訓練所の寮生を中心に大学構内の一区画を練習拠点として障害者スポーツの育成支援に着手することとなった。2001年第1回 ASEAN Para Games 出場を果たし、徐々に国際競技大会に出場する障害者スポーツ選手が増加しはじめると、国家スポーツ委員会副委員長との協力関係が構築され始めた。この協力関係により、国家スポーツ委員会副委員長と LPC が、障害者が使用できるスポーツ施設が不足しており、大学や病院の空き施設で練習するほかなかった環境を改善するため、障害者専用の体育館建設を日本外務省に対して2003年に支援要請を行っている。この支援要請により、2004年には「草の根・人間の安全保障無償資金協力」体育館建設プロジェクトが始動した²⁶⁾。また、同委員長は2005年に LPC 委員長にも就任している。

「このころから首相府国家スポーツ委員会（教育スポーツ省生涯スポーツ局の前身）の担当者が当会のクリニックなどに積極的に参加してきました。」（インタビューF）

こうした LPC, LDPA, ADDP, 国家スポーツ委員会委員長との協力関係が築かれたことで、国内で障害者スポーツの普及事業に着手できるようになり、2005年に第1回車椅子バスケットボール・クリニック、第1回障害者スポーツ振興セミナーを開催した。2007年に医療リハビリテーションセンター内に障害者専用の体育館が建設されると、これまで車椅子バスケットボール中心であった競技も、バドミントン、盲人卓球、ゴールボール、フライングディスクなど実施できる競技が拡大できることとなった。2007年には LDPA が国際渉外を行う事務局を担うことで、第1回4カ国対抗国際車椅子バスケットボール大会を開催し、国内大会のみならず、国外チームを招聘する大会を開催した。LPC が担う役割の段階的な拡大背景には、ADDP と LDPA との協力関係および国家スポーツ委員会委員長の唱道グループ間の仲介があった。しかしながら、あくまで協力関係が築かれたのみで、この時点では唱道グループ間の合意を促すような議論および政策的な変容はみられなかった。

2.2 ASEAN Para Games 開催を巡る問題の争点化

2000年以降、徐々に障害者スポーツの国際競技大会の出場経験を重ね、また国内において各種イベント事業を開催する機会が増加していた。2009年にラオスは第25回 SEA Games^{注5)}の開催国となることが決定しており、唱道グループ A では SEA Games 開催後に

ASEAN Para Games の開催を目標とし、大会計画の実行および予算の獲得を目指すこととなった。ASEAN Para Games は、2001 年発足以降 SEA Games 開催後に同一国・都市で開催されることが通例となっていた。

「SEA Games の開催準備過程において整備された競技会場を ASEAN Para Games においても使用することができる。その SEA Games の開催が決定したことによって、ラオスでも ASEAN Para Games を開催できるのではないかと検討段階に入った。」(インタビューF)

しかし、ASEAN Para Games という複数国を招聘し、競技数も多い国際競技大会の運営を担った経験は LPC にはなく、バリアフリー機能を伴った競技場の整備や国内の選手育成など多岐に渡る大会関連業務を遂行する事務局機能はまだ整備されていなかった。国家スポーツ委員会副委員長が仲介し、国家スポーツ委員会と LPC の調整を進めたが、SEA Games の開催が優先事項であり、かつ障害者スポーツ事業に投資を増やす妥当性や費用対効果を見出せず、両グループ間の政策志向学習は進展せず、大会計画は進まなかった。

「スポーツも含め、国際大会を開催することは国の知名度を上げる上で非常に重要である。SEA Games はその意味でラオスという世界的に知名度が低い国にとって絶好の機会であった。政府として非常に残念であったが、当時は障害者スポーツ大会を実施する十分な施設もない。開催した場合の方がリスクは高いと判断された。」(インタビューA)

以上の通り、ASEAN Para Games 開催を巡り、唱道グループ A と唱道グループ C 間に政策議論を促すこととなったが、その合意形成にまでは至らなかった。また、今後ラオスの障害者スポーツ振興には LPC の更なる事務局機能強化が必要であるという課題が鮮明になり、2009 年から草の根協力型「ラオス障害者スポーツ振興プロジェクト」が始動している²⁷⁾。

2.3 省庁改編に伴う教育スポーツ省の設置および福祉政策からの転換

2011 年に、国家スポーツ委員会と教育省が統合され、教育スポーツ省として、教育政策とスポーツ政策が一元化されることが法案可決された。このことにより、ラオスにおいてスポーツ政策を統一的に所管する独立した省として設置され、これまで省庁に横断的に設けられていたスポーツ事業の一元化を目指した調整が行われることとなった。

この時期に唱道グループ A は、首都ビエンチャンのみならず、地方自治体においても車椅子バスケットボ

ールチームの発足、障害者スポーツ振興クリニックに着手していた。2012 年には、LPC・LDPA・ルアンパバーン県・ADDP が共催となり、第 1 回全国障害者スポーツ大会を開催した。本大会は、ラオスの国民体育大会開催後に開かれ、当時のラオスでは最も大きな障害者スポーツに特化したイベントであった。

「障害者に対する理解は発展していなかった。スポーツを通じて障害者のことを理解できる機会や認知を促す取り組みが首都以外に重要であった。」(インタビューE)

地方における実績も重ね、唱道グループ A は政府に対して障害者スポーツの全国的な普及振興の重要性を説き、教育スポーツ省副大臣となった旧国家スポーツ委員会委員長を通じて教育スポーツ省との関係性構築を進めていた。

スポーツに関する事業を教育スポーツ省に集約する政策的な流れ、および唱道グループ A と教育スポーツ省との関係構築を背景として、リハビリテーション事業を除くすべての障害者スポーツ事業が教育スポーツ省に一元化され、教育スポーツ省内に障害者スポーツ振興課も発足した。さらに、唱道グループ A が独自で行った全国障害者スポーツ大会を政府が主催する方針が示され、首相府令の発令後に政府主導の下で毎年開催されることが正式決定した。この大会は国民体育大会同様に地方自治体の持ち回り制で行われることとなり、首都以外において障害者スポーツの環境整備を進める契機をもたらすという位置づけとなった。一方、2011 年には教育スポーツ省の設立が法案決定したものの、教育政策およびスポーツ政策は、障害者を対象とした事業はすべて保健省が所管していたため、予算配分の調整や各種事業の管理調整に時間を要し、実際に LPC が教育スポーツ省傘下の組織として施行されるのは 2015 年となった。

2.4 政策サブシステムに含まれない外的要因との関連性

本研究が対象とする政策サブシステムのアクターの行動を規定する外的要因について整理したい。比較的安定した要因のひとつとして、ラオスにおける中央権型の政策体制による影響が挙げられる。ラオスでは中央政府による統一的な政策実施が掲げられており、地方機関には国家の法律および中央政府が下した決定の遵守が課せられている²⁸⁾。よって、地方機関においても障害福祉分野に振り分けられていた障害者スポーツ事業が教育スポーツ省の出先機関であるスポーツ振興局に集約され、その局に障害者スポーツの普及を担う機能が整備され始めた。そのため、2015 年

以降、国民体育大会後に全国障害者スポーツ大会を県主催で行う決定が速やかになされた。首都以外の地方都市において障害者スポーツの振興体制を整備する上では、まず中央政府の決定が前提となっている。

他の政策サブシステムの影響として、2015年以降のラオス政府は推進する社会開発政策が影響している。

「ラオス国内の社会開発を進める上では女性や障害者の社会的環境の整備が課題として浮上している。国連における首相のスピーチにおいても、社会的マイノリティに対する言及が多い。」(インタビューJ)

2016年より首相に就任したトルトンシースリット首相を中心に、ラオス政府は「第8次社会経済開発5ヵ年計画(2016~2020)」を策定し、バランスのとれた持続可能な発展を目指して各種政策に取り組んでいる²⁹⁾。障害に関する政策も、この時期に進展が認められる。労働・社会福祉省は、2017~2025年に向けた「障害者に関する国家行動計画」を策定し、1) 障害に関する統計情報の整備、2) 国民の意識向上と情報の共有、3) 物理的アクセシビリティおよび情報・通信・サービスのアクセシビリティの向上、4) 健康、5) 職業訓練を含む仕事と雇用の改善、6) 社会保護制度の整備、7) レクリエーション・スポーツ環境の整備、8) 組織ガバナンスの向上という8つの重点分野を掲げた。

また、教育スポーツ省では、2011年から2015年までの「インクルーシブ教育に関する第一次国家戦略および行動計画」と「障害のある学習者のための第2次教育行動計画2016-2020」が採択された。同様に、保健省も「インクルーシブ・ヘルス&リハビリテーション戦略行動計画」として、障害者の健康とリハビリテーション環境の改善を示すアクションプランを採択している³⁰⁾。

このような非障害者と障害者間にある社会的環境の格差是正に向けた動きは、政府における障害者スポーツへの対応策も変化させ、前出したオリンピック委員会とパラリンピック委員会委員長の兼任体制の確立に帰結している。障害者スポーツ選手も、非障害者スポーツ選手同様に国際競技大会に出場する際のサポートおよび競技成績に伴った賞与が与えられている。2018インドネシアアジアパラゲームズにおいてパワーリフティング選手が金メダルを獲得した際は、同年に開催された日・ラオス首脳会談において当該選手の名前も挙がり³¹⁾、また翌年にトルトンシースリット首相から選手、コーチ、ADDPに対して賞が贈られた³²⁾。

V. 考察

本研究の目的は、ACFを用いて、後発開発途上国における障害者スポーツ政策の変容プロセスに影響を与えた要因を明らかにすることであった。政策形成に携わる特定のアクターの相互作用による政策志向学習と、それらに間接的に影響をもたらす社会経済状況の変化や他の政策サブシステムなど外的事象の変化を捉えることで、開発途上国内部の社会状況を踏まえた障害者スポーツ政策の変化に影響する要因に迫ることが可能となると考える。

まず、国際競技大会の出場経験がほとんどないラオスにとって、LPCの設立は、1999年フェスピック、2000年シドニーパラリンピック、2001年ASEAN Para Gamesの出場など国際競技大会への参加に帰結している。また、ASEAN Para Gamesの参加、そして自国開催を巡る議論が唱道グループ間の議論を促す機会となっていたことが明らかになった。先行研究において、パラリンピックへの参加が困難である国においては、準地域的な国際競技大会の存在がスポーツ振興に取り組む政策目標として設定されることが指摘されている¹⁷⁾。ラオスなど後発開発途上国においては、パラリンピックのみならずアジア全域の国々が参加する地域別国際競技大会に選手を輩出する経済的障壁も高いため、より地域を絞ったASEANに障害者スポーツの国際競技大会および競技連盟が発足したことは、恒常的に国際競技大会出場を目指す目標設定がなされたと考えられる。

また、1996年以降の段階的な障害者スポーツ事業の実施は、2009年ASEAN Para Games開催検討に帰結している。国際大会の自国開催は、政府や国民の認識を変容させる重大な契機となり得る可能性が示唆されている⁹⁾。障害者スポーツにおいても、国際競技大会の開催を契機に国家政策における障害者スポーツの位置づけ変容が生じることが報告されている。しかしながら、ASEAN Para Games開催可否を巡る課題の争点化は、各唱道グループ間の行動を変容させるイシューとして機能したが、この段階においてはラオス国内における制度変容は起こりえなかった。先行研究において、国際競技大会の開催背景には、大会開催に至るまでに既に障害者スポーツの競技力向上施策が講じられているなど、国内における障害者スポーツのエリート化が図られていることが示されているが¹⁰⁾、当時のラオスにおいてエリートスポーツとしての障害者スポーツの認識は政府内でなされていなかったと解釈できる。政策の決定においては、イベントを引き金としてアジェンダが設定され、合理的な判断のもと決定されるが³³⁾、ASEAN Para Gamesを開催する国家的な便益が浸透しておらず、政策的支援を引き出す説明力としては作用しなかったとも考えられる。一方、こ

の開催断念を契機に政府内で障害者スポーツに関する位置づけに関する検討が開始されたことを鑑みると、国際競技大会の開催を巡る議論は政策志向を進める契機となるともいえる。

2005年の国家スポーツ委員会副大臣のLPC委員長就任を皮切りに、国家スポーツ委員会に属する政府高官が障害者スポーツ振興セミナーなど関連事業への参加傾向が強まったことが明らかになった。この国家スポーツ委員会との人的な協働関係の構築およびADDPの支援、LPCの事務局機能の拡大により、国内の障害者スポーツ振興を進めるイベントや主催大会数が増加している。唱道グループAと唱道グループCの関係性を近づけさせる人物が一貫して関与していたことにより、2011年省庁再編後の障害者スポーツ振興課の設立および政府主催の全国障害者スポーツ大会実施など、政策的な問題を緩和し、現行の障害者スポーツ振興システムを構築する働きがあったと考えられる。

他方、唱道グループAに含まれるLDPAは、労働福祉省傘下でありながら、ラオス国内の障害者スポーツの普及振興並びに国際競技大会の開催にあたる協力を行っており、ラオスにおけるLPCの組織能力の強化基盤として、LDPAという国内の障害当事者団体の関与があった。Beacom⁹⁾は、開発途上国において障害者の権利向上に関する全般的な活動を推進するNGOが、スポーツを触媒として障害に関する社会啓発を推進する、あるいはスポーツ参加自体を障害者が有する人権の一つと位置づけることで、一国内の法整備を進めるとした。こうした障害者権利向上運動を推進する組織のニーズと、障害者スポーツ競技団体による障害者が抱える社会課題の認識が相まって、障害者スポーツを振興する環境が作り出されると指摘している。障害者施策を提言するための各省横断的な組織として設置されたLDPAは、2008年1月に政府が国連障害者権利条約に署名に至るまでも政府との渉外活動を進めているが、同時期にLPCの国際渉外事務局を担当するなど、障害者スポーツ事業に積極的に取り組んでいる。こうした一連の過程から、LDPAは、障害者の権利推進の一環としてスポーツ事業にも取り組んでいたと考えられる。

2018年のオリンピック・パラリンピック委員会委員長の任命には、中央政府の社会開発に関する方針及び障害者政策の進展に影響を受けていたことが明らかとなった。政策サブシステム内部の政策志向学習に対して、唱道グループに属しない重要な人物、例えば権力ホルダーである政治家の特定政策への態度や行動が、政策サブシステムに影響を及ぼすことが指摘されている^{34,35)}。本事例における首相および中央政府の動向によって、スポーツ政策としての障害者スポーツ

に対する人的・資金的資源の投資は変容することが明らかになったといえる。

ラオスの事例から、後発開発途上国において障害者スポーツの福祉政策からスポーツ政策への転換を促す要因は、国内の障害者スポーツ事業の段階的な拡大、スポーツ政策アクターとの接触機会の増加、中央政府によるスポーツ政策の変容、障害者権利に関する国内の動向、政策に大きな影響を及ぼす外的アクターの存在があった。障害者スポーツの振興は、障害者に関する法制度の見直しとパラリンピックを代表する障害者スポーツの高度競技化に伴い進められる傾向にある³⁶⁾。また、途上国に位置づけられる国においても、障害者スポーツに係る諸制度がまだ整備されていない段階で、既に障害者権利条約への批准やエリートスポーツとしての障害者スポーツという認識が高まっていることを背景に、障害者スポーツをスポーツ政策として振興する潮流にある。ラオスにおいても、同様の要因により漸次的な障害者スポーツ政策の変化が見て取れたが、ラオスにおけるその変容には、障害者スポーツのエリート化というよりむしろ、グラスルーツの活動実績と、それに伴う政府との関係構築、中央政府の動向というトップとボトムの間連性が影響したものと考えられる。現在、教育スポーツ省では、障害者と非障害者の共同練習の実施やインクルーシブなスタジアム建設計画が進んでおり、今後ラオス独自の障害者スポーツ推進体制の構築が期待される。

最後に、スポーツ政策として障害者スポーツが推進されることを一概にベネフィットとして受け入れることについては慎重に議論を進めたい。前述した通り、野川ほか⁸⁾、発途上国における障害者スポーツと非障害者スポーツの一元化体制は、財政支援や人員不足などネガティブな背景に影響を受けているとしている。さらに、Beacom⁹⁾は、「障害者」を社会的なマイノリティとして固定化したまま、非障害者という大多数に統合されていくことを単純に評価することは危うく、スポーツという価値観だけで無批判で受け入れることに対しては慎重になることが必要であるとする。一般の障害当事者にとって、スポーツ参加への導入がリハビリテーションとなっている国際的な現状に対して、リハビリテーションを終えても一貫してスポーツ活動に従事できる環境を整備するという上では、福祉政策からの急速な切り離しはマイナスの影響が出るという懸念についても熟慮する必要があるといえる。

VI. まとめと課題

本研究は、後発開発途上国における障害者スポーツの福祉政策からスポーツ政策への転換に影響する要

因を検討するため、ラオスを対象に、障害者スポーツ政策の変容に影響を与えた要因を明らかにした。

現在、日本政府では「スポーツ国際戦略」を展開し³⁷⁾、スポーツに係る開発途上国への協力体制の構築ならびにスポーツ関連産業の国際的な成長化に取り組んでいる。本研究で取り上げた障害者スポーツに関する支援も展開されているが、開発途上国内部で築き上げられた政策・制度を十分把握した上で支援方策を立案する重要性が確認された。

本研究の課題は、政策決定に関わった政府高官や職員の退職や異動により、インタビュー対象者に含めることができなかつた点である。結果的にインタビューは唱道グループ A、または唱道グループ C にカテゴリー化された障害者スポーツ関係者やスポーツ政策に携わる人物に偏重した。よって、今回の調査では抽出されなかつた要因や関連アクターが他にも存在する可能性はある。そのため、各唱道間における詳細な交渉過程について十分明らかにできていない。

また、本研究では、特定のケースを理解する試みとして、中央政府による障害者スポーツの福祉政策からスポーツ政策への転換という事例を対象としている。しかしながら、障害者スポーツのスポーツ政策転換のプロセスは、所管省庁の移管、オリンピック委員会とパラリンピック委員会の統合化や、競技団体の統合化など様々な道程が存在する。各国における障害者スポーツと非障害者スポーツの統合レベルの差異についても調査することで、より精緻に障害者スポーツ政策の変容要因を明らかにすることが可能になるであろう。

さらに、今回対象とした事例は中央政府による障害者スポーツ政策の形成過程である。しかし、政策評価においては、政策が形成されるプロセスのみならず、政策決定による数値目標の変化、地方自治体への政策波及効果など多様な研究視点が含まれる。今回の調査では、ラオスにおける障害者スポーツ政策から生じた制度・システムの変化まで言及したが、全国的な障害者スポーツの普及については、その関連を明らかにできていない。そのため、全国障害者スポーツ大会の設置や地方の行政機関における障害者スポーツシステムの変化に言及するのみで、障害者の運動・スポーツ参加率や競技施設数、各種教育機関における障害当事者への体育・スポーツ環境など具体的な政策アウトプットについては明らかにできていない。実際に地方自治体において、どのような障害者スポーツ振興体制が確立し、またそのシステムがどのような機能を果たしているのかは今後の研究課題としたい。

加えて、本研究はラオス 1 カ国を対象としたシングルケーススタディである。他の開発途上国において生じる一元化政策の背景要因について、本研究で明らか

になった結果を基に、他地域や他の後発開発途上国の事例を検証するなど、さらなる研究の蓄積が課題となる。

注

- 注 1) 本研究における障害者スポーツの定義は、DePauw and Gavron (2005) を支持し、障害 (impairment) を持つ人々が実施するためにルール等を適合化させたスポーツとする。近年では、障害の有無に依らず誰もが行うスポーツを指すこともあるが、本研究において対象とする障害者スポーツは、障害の「有」を前提とする。また、障害者の対比として用いられる「健常者」については、そもそも障害がない状態を積極的に定義することが困難であるとの Oliver (1996) による指摘から、本研究では「非障害者」として表記し、健常者スポーツを表現する用語として「非障害者スポーツ」と表記する。
- 注 2) 本研究における開発途上国の定義は、経済協力開発機構内の開発援助委員会 (Development Assistance Committee : DAC) が DAC 援助受取国・地域リストに認定されている国とした。
- 注 3) 本研究では、競技スポーツに従事する障害当事者を指す用語として、「障害者スポーツ選手」を用いることとする。また、パラリンピックに出場した経験を持つ障害当事者を示す用語としては、「パラリンピック選手」または「パラリンピアン」を用いることとする。
- 注 4) フェスピックは、アジアおよび太平洋地域の障害者スポーツの総合競技大会であり、1974 年、大分にある社会福祉法人太陽の家の創設者、中村裕が提唱したことが始まりである。中村は「パラリンピックの父」とされるルートヴィヒ・グットマンに太平洋規模の障害者スポーツの総合競技大会の構想を伝え、これに対してグットマンは既にパンアメリカン競技大会が存在したことから、対象地域を極東および南太平洋とすることを提案した。
- 注 5) The Southeast Asian Games (SEA Games) は、2 年に一度東南アジア 11 カ国において行われる国際総合競技大会である。

文 献

- 1) Kidd B. (2013) A new social movement: Sport for development and peace. Jackson S. J., and Haigh S. (Eds.) (2013) *Sport and Foreign Policy in a Globalizing World*. Routledge: New York, pp.34-36.
- 2) 森壮也 (online) 「開発と障害」を考えるために必

- 要なこと. 森壯也編, 開発問題と福祉問題の相互接近—障害を中心に—. 日本貿易振興機構アジア経済研究所, pp.3-18.
https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Reports/InterimReport/pdf/2005_04_26_01.pdf (参照日 2021年10月25日) .
- 3) International Platform on Sports & Development (Online) Learn more: Disability Sport and adapted physical activity (APA): Barriers to participation.
http://www.sportanddev.org/en/learnmore/sport_and_disability2/sport_and_adapted_physical_activity_apa_barriers_to_participation/ (参照日 2021年9月15日)
 - 4) Parnes P., and Hashemi G. (2007) Sport as a means to foster inclusion, health and well-being of people with disabilities. Sport for Development and Peace International Working Group (SDP IWG) Secretariat (Ed.) (2007) Literature Reviews on Sport for Development and Peace. University of Toronto: Toronto, pp.124-158.
 - 5) Beacom A. (2009) Disability sport and the politics of development. Levermore R., and Beacom A. (Eds.) (2009) Sport and international development. Palgrave Macmillan: London, pp.98-123.
 - 6) Devine A., Carroll A., Sennmilia Seru N. S. (2018) Promoting effective implementation of disability inclusive sports for development programmes: Lessons learnt from Australian government programs in the Pacific. 日本財団パラリンピック研究会紀要, 9 : 44-62.
 - 7) Coalter F. (2010) The politics of sport-for-development: Limited focus programmes and broad gauge problems?. International Review for the Sociology of Sport, 45(3): 295-314.
 - 8) 野川春夫, 岡田梓, 佐々木朋子, 田中暢子, 工藤康弘 (2012) 東南アジア等におけるスポーツ振興の一元化推進策に関する国際比較研究—ASEAN諸国を中心として—. 2011年度笹川スポーツ財団研究助成報告書.
http://www.ssf.or.jp/Portals/0/resources/encourage/grant/pdf/research12_1-03.pdf (参照日 2019年12月15日)
 - 9) Misener L., and Darcy S. (2014) Managing disability sport: From athletes with disabilities to inclusive organisational perspectives. Sports Management Review, 17(1): 1-7.
 - 10) 藤田紀昭 (2015) 障害者スポーツの過去, 現在, 未来 (特集—スポーツと生涯発達). 生涯発達研究, 7 : 7-17.
 - 11) Hums M. A., Moorman A. M., Wolff E. A. (2003) The inclusion of the Paralympics in the Olympic and Amateur Sports Act: Legal and policy implications for integration of athletes with disabilities into the United States Olympic Committee and national governing bodies. Journal of Sport and Social Issues, 27(3): 261-275.
 - 12) 笹川スポーツ財団 (Online) 諸外国における障害者のスポーツ環境に関する調査 (イギリス, カナダ, オーストラリア) 報告書.
http://www.ssf.or.jp/Portals/0/resources/research/report/pdf/2017_report_38.pdf (参照日 2021年10月25日)
 - 13) Lauff J. (2011) Participation rates of developing countries in international disability sport: A summary and the importance of statistics for understanding and planning. Sport in Society, 14(9): 1280-1284.
 - 14) Beacom A., and Brittain I. (2016) Public diplomacy and the International Paralympic Committee: Reconciling the roles of disability advocate and sports regulator. Diplomacy & Statecraft, 27(2): 273-294.
 - 15) Brittain I. (2006) Paralympic success as a measure of national social and economic development. International journal of eastern sport and physical education, 4(1): 38-47.
 - 16) Dowling M., Brown P., Legg D., Beacom A. (2018) Living with imperfect comparisons: The challenges and limitations of comparative paralympic sport policy research. Sport management review, 21(2): 101-113.
 - 17) 遠藤華英, 舟橋弘晃, 間野義之 (2021) 途上国における障害者スポーツ政策の形成過程: マレーシアを事例として. スポーツ産業学研究, 31 (3) : 267-289.
 - 18) Oliver M. (1996) Understanding disability: From theory to practice. St Martin's Press: New York.
 - 19) 中村由希 (2015) ラオスにおける障害者スポーツ発展の経緯と将来への展望. 日本財団パラリンピック研究会紀要, 3 : 121-137.
 - 20) Handicap International (Online) Federal Information-Laos Country Card.
https://www.handicap-international.de/sites/de/files/country/files/laos-handicap_international-2015.pdf (参照日 2016年9月20日)
 - 21) Hinton M., and Rutherford K. (2015) Disability Rights in Laos. Journal of ERW and Mine Action, 18(2): 23-28.
 - 22) アジアの障害者活動を支援する会 (Online) アジアの障害者活動を支援する会 HP. 団体概要: 障

- 害者スポーツ事業。
<http://www.addp.jp/> (参照日 2021 年 9 月 15 日)
- 23) Sabatier P. A., and Weible C. M. (2007) The advocacy coalition framework: Innovations and clarifications. Sabatier P. A. (Ed.) (2007) Theories of the policy process, 2nd ed. Westview Press: Boulder, p.202.
- 24) Henry A. D., Ingold K., Nohrstedt D., Weible C. M. (2014) Policy change in comparative contexts: Applying the advocacy coalition framework outside of Western Europe and North America. *Journal of Comparative Policy Analysis: Research and Practice*, 16(4): 299-312.
- 25) Sabatier P. A. (1988) An advocacy coalition framework of policy change and the role of policy-oriented learning therein. *Policy sciences*, 21(2-3): 129-168.
- 26) 外務省 (Online) ラオス人民民主共和国における調査。
https://www.sangiin.go.jp/japanese/kokusai_kankei/oda_chousa/h20/pdf/1-2.pdf (参照日 2021 年 9 月 15 日)
- 27) 国際協力機構 (Online) 草の根協力支援型平成 20 年度採択内定案件。
https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/shien/ku57pq000019g3fb-att/lao_06_s.pdf (参照日 2021 年 9 月 15 日)
- 28) 山田紀彦 (2013) ラオス人民革命党の体制持続メカニズム—国会と選挙を通じた国民の包摂過程—。 *アジア経済*, 54 (4) : 47-84.
- 29) 外務省 (Online) ラオスの持続的な発展に向けた日本・ラオス開発協力共同計画。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/cap1/page22_002692.html (参照日 2021 年 9 月 15 日)
- 30) Ministry of Planning and Investment (online) Disability Monograph of Lao PDR. Lao Statistics Bureau.
https://lao.unfpa.org/sites/default/files/pub-pdf/1.disability_monograph_laos_en_final_29_nov_2020_print.pdf (参照日 2021 年 9 月 15 日)
- 31) 外務省 (Online) 日・ラオス首脳会談。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/seal/la/page4_004403.html (参照日 2021 年 9 月 15 日)
- 32) The Laotian Times (Online) Paraspports Gold Medalist Pia's Efforts Recognized by PM on Road to Tokyo2020.
<https://laotiantimes.com/2019/01/07/paralympics-pia-gold-medal-tokyo2020/1> (参照日 2021 年 9 月 15 日)
- 33) 倉阪秀史 (2012) 環境政策における政策過程論: 市民参加と政策実現条件. *新世代法政策学研究 : Hokkaido Journal of New Global Law and Policy*, 14 : 1-24.
- 34) Houlihan B., and Green M. (2004) The changing status of school sport and physical education: explaining policy change. *Sport, education and society*, 11(1): 73-92.
- 35) Green M., and Houlihan B. (2004) Advocacy coalitions and elite sport policy change in Canada and the United Kingdom. *International review for the sociology of sport*, 39(4): 387-403.
- 36) 笹川スポーツ財団 (Online) 諸外国 (12 カ国) のスポーツ振興施策の状況「スポーツ政策調査研究」報告書。
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/afiedfile/2011/08/03/1309352_007.pdf (参照日 2021 年 2 月 20 日)
- 37) スポーツ庁 (Online) スポーツ国際戦略 (平成 30 年 9 月 6 日)
https://www.mext.go.jp/prev_sports/comp/b_menu/shingitouchin/_icsFiles/afiedfile/2018/09/06/1408961_01_1.pdf (参照日 2021 年 9 月 1 日)
- (2021 年 10 月 31 日受付)
(2022 年 1 月 19 日受理)

《研究報告》

日本におけるカンボジアの教員養成に関する研究の動向

山平 芳美¹⁾ 木村 寿一²⁾ 齊藤 一彦³⁾

Research trends in Japan regarding Cambodia's teacher training

Yoshimi Yamahira¹⁾ Toshikazu Kimura²⁾ Kazuhiko Saito³⁾

Abstract

This study elucidates research trends in Japan regarding teacher training in Cambodia to consider challenges for future research and prospects. Academic papers were chosen from those discussing teacher training in Cambodia and 21 papers were selected for review. They were then organized according to authors (publication years), research objectives, survey target, survey content, teacher training results, and challenges involved. Our findings show that teacher training in Cambodia was actively researched in Japan from 2010. Further, the objectives were divided into six broad categories. Accounts regarding six teacher-training institutions and teacher education college in Cambodia was confirmed. Studies had been conducted on items regarding the teacher training system, the teacher-training curriculum, actual lectures delivered for teacher training, Cambodian teachers' corrupt practices and views of teaching physical education in primary teacher training. Regarding challenges in teacher training, issues were confirmed from the viewpoints of 1) the supply of teachers; 2) an equitable allocation of teachers; 3) a dilemma between a quantitative expansion of teachers and quality maintenance; 4) issues related to teacher education; 5) curriculum reform and teachers; and 6) governance reform involving teachers. Based on the results of the study, three main issues for future research were derived.

Key words: Developing Country, Teacher Education, Literature Review

(J. Sport Dev. 1: 21-33 Mar. 2022)

キーワード：開発途上国，教師教育，文献レビュー

I. はじめに

2015年9月の国連総会で採択された、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: 以下「SDGs」と略す) の目標4では、「全ての人々に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」(Online)¹⁾、と教育分野に関する目標が盛り込まれた。とりわけ、SDGs目標4のターゲットである4.cでは、「2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる」(Online)²⁾ことが掲げられている。SDGsは、ミレニアム開発目標 (Millennium Development

Goals: 以下「MDGs」と略す) の後継であることは周知の事実である。興津・川口³⁾によるとMDGsでは、「教育の質や教員に関する明確な言及はなされなかった」(p.4)という。つまり、SDGsとして掲げられたターゲット4.cは、国際社会において世界共通の教育開発目標として認識されはじめたといえるであろう。

SDGsのターゲット4.1^{注1)}と4.cの達成に貢献することが目指されたプロジェクトとして、国際協力機構 (Japan International Cooperation Agency: 以下「JICA」と略す) によるカンボジア王国 (以下「カンボジア」と略す) の教員養成大学設立のための基盤構築プロジェクトがあげられる⁴⁾。本プロジェクトは、カンボジアにおいて質の高い教員を輩出し、カンボジア国内の教育の質向上を目指したものである。2017年から既に

1) 広島市立大学国際学部
〒731-3149 広島県広島市安佐南区大塚東3-4-1
2) 国際武道大学体育学部
〒299-5295 千葉県勝浦市新官 841
3) 広島大学大学院人間社会科学研究所
〒739-8524 広島県東広島市鏡山 1-1-1

1) Faculty of International Studies, Hiroshima City University
3-4-1 Ozukahigashi, Asaminami, Hiroshima, Hiroshima, 731-3149, Japan
2) Faculty of Physical Education, International Budo University
841 Shinkan, Katsuura, Chiba, 299-5295, Japan
3) Graduate School of Humanities and Social Sciences, Hiroshima University
1-1-1 Kagamiyama, Higashihiroshima, Hiroshima, 739-8524, Japan

プロジェクトが開始され、対象となるプノンペン特別市とバタンバン州の2校で4年制カリキュラムが導入されている。この他にも、JICAによって実施されているカンボジアの教員養成を対象とした代表的なプロジェクトはいくつか存在する。具体的には、「前期中等理科教育のための教師用指導書開発プロジェクト」、「小学校体育科教育振興プロジェクト」、「中学校体育科教育指導書作成支援・普及プロジェクト」などがあげられる。すなわち、カンボジアの教員養成は、JICAを中心とした日本のプロジェクトとの関係性を持ちながら、カンボジアの教育改善に向けて取り組みが行われているという背景を持ち合わせている。

ところで、高阪・松原⁵⁾は、先述したJICAによる理科教育協力の実践を踏まえ、日本でどのような教育開発研究がなされてきたのかという動向についてまとめている。カンボジアの教員養成にしても日本のプロジェクトとの関係性がみられたことを鑑みると、日本においてカンボジアを対象としてどのような教員養成の研究が蓄積されてきたのか検討することは肝要であろう。しかし、日本におけるカンボジアの教員養成に関する研究動向についてまとめた論文は、管見の限り見当たらない。

そこで、本研究では、日本におけるカンボジアの教員養成に関する研究動向を明らかにし、その傾向から、今後の研究の課題と展望について検討することを目的とする。

II. 方法と分析手続き

1. 論文の検索

論文の検索キーワード選定として、日本におけるイギリスの教員養成教育の研究動向をレビューした盛藤^{6,7)}を参考にした。本研究では、CiNii Articlesを用いて、「カンボジア 養成」、「カンボディア 養成」、「カンボジア 教員養成」、「カンボディア 教員養成」、「カンボジア 教師教育」、「カンボディア 教師教育」、「カンボジア 教師養成」、「カンボディア 教師養成」で検索を行った。

2. 論文のスクリーニング

論文の検索を行った結果、365編が該当した(2021年8月現在)。まず、重複した論文25編を除外した。次に、340編から、一般記事、シンポジウム資料、学会発表要旨(重複も含む)の22編を除外し、318編とした。そして、「養成」のうち文化遺産人材養成や裁判官・検察官養成、保健や医療福祉産業に関する養成など、教員養成に関連しない研究内容の学術論文、一般記事、シンポジウム資料、学会発表要旨の294編を除外し24編とした。さらに、現職教育のみで教員養成に

関する研究対象ではなかった3編を除外した。最終的に21編を選定し、それらを分析の対象とした。

3. 分析の手続き

対象となった21編の学術論文について、戸張・高増⁸⁾の項目を参考に、著者と刊行年、研究の目的、調査対象と調査内容、研究の結果について整理した。さらに、興津⁹⁾による、①教員供給、②公正な教員配置、③教員の量的拡大と質的確保のジレンマ、④教師教育に関する課題、⑤カリキュラム改革と教員、⑥教員を取り巻くガバナンス改革、の6つの視点に基づいて、選定された論文の教員養成に関する課題を上述の①から⑥に分類して整理することとした。なぜなら、興津⁹⁾は歴史的、社会的、宗教的な背景を踏まえ、豊富な文献と事例から6つの視点で開発途上国の教員養成を含めた教員政策とその課題について総括しているからである。

なお、上述の学術論文の選定と分析手続きとして、カンボジアの教員養成の実践と研究に携わる大学教員2名と日本の教員養成に携わる大学教員1名の計3名によるトライアングレーションを行った¹⁰⁾。

III. 結果

表1は、選定した21編の著者と刊行年、研究の目的、調査対象と調査内容、研究の結果、教員養成に関する課題について整理したものである。

1. 刊行年と研究の目的

刊行年別にみると、2000年から2009年の期間では2編^{11, 12)}のみであった。2010年から2019年の期間では12編¹³⁻²⁴⁾となっている。2020年以降では7編²⁵⁻³¹⁾であった。

研究の目的は、以下の6つに大別することが可能であった。

1点目は、カンボジアの教員養成制度を歴史的に整理することを目的とした研究¹¹⁾である。2点目は、カンボジアの教員養成の制度やカリキュラムについて概観することを主な目的とした研究^{12-15, 17-20, 23, 24, 28)}である。3点目は、講義や授業の観察を中心として理科教育の現状や課題について把握することを主な目的とした研究^{16, 22)}である。4点目は、カンボジアの教員養成校に対してプログラムの提供や研修を実施し、その検証を主な目的とした研究^{25, 27, 28, 31)}である。5点目は、カンボジアの教員養成校の教員を対象として不正行為について明らかにすることを目的とした研究²⁶⁾である。6点目は、カンボジアの初等教員養成校における学生の体育授業観の様態とその形成過程を明らかにすることを目的とした研究^{29, 30)}である。

表1. 日本におけるカンボジアの教員養成に関する研究

著者 (刊行年)	研究の目的	調査対象	調査内容	教員養成に関する結果	教員養成に関する課題
Khlok ¹¹⁾ (2001)	カンボジアの教師制度の発展を歴史的に整理し、教師教育が抱える問題の構造を明らかにすることを目的としている。	○全教員養成機関	○1953年から1999年までの教員養成制度	1953年の独立から1975年までの教員養成制度、ポル・ポト政権後から1999年まで教員養成制度について史実が示され、度重なる教員養成制度変更の変遷を辿ってきたことを明らかにしている。	②校正な教員配置： 採用された教員は僻地に赴任し生活条件が悪い。 ③教員の量的拡大と質的確保のジレンマ： 教師の質を高めるために「大卒+1」の資格取得が理想的であるが、僻地では困難である。教員の資質や教育の質が課題である。
和田 ¹²⁾ (2009)	カンボジアの前期・後期中等教育段階に着目し、カンボジアの教育制度、英語教育の時間と教科書、教師教育として教員養成と現職教育の概要や制度について概観することを目的としている。	○前期・後期中等教育 ○Regional Teacher Training College (以下「RTTC」と略す) ○National Institute of Education (以下「NIE」と略す)	○学校教育の概要 ○英語教育の教育概要 ○前期・後期中等教育段階における英語教育の概要 ○RTTC, NIE, 現職教育の概要と制度	カンボジアにはRTTCが6校設置されており、RTTC入学者は入学者自身で主教科を選択し、副教科をRTTC側が決定して2年間の教員養成が行われることについて明らかにしている。また、カンボジアにはNIEが1校のみで、NIEの英語教員養成の目的やコース制度についての概要が示されている。	①教員供給： 英語教師が不足している。 ⑥教員を取り巻く「ガバナンス改革」： 英語教育に関する施設が不足している。また、英語教育の教材が不足している。
平山 ¹³⁾ (2010a)	カンボジアの教育状況と初等教員養成制度の概観。2005年に発表された新初等教育カリキュラムの把握、2006年に発表された新初等教員養成カリキュラムについて批判的に考察し、初等教員養成校の課題を明らかにすることを目的としている。	○初等教育 ○Provincial Teacher Training College (以下「PTTC」と略す)	○教育状況 ○初等教育カリキュラム ○PTTC制度 ○初等教員養成カリキュラム	カンボジアには2年制のPTTCが18校設置されており、修了後は出身州の教員になることが明記されている。そして、新初等教員養成カリキュラムは、専門知識トレーニング479時間、基礎知識トレーニング453時間、初等教育知識・教授法トレーニング1,136時間、教育実習・卒業研究516時間で構成され、2年間で合計2,584時間のカリキュラムであることが明らかにされている。	⑤カリキュラム改革と途上国の教員： 新初等教員養成カリキュラムの問題が散見される。カンボジアにおける理想の初等教員像、初等教員養成像を明確にすることを提示することが指摘されている。新初等教員養成カリキュラムを基に、PTTC18校で指導内容の質の向上をさせることが課題である。
平山 ¹⁴⁾ (2010b)	カンボジアの初等教員養成制度及び初等教員養成カリキュラムの概観、州教員養成校の学生数・教官数及び施設・設備を把握し、さらに州教員養成校のカリキュラム編成・授業内容を批判的に検討し、カンボジアの初等教員の質的向上に向けて提言することを目的としている。	○PTTC	○PTTC制度 ○PTTC学生数・教官数・施設や設備 ○初等教員養成カリキュラム ○初等教員養成の講義内容	2006年に策定された初等教員養成カリキュラムとして、専門知識トレーニング、基礎知識トレーニング、初等教育・知識教授法トレーニング、教育実習、卒業研究で構成されていることが示されている。また、2007/2008年度のPTTC学生数は、4,275人、PTTC18校では首都(教官1人あたり学生数6.8人)と地方の州(教官1人あたり学生数29.9人)で教官の配置が不均衡であること、施設・設備も首都と地方の格差が存在していること、授業では、教科教授法の指導が疎ろにされ、各教科の基礎知識の習得にのみ力が入れられていることについての指摘がなされている。	④教師教育に関する課題： 初等教員養成に携わる教官の教授力量不足について指摘している。 ⑥教員を取り巻く「ガバナンス改革」： 施設や設備に関しては地域間格差を是正していくことが目指されるべきであるとしている。隣国の経験や実践を参考にした教員養成改革の実施がなされるべきではないかと提言している。

表1. 続き

著者 (刊行年)	研究の目的	調査対象	調査内容	教員養成に関する結果	教員養成に関する課題
和田 ¹⁵⁾ (2010)	カンボジアにおける英語の教師教育に着目し、同国の英語教育の背景を踏まえて、RTTCの概要やRTTCカリキュラムと英語科教育法の把握、NIEの概要やNIEカリキュラムとコース制度の実態把握、現職教育の実態把握を目的としている。	○RTTC ○NIE ○現職教育	○英語教育の背景 ○RTTC、NIE、現職教育の概要と制度 ○RTTCカリキュラム(英語科) ○NIEカリキュラム(英語科)	まず、RTTCでは学生自身で主教科を選択すること、RTTCが副教科を決定すること、2年間の教員養成が行われること、1年次前期・後期と2年次の前期・後期に関する英語科のカリキュラム内容について示されている。英語科のカリキュラムは、2年間を通して1,044時間であることが明らかになっている。また、NIEについては、前期・後期の英語科の養成内容が示され、前期20週、教育実習8週、後期16週であることが明らかにされている。	③教員の量的拡大と質的確保のジレンマ： 教員の質が課題であると指摘している。 ④教師教育に関する課題： 教科書がRTTCとNIEで一部同じ内容であったこと、英語教員の知識や技術に関する指摘がなされている。
森本・村山 ¹⁶⁾ (2011)	2008年9月から実施され3年目を迎えたJICAカンボジア理科教育改善プロジェクトの対象であるRTTC生物教員を対象とし、探求型の授業に対する見方がどの程度身についたかを明らかにすることを目的としている。	○NIE教員 ○RTTC生物教員	○RTTC生物教員探求型授業研修の概要 ○NIE教員の模擬授業と授業研究 ○RTTC生物教員による探求型学習指導案の作成と作成した指導案の評価	まず、RTTC生物教員を生徒役としたNIE教員の模擬授業は、RTTC生物教員に好評であったことが報告されている。次に、探求型授業を理解しているRTTC生物教員の指導案の評価は高い値を示したが、指導案の評価が芳しくなかったRTTC生物教員は、実験が設けられているだけの指導案であったり、単元が日本の保健科目に該当するものであったりという点が明らかにされている。	④教師教育に関する課題： RTTC生物教員は事象提示、問題や課題の重要性の認識が依然として浅いことが指摘されている。RTTC生物教員は、生徒の実験観察結果を探究の視点から分析することが十分にできていないことも指摘されている。
山口 ¹⁷⁾ (2012)	カンボジアの過去と現在の教育体制、教育行政、教育法、教育課程の検討を踏まえて、カンボジア王国小学校保健体育科指導要領や現職及び新規教員の育成並びに普及戦略の現状と課題を明らかにすることを目的としている。さらに、カンボジアにおける体育科教育振興に関する今後の課題と展望についての提言を目指している。	○カンボジアの体育科教育 ○PTTC ○National Institute of Physical Education and Sport (以下「NIPES」と略す)	○教育状況、教育行政、教育制度、教育政策、教育法、教育統計、教育財政 ○指導要領 ○教員養成制度、現職教育	Pre-School Teacher Training College (以下「PSTTC」と略す)、PTTC、RTTC、NIPES、Royal University of Phnom Penh (以下「RUPP」と略す)、NIEを取り上げ、制度についての概観が示されている。とりわけ、PTTCに着目し、初等教員養成カリキュラム(2010年版)では体育科教育法が拡充されたことが明らかにされている。また、カンボジアにおける歴史的な教員養成制度の変遷を踏まえ、2009年から地方主導の教育伝達拠点制度を導入して、体育科教育の普及が展開されていることについて報告されている。	④教師教育に関する課題： NIPESでは、前期・後期中等教育の体育教師が同じ課程で養成されていることが課題として挙げられている。初等教員養成校の体育教員の小学校現場での指導経験が皆無に等しいと指摘している。初等教員養成校でシラバスに示された授業内容を指導することが出来ない状況である課題を示している。
安藤 ¹⁸⁾ (2013)	カンボジアの初等教育の現状を教育制度や授業から明らかにし、「教育の質」・「教員の質」の確保と向上に向けた教員養成の課題について考察することを目的としている。	○初等教育 ○PTTC	○初等教育から後期中等教育までの制度とカリキュラム ○初等教育の現状 ○小学校の授業を参与観察 ○PTTC制度 ○初等教員養成カリキュラム	PTTCの入学制度とPTTCの教官の概観に触れ、平山(2010a) ¹³⁾ に基づいて、5つに初等教員養成カリキュラムの特徴と課題が提示された。とりわけ、初等教員養成カリキュラムに関しては、学習指導に関する原理や方法の指導がなされていない点、教科の指導法に関する科目の基盤となる教育原理や学習指導論にあたる科目が見当たらないと考察している。	④教師教育に関する課題： 教員の質を高める現職教育が整備されていないことが指摘されている。国際教育協力により、各国の教員養成大学が培ってきたノウハウの共有・教育・教材開発を共同で行う事業の推進を行う必要がある。 ⑤カリキュラム改革と途上国の教員： 「教育の質」・「教員の質」向上に資するカリキュラム構築や改善が急務であると指摘している。 ⑥教員を取り巻く「ガバナンス改革」： 教員に対する保証が不十分である。

表1. 続き

著者 (刊行年)	研究の目的	調査対象	調査内容	教員養成に関する結果	教員養成に関する課題
和田 ¹⁹⁾ (2013)	カンボジアの英語教育・教員養成制度の発展、学校制度及び教員養成制度、英語教員養成、私立の英語教員の現状の把握を目的としている。	○RTTC ○NIE ○私立学校英語教員	○学校制度 ○教員養成制度 ○英語教育の概観 ○RTTC カリキュラム ○NIE カリキュラム ○私立学校の養成と採用	まず、RTTCの教員不足、校舎不足のため2部制で授業が行われていること、受験制度、専攻・副専攻科目の決定方法、専攻・副専攻科目の組み合わせによる授業時数の提示、RTTC カリキュラムと時間割、教科書などについて明らかにしている。また、NIEの教育制度、専攻・副専攻科目の決定方法、NIE カリキュラム、養成期間と時間割、教科書についても明らかにしている。	②公正な教員配置： 僻地の教員不足は深刻であると指摘している。 ④教師教育に関する課題： RTTC 教官の英語学力に課題がある。RTTC と NIE で資料している教科書が同じであるということを指摘している。 ⑥教員を取り巻く「ガバナンス改革」： 教員養成制度は、カンボジアの内戦や様々な要因による財政難などの影響を受けているとしている。
平山 ²⁰⁾ (2014)	カンボジアの初等教員養成制度及び理念、初等教員養成カリキュラムの教科の指導法に関する記述を通して、教科の指導力形成に向けてどのような取り組みがなされているかを解明し、教科の指導法を巡る諸課題をまとめ、カリキュラムの質的向上に向けた提議を行うことを目的としている。	○PTTC	○初等教員養成制度と理念 ○初等教員養成カリキュラム ○初等教員養成カリキュラムの教科指導法に関する記述	まず、初等教員養成カリキュラムから、カンボジアの初等教員で養成されるべき5つの要素について挙げられている。そして、初等教員養成カリキュラムの初等教育知識・指導法トレーニングに関する記述から、どのような指導力の形成がなされているのかという点について、知識に関する記述が多いことが特徴として挙げられ、理論と実践が体系化されている初等教育知識・指導法トレーニングの教科もあれば、初等教育知識・指導法トレーニングの位置づけを明確にする必要がある教科もあることが明らかにされている。	⑤カリキュラム改革と途上国の教員： 教科の指導法に対する認識の低さについて指摘されている。さらに、教科の指導法に関するカリキュラムの記述の薄さについて指摘がなされている。そして、理論と実践の体系の問題を挙げている。
石川 ^{ほか} ²¹⁾ (2018)	カンボジア教育省幼児教育庁元署長、PSTTC の学生、6つの幼稚園と保育園の保育者のインタビュー調査を踏まえて、保育の現状と課題について整理することを目的としている。	○幼稚園・保育園 ○PSITTC	○保育の現状と課題 ○在宅プログラム ○幼稚園の制度 ○保育者の社会的地位 ○幼稚園カリキュラム ○幼稚園教員養成制度 ○保育園の概要	PSTTC は首都のプノンペンに1校存在していることが示されている。幼稚園教員養成制度として、就業期間は2年であること、受験は全国から約5,000人が集まり200人程が合格すること、PSITTCを卒業すると採用試験があり合格後教員となるが難関であること、PSITTCの授業概要について示されている。	③教員の量的拡大と質的確保のジレンマ： 幼児教育の重要性が浸透していない。カンボジアでは下位資格から順に取得していく必要があり、学校教育段階の教師になるために出発点として、PSITTCが選択されている傾向にある。 ⑥教員を取り巻く「ガバナンス改革」： 教師をしながら副業をのぞむ者も存在する。
森田 ^{ほか} ²²⁾ (2018)	JICA カンボジア理科教育改善プロジェクトや他の理数科教育に関するプロジェクトを踏まえて、これまでの研究で指摘されているような課題が現在もなお残っているのか明らかにし、残っているならば今後どのように改善していけばよいのかを現地の教育関係者とともに見出していくことを目的としている。	○初等教育 ○前期・後期中等教育 ○NIE ○RUPP	○教育制度 ○初等教育から後期中等教育段階の算数・数学の調査 ○NIEの講義 ○NIEの現状調査 ○RUPPの現状調査	まず、NIEの数学科教員養成コースの学生によるベクトルを単元とした模擬授業を参与観察結果について報告されている。そして、NIEの数学科教官へのインタビューを通して、数学科の教科書、教員の現状、学校の状況から、課題を明らかにしている。さらに、RUPPの理学部数学科教員や学生へのインタビューを通して、RUPPにおける数学科の現状について報告している。	②公正な教員配置： 都市部と地方の経済的な格差が拡大し、地方では教員が不足している。 ④教師教育に関する課題： 諸外国の既存の教材をそのままカンボジアに導入するような方法はうまくいかないことが多いと指摘している。教材や教授法が共有できる場を現地の人とともに作っていくことが重要であるとしている。 ⑥教員を取り巻く「ガバナンス改革」： 教科書不足という課題が残されている。

表1. 続き

著者 (刊行年)	研究の目的	調査対象	調査内容	教員養成に関する結果	教員養成に関する課題
山平ほか ²³⁾ (2018)	初等教員養成における体育科教育法に着目し、体育科教育法の現状と課題を明らかにすることを目的としている。	○PTTC	○初等教員養成校カリキュラムの体育科教育法 ○体育科教育法の講義	体育科教育法が2年間で103時間実施されていること、体育科教育法の指導目的、体育科教育法1年次・2年次の内容、体育科教育法における実践に関する指示が示され、体育科教育法と指導要領の整合性の確認を行っている。また、体育科教育法の参与観察や関係者へのインタビューから、運動施設の格差、体育の教材、学生の実態等の現状と課題について明らかにしている。	⑤カリキュラム改革と途上国の教員： 体育科教育法と指導要領の一部の内容で齟齬が確認されたことを指摘している。さらに、PTTC や PTTC 周辺の状況と実態を把握した体育科教育法を構成することの必要性について主張している。
光田 ²⁴⁾ (2019)	日本の大学における在外研修の成果として、資料や現地での聴取、訪問した公立小学校などの様子を基に、カンボジアの初等教育の現状や課題について報告することを目的としている。	○初等教育 ○PTTC	○カンボジアの歴史 ○初等教育の現状調査 ○PTTC の概要 ○PTTC カリキュラム	教員養成制度を踏まえて、後期中等教育の成績下位層が教員養成校に入学してくる現状を報告し、教員の質向上に向けて教員養成大学設立のための基盤構築プロジェクトが進行していることについて報告している。また、平山 ²⁰⁾ の初等教員養成カリキュラムを踏まえ、特に「幼稚園を経ない子どもの教育プログラム」、「子どもにやさしい学校プログラム」に関して考察を行っている。	④教師教育に関する課題： 初等教員養成カリキュラムの「子どもにやさしいプログラム」は、日本の特別活動や教育全体にわたる計画が寄与できる可能性を今後の課題として示している。
木村・山平 ²⁵⁾ (2020)	カンボジアの初等教員養成校の学生が日本の学生と協働で行った運動会から得られた経験を、初等教員養成校の学生がその後どのように活かしているのかについて明らかにすることを目的としている。	○初等教育 ○PTTC	○日本の学生と PTTC の学生が協働開催した運動会 ○PTTC の学生が独自に開催した運動会	日本の学生と PTTC の学生が協働で行った運動会における、PTTC の学生の苦勞と学びが明らかになれば、PTTC の学生のみで独自の運動会を開催されたことが報告されている。	①教員供給： 小規模校における教員数の問題を指摘している。 ⑤カリキュラム改革と途上国の教員： 初等教員養成校の体育科教育法に運動会の記載がないことを指摘している。 ⑥教員を取り巻く「ガバナンス改革」： 体育授業が実践できる環境を整えることの重要性を指摘している。
前田 ²⁶⁾ (2020)	カンボジア教師の子ども時代からの不正行為に関する経験と、教育者としての不正行為に対する態度について明らかにすることを目的としている。	○教員養成校の教員	○教員養成校の教員を対象とした子ども時代からの不正行為に関する経験と教育者としての不正行為に対する態度	教員養成校の教員2名を対象としたライフストーリーの分析から、教師自身の被教育体験期における不正行為の経験が、不正行為に対する態度に影響を与えていることが推察されたことを明らかにしている。	④教師教育に関する課題： 教育汚職が蔓延した国における教師教育援助の在り方について指摘がなされている。
宮川ほか ²⁷⁾ (2020)	カンボジアの教員養成大学 (Teacher Education College : 以下「TEC」と略す) を対象とした、環境教育シラバスと環境教育授業用教科書の作成、教員研修を行い、TEC 教員を日本に招聘する活動を通して、TEC 教員の環境教育指導能力の改善・向上を目指した活動について報告することを目的としている。	○TEC	○TEC における環境教育支援	TEC において、環境教育シラバスと環境教育授業用教科書が作成され、TEC の学生を対象に環境教育に関して10種類の指導法が TEC 学生に対して行われている。また、TEC の教員を対象として教員研修や日本への招聘事業を通して、TEC における環境教育推進を担う教員の成長への期待について報告されている。	④教師教育に関する課題： カンボジアの小中学校においてカンボジアの教員が、児童・生徒に環境教育を根付かせることが重要であると指摘している。 ⑤カリキュラム改革と途上国の教員： 教員として赴任する地方の小学中学校において、TEC を卒業した学生が「環境」を指導する時間が設定されていないことが指摘されている。

表1. 続き

著者 (刊行年)	研究の目的	調査対象	調査内容	教員養成に関する結果	教員養成に関する課題
小野 ²⁸⁾ (2020)	カンボジアにおける初等教員養成の学士化が改革政策として議論される文脈を把握し、初等教員養成学士化計画の概要と進捗状況を明らかにすることを目的としている。	○PTTC ○RTTC ○TEC	○カンボジアにおける教員養成制度の成果と課題 ○カンボジアの教員政策	内戦後、ドナーや国際機関の支援を受け初等教育及び中等教育のアクセスが大幅に改善されたことが明らかにされている。一方、教員の質が低いことが課題として挙げられたため、より効果的な教員養成を展開するための、教員政策行動計画が打ち出され、JICA によって4年制教員養成大学の支援が行われていることについて明らかにされている。	①教員供給： 教員の数の確保と教員の能力の開発が課題として挙げられている。 ④教師教育に関する課題： 養成教育と現職教育を包含した教師教育の枠組みの中で教員のライフステージに対応した教員力量スタンダード確立の必要性が指摘されている。 ⑤カリキュラム改革と途上国の教員： 初等教育カリキュラムと教員養成カリキュラムの整合性について指摘している。
山平ほか ²⁹⁾ (2020)	カンボジアの初等教員養成校の学生が入学段階で保持する体育授業観の様態と、体育科教育法を受講したことによる体育授業観の保持あるいは変容について明らかにすることを目的としている。	○PTTC	○PTTC 学生を対象とした体育授業観の様態	PTTC の学生は、体育科教育法（前期）の受講前後において、カンボジアにおける指導要領の目的や目標を包括した体育授業観、カンボジアの教育的背景を内包しながら教授行為や授業運営に焦点をあてた体育授業観を保持していた。また、体育科教育法の受講を契機とした体育授業観の変容が一部認められたケースと、体育授業観が保持され続けるケースも確認されたことを報告している。	④教師教育に関する課題： PTTC の学生を対象として、教育実習の実施前後における体育授業観の様態とその変容に関する調査の必要性を課題として挙げている。
山平 ³⁰⁾ (2020)	カンボジアにおける初等教員養成校の学生が PTTC 入学以前から初等教員養成段階において、どのように体育授業観を形成しているのか、その過程について明らかにすることを目的としている。	○初等教育 ○前期・後期中等教育 ○PTTC	○PTTC 学生を対象とした体育授業観の形成過程	PTTC の学生は、被教育体験期において、学校体育のみならず、学校スポーツの影響を受けながら体育授業観を形成してきたこと、PTTC の学生の体育授業観の形成には教育実習の時期・時機が影響していること、PTTC の学生の体育授業観の形成にはPTTC 上級生との関わりが影響していたこと、以上の3つの観点が明らかにされている。	④教師教育に関する課題： 教員養成段階のみならず現職教員も含めて教員の力量形成について検討する必要性を今後の課題としている。
小野澤・平野 ³¹⁾ (2021)	カンボジアの NIPES における教科指導研修プログラムを作成し、NIPES4 年制の学士化に向けた教科指導研修プログラムの内容・方法及び実施成果を検討することを目的としている。	○NIPES	○中学校体育科指導要領 ○NIPES で実施された研修プログラムの成果	NIPES における教科指導研修プログラムを通して、NIPES の学生はレクリエーション領域への認識を深めたこと、その認識を深めた要因として理論を教科指導研修プログラムに導入したこと、NIPES の教員と日本の大学の教員が教科指導研修プログラムを事前に検討したことによる成果が得られたこと、以上の3点について明らかにされている。	④教師教育に関する課題： 教員養成の資質向上に向けた自立が困難であることが課題として挙げられている。

2. 調査対象

幼稚園教員養成校 (PSTTC) を調査対象とした研究は、1編²¹⁾のみであった。初等教員養成校 (PTTC) を調査対象とした研究が最も多く、9編^{13, 14, 18, 20, 23-25, 29, 30)}であった。教員養成大学 (TEC) を調査対象とした研究は1編²⁷⁾であった。国立体育・スポーツ研究所 (NIPES) を調査対象とした研究は1編³¹⁾であった。PTTCとNIPESを調査対象とした研究は、1編¹⁷⁾であった。前期中等教員養成校 (RTTC) と国立教育大学 (NIE) を調査対象とした研究は、4編であった^{12, 15, 16, 19)}。PTTC, RTTC, TECを調査対象とした研究は1編²⁸⁾であった。NIEとプノンペン王立大学 (RUPP) を調査対象とした研究は、1編²²⁾であった。これらの教員養成機関全体を調査対象とした研究は、1編¹¹⁾のみであった。なお、1編²⁶⁾は倫理的配慮から教員養成校が特定されないよう配慮されていたため、6つの教員養成としての分類手続きは行っていない。

3. 調査内容

教員養成の制度について調査した研究は、11編^{11-15, 17-21, 28)}であった。教員養成のカリキュラムについて調査した研究は、9編^{13-15, 18-21, 23, 24)}であった。教員養成における実際の講義について調査した研究は、4編^{14, 16, 22, 23)}であった。カンボジアの教員養成校に対してプログラムの提供や研修などの実施の成果や課題について調査した研究は4編^{25, 27, 28, 31)}であった。カンボジアの教員養成校の教員を対象としてライフストーリーから不正行為の経験や態度を調査した研究は、1編²⁶⁾であった。カンボジアの初等教員養成校における学生の体育授業観の様態とその形成過程を調査した研究は、2編^{29, 30)}であった。

また、英語科教育について調査した研究が3編^{12, 15, 19)}、理数科教育について調査した研究が2編^{16, 22)}、体育科教育について調査した研究が6編^{17, 23, 25, 29-31)}であった。

4. 教員養成に関する課題

選定した21編に示されていた教員養成に関する課題について、①教員供給、②公正な教員配置、③教員の量的拡大と質的確保のジレンマ、④教師教育に関する課題、⑤カリキュラム改革と教員、⑥教員を取り巻くガバナンス改革、以上の6つの視点で整理した。

①教員供給に関する課題は、3編^{12, 25, 28)}で確認された。②公正な教員配置に関する課題は、3編^{11, 19, 22)}で確認された。③教員の量的拡大と質的確保のジレンマに関する課題は、3編^{11, 15, 21)}で確認された。④教師教育に関する課題は、14編^{14-19, 22, 24, 26-31)}で確認された。⑤カリキュラム改革と教員に関する課題は、7編

13, 18, 20, 23, 25, 27, 28)で確認された。⑥教員を取り巻くガバナンス改革に関する課題は、7編^{12, 14, 18, 19, 21, 22, 25)}で確認された。

IV. 考察

1. 刊行年と研究の目的及び結果について

日本におけるカンボジアの教員養成に関する研究は、Khlok¹¹⁾をはじめ、2000年代に入って研究が行われるようになり、2010年以降研究が盛んに行われるようになり、2020年以降も研究が蓄積されているといえる。

研究の目的は6つに大別された。6つの研究の目的に対応して、研究の結果について合わせて考察する。

第1に、カンボジアの教員養成制度を歴史的に整理することを目的とした研究¹¹⁾から、1953年の独立後の教員養成の制度について、1979年以降の教員養成制度について明らかにされていた。Khlok¹¹⁾は、1991年のパリ和平協定後にカンボジアでは研究が再開されることになったとし、まずは史的に教員養成制度について明らかにする必要があったと思われる。2001年以降、カンボジアの教員養成制度の変遷について同様の研究が確認されていない点を踏まえると、ポル・ポト政権後カンボジアの教員養成制度そのものは整いつつあると示唆される。

第2に、カンボジアの教員養成の制度やカリキュラムについて概観することを目的とした研究^{12-15, 17-20, 23, 24, 28)}から、まず、PSTTC, PTTC, RTTC, NIEの制度について明らかにされていた。カンボジアの教育・青年・スポーツ省 (Ministry of Education, Youth and Sport : 以下「MoEYS」と略す)³²⁾は、「教員政策行動計画」の指針に、教員養成のカリキュラム改訂を明記している。つまり、カンボジアの教員養成カリキュラムは課題を抱えていたと推察されることから、教員養成の制度と合わせてカリキュラムについて概観することを目的とした研究がこれまでなされてきたと思われる。さらに、カリキュラムに関しては、初等教員養成カリキュラム、初等教員養成カリキュラムの体育科教育、中等教員養成カリキュラムの英語科教育法、国立教育大学カリキュラムの英語科教育法について明らかにされていた。しかし、教員養成機関全ての制度は明らかにされていなかった。カリキュラムについても同様に、カリキュラムが明らかにされている教員養成機関や教科の指導法に関する内容が限定的であった。全ての教員養成機関の制度やカリキュラムの研究の蓄積は、教員養成の実態や課題を把握する一次資料ともなり得る。とりわけ、NIPES, RUPP, TECの具体的な制度や各教科の指導法に関するカリキュラム研究が蓄積されていく必要があるといえよう。

第3に、講義や授業の観察を中心として理数科教育の現状や課題について把握することを目的とした研究^{16, 22)}では、JICAの理数科教育改善プロジェクトの成果や課題について明らかにされていた。高阪・松原⁵⁾は、JICAのプロジェクトに関して大学教員の参加体制が整っていることについて触れており、2編^{16, 22)}の研究においても同様に大学教員の関わりが窺えた。さらに、高阪・松原⁵⁾は、「国際協力研究の立場から行うアフリカの理数科教育開発研究や、対象をアフリカ以外の地域にも広げるとともに、研究や実践における主体としての開発途上国を想定し、理数科教育開発研究の体系化を図る必要がある」(p.108)と述べている。JICAの理数科教育改善プロジェクトの成果や課題について明らかにされていた2編^{16, 22)}は、理数科教育開発研究の一助となる研究であろう。

第4に、カンボジアの教員養成校に対してプログラムの提供や研修などを実施しその検証を主な目的とした研究^{25, 27, 28, 31)}では、プログラムや研究の成果と課題について明らかにされていた。高阪・松原⁵⁾は、実践と研究の両者を包括的に分析する必要性について指摘している。4編^{25, 27, 28, 31)}の研究では、教員養成への支援や実践の後、研究として支援や実践の成果と課題を明らかにしている。このことから、支援や実践を踏まえ研究が行われてきたことが理解できる。ところで、馬場³³⁾は、理数科教育開発協力の分野において、「試行的な実践を研究に止揚し、研究をより質の高い実践に還元するという実践と理論の循環」(p.55)につながると述べている。選定された21編では、研究から実践へ還元する研究は確認されず、カンボジアの教員養成においても理数科教育協力の分野と同様、理論から実践に焦点をあてた研究を蓄積していく必要性が示唆された。

第5に、カンボジアの教員養成校の教員を対象として不正行為について明らかにすることを目的とした研究²⁶⁾では、教員の子ども時代の不正行為に関する経験とその後の教育者としての不正行為に対する態度について明らかにされていた。前田²⁶⁾は、日本が開発途上国に対する教育支援を行ってきたことを前提として、「開発途上国の教師の職業的側面に関する研究が重視されてきたが、職業的な成長に影響を与えるとされる個人的な生活や経験に関する研究はほとんどなされてこなかった」(p.5)と述べている。山崎³⁴⁾は、教師のライフコース研究において教師の力量形成の転機^{註2)}に着目し、教師の力量形成の契機として「個人および家庭生活における変化」(p.22)を挙げている。前田²⁶⁾による研究は、教師の力量形成に着目した研究であるといえよう。そして、前田²⁶⁾は、研究の結果を踏まえ、教員養成カリキュラム改革や現職教員研

修などの支援のみならず、不正行為を行う教師の再生産を阻止する教師教育支援の必要性について指摘している。今後、新たな視点で支援が展開されるのであれば、それに伴う検証も求められてくるであろう。

第6に、カンボジアの初等教員養成校における学生の体育授業観の様態とその形成過程を把握することを目的とした研究^{29, 30)}では、体育授業観と体育授業観の形成過程が明らかにされていた。高阪・松原⁵⁾は、授業観や信念に関する先行研究を教師教育論に関する研究として3編³⁵⁻³⁷⁾取り上げている。2020年代に入り、カンボジアの教員養成においても教師教育論に関する研究に着手されはじめたといえるであろう。3編³⁵⁻³⁷⁾の教師教育論に関する研究では、研修プログラムや授業研究を通じた授業観や信念の変容過程について検討している。したがって、今後カンボジアの教員養成においては、教員研修や授業研究を通じた授業観や信念の変容過程に関する検証も必要であろう。

2. 調査対象と調査内容について

カンボジアの教員養成機関として、PSTTC, PTTC, RTTC, NIPES, RUPP, NIEの6機関が報告されている^{11, 17)}。さらに、PTTCとRTTCの2年制を学士化とするTEC^{27, 28)}についても、TEC開校の2年後である2020年に調査対象となっていた。日本におけるカンボジアの教員養成に関する研究は、PTTC^{13, 14, 18, 20, 23-25, 29, 30)}を調査対象とした研究を中心に展開されてきたと考えられる。RTTCやNIEに関する報告は英語科教育^{12, 15, 19)}と理数科教育¹⁶⁾に限定されていた。また、PSTTCを調査対象とした研究は1編²¹⁾のみ、NIPESも山口¹⁷⁾に記述がみられるが、NIPESのみを対象とした研究は小野澤・平野³¹⁾の1編のみとなっている。RUPPは森田ほか²²⁾において調査対象となっているが、一部の記述に留まっている。このことから、カンボジア全ての教員養成機関が調査対象となっているものの、調査対象機関や教科の指導法などに偏りがみられた。

研究の調査内容としては、カンボジアの教員養成の制度に関するものが最も多く、次いで教員養成カリキュラムに関するものであった。したがって、日本では、これまでカンボジアの教員養成制度やカリキュラムを中心に調査されてきたことがわかる。

さらに、体育科教育について調査した研究が6編^{17, 23, 25, 29-31)}と最も多かった。原³⁸⁾は、日本の国際NGOはカンボジアにおける活動を由縁としている団体が多いこと、カンボジアにおける運動会についてはJICAや様々な大学プログラムによる取り組みがなされていることを報告している。山平ほか³⁹⁾は、JICAによるカンボジアにおける体育科教育の支援を対象とした調査や研究あるいは報告などが蓄積されている可

能性について述べている。このような背景から体育科教育に関する調査や研究が行われていたと示唆され、カンボジアの教員養成に関する研究の特徴の1つとも捉えられよう。

3. 教員養成に関する課題について

21編それぞれ課題が述べられているが、教員養成と継続的職能開発を踏まえた④教師教育に関する課題が14編^{14-19, 22, 24, 26-31})と最も多かった。具体的には、教員養成校の教員の質に関する課題やカンボジアの教員養成が抱える課題解決に向けた大学や日本の教育協力の必要性に関する指摘を中心としたものであった。選定された21編が教員養成を対象としていることから、教師教育でもとりわけ教員養成に特化した課題が述べられていた点が最大の要因であるが、いずれの先行研究においても、ポル・ポト政権下における教師の虐殺や教育制度崩壊の歴史的背景を起点としている。萩巣⁴⁰)は、カンボジアの教員制度は諸外国をモデルに改革され続けているとし、すなわちカンボジアは現在も歴史的背景を踏まえると改革せざるを得ない現状であるため、教師教育に関する課題が多かったと示唆される。

次いで、⑤カリキュラム改革と教員に関する課題が7編^{13, 18, 20, 23, 25, 27, 28})見受けられた。具体的には、教員の質や教育の質に対するカリキュラムの指摘、カリキュラムの内容に関する指摘について述べられていた。これはカンボジアの教員養成でもカリキュラムについて概観することを目的とした研究が多かったことが要因として考えられる。カリキュラムは、(1)意図されたカリキュラム、(2)実施されたカリキュラム、(3)達成されたカリキュラムの三層構造で捉えられることがある⁴¹)。カンボジアにおけるカリキュラムに関する課題は、この(1)意図されたカリキュラムから(2)実施されたカリキュラムに移行する理想と現実のジレンマに関する指摘が中心であったと思われる。先述の通り、ポル・ポト政権下において教師の虐殺により、多くの教師を養成あるいは輩出しなければならなかった。教員養成のカリキュラムについて、萩巣⁴⁰)は、「卒業後すぐに教壇に立てる教員を養成する非常に実践的なカリキュラム」(p.56)になっていると述べており、過去の歴史が未だなお教員養成のカリキュラムにも影響していると示唆される。

そして、⑥教員を取り巻くガバナンス改革に関する課題として7編^{12, 14, 18, 19, 21, 22, 25})確認された。興津⁹)は、⑥についてザンビアの教員を例として、教室の整備などに苦悩しているにも関わらず、政府から配分される学校補助金が不足していたこと等を事例にあげている。選定された21編からも、カンボジアの財政

難による施設・設備や教材不足に関する課題があげられており、カンボジアでも同様に教員を取り巻くハード面やソフト面の課題は現在も続いていることが示唆される。

選定された21編からカンボジアでは依然として教員養成に関する課題が山積していることが示された。先行研究で示されたカンボジアの教員養成に関する様々な課題の解決を目指すような研究が期待されているといえよう。

V. 今後の研究の課題と展望

最後に、本研究の結果と考察を踏まえて、今後の研究の課題と展望について3点述べる。

第1に、選定された21編の研究の目的の傾向を踏まえた今後の研究の課題についてである。研究の目的でも、講義や授業の観察を中心として現状や課題について把握することを主な目的とした研究は僅かであった。高阪・松原⁵)は、サブサハラ・アフリカ地域を対象とした日本で行われている理数科教育開発研究の文献レビューを通して、学習指導論^{注3})、教師教育論^{注4})に関する研究が重点的に蓄積されてきたことを報告している。開発途上国という枠組みにおいては、日本におけるカンボジアの教員養成を対象とした研究では、学習指導論や教師教育論に関する研究が十分ではない点が課題であろう。

第2に、調査対象となったカンボジアの教員養成機関についてである。現在 JICA が実施している技術協力の中では、「教員養成大学設立のための基盤構築プロジェクト」として、PTTC と RTTC の統合による学士化を目指している。また、JICA 草の根パートナー型では「中学校体育科指導書作成支援・普及プロジェクト」として NIPES も対象とした体制構築・人材育成が行われている。高阪・松原⁵)は、JICA の技術協力プロジェクトとして理数科教育協力における実践と日本における理数科教育開発研究の動向と関係性を示している。カンボジアの教員養成については、高阪・松原⁵)が示した日本のプロジェクトを踏まえた教育開発研究が限定的であることが課題であると思われる。カンボジアの教員養成に関しても、高阪・松原⁵)と同様の視点で研究を蓄積していくことが期待されていると考えられる。

第3に、カンボジアの教員養成に関する研究動向を踏まえ、MoEYS⁴²)による「公立学校における教育統計と指針」やカンボジアにおける社会状況の変化に対応した詳細な調査と分析を行い、カンボジアの教員養成や教科の指導法に示唆を与えるような研究も必要であろう。とりわけ、体育科教育に着目した調査も多数確認されたことから、中学校体育科指導書の分析や

TECにおける体育科教育法の位置付け、NIPESの学士カリキュラムに関する検討も行っていく必要があるであろう。

VI. おわりに

本研究では、日本におけるカンボジアの教員養成に関する研究動向を明らかにし、その傾向からカンボジアの教員養成に求められる今後の研究の課題と展望について検討することであった。研究動向として、以下の5点に集約できる。

- (1) 日本におけるカンボジアの教員養成に関する研究は、2001年を皮切りに、2010年以降盛んに研究が行われている傾向にあった。
- (2) 選定された21編の目的は6つに大別された。カンボジアの教員養成制度を歴史的に整理することを目的とした研究、カンボジアの教員養成の制度やカリキュラムについて概観することを主な目的とした研究、講義や授業の観察を中心として現状や課題について把握することを主な目的とした研究、講義や授業の観察を中心として理数科教育の現状や課題について把握することを主な目的とした研究、カンボジアの教員養成校に対してプログラムの提供や研修などを実施しその検証を主な目的とした研究、カンボジアの教員養成校の教員を対象として不正行為について明らかにすることを目的とした研究、カンボジアの初等教員養成校における学生の体育授業観の様態とその形成過程を明らかにすることを目的とした研究であった。
- (3) 調査対象として、6つの教員養成機関とTECを対象としていたことが確認された。一方、英語科教育や理数科教育のみが対象とされていた教員養成機関や、選定された21編の論文の中でも一部の記述に留まる教員養成機関も見受けられた。
- (4) 調査内容は6つに大別された。教員養成の制度、教員養成のカリキュラム、教員養成の実際の講義、教員養成校に対してプログラムの提供や研修などを実施の成果や課題に関する調査、カンボジアの教員養成校の教員を対象とした不正行為の経験や態度、PTTCにおける学生の体育授業観の様態とその形成過程に関する調査が進められていた。また、体育科教育について調査した研究が最も多かった。
- (5) 教員養成に関する課題は山積しており、①教員供給、②公正な教員配置、③教員の量的拡大と質的確保のジレンマ、④教師教育に関する課題、⑤カリキュラム改革と教員、⑥教員を取り巻くガバナンス改革、6つ全ての視点での課題が確認された。

最後に、研究動向を踏まえた今後の研究の課題と展望として、以下の3点に集約できる。

- (1) カンボジアの教員養成の制度やカリキュラムに関する研究が蓄積されつつある背景を踏まえて、今後は学習指導論や教師教育論に関する研究の蓄積がのぞまれている。
- (2) 日本の教育協力の実践と教育開発研究の関係性から、今後の研究を蓄積していくことが期待されている。
- (3) カンボジアの教員養成に関する研究動向を基にした研究及び体育科教育の視点から研究を蓄積していくことが今後の課題である。

本研究は教員養成のみに着目したものである。前田⁴³⁾は、教師教育の概念について「教員や教師といった一般的な概念を含みながら、教師の力量形成にかかわる養成・採用・研修を対象とする領域的な概念と捉えておきたい」(p.70)と述べており、今後は、教員養成から現職研修までの教師教育の流れの中で、カンボジアにおける教師教育としての研究動向についても整理していく必要があると思われる。

注

注1) SDGsターゲット4.1は、「2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする」(Online)²⁾と掲げられている。

注2) 山崎³⁴⁾は、転機については大久保・嶋崎⁴⁴⁾に依拠し、「たんに『大きな』変動ではなく、もしそれがなかったらその人の現在もなかったであろうと思われる、その後のライフコースの方向性を決定づけた『重要な』変動記録」(p.19)と述べている。

注3) 岡出⁴⁵⁾は、学習指導論について「授業研究、学者論、教科書やICTやメディアを含めた教材、教具論、教師行動、学習指導モデル研究、学習評価論が包摂されることになる」(p.99)としている。

注4) 岡出⁴⁵⁾は、教師教育論について「養成段階の学生の養成並びに現職教員の養成カリキュラムやその効果的はプログラム等が含まれることになる」(p.99)としている。

付記

本論文は、筆頭筆者が令和2年度に広島大学大学院教育学研究科へ提出した博士論文の一部を加筆修正したものである。

文 献

- 1) United Nations (2015) Resolution adopted by the General Assembly on 25 September 2015. https://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/70/1 (参照日 2020 年 10 月 12 日)
- 2) 外務省 (Online) JAPAN SDGs Action Platform . <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal4.html> (参照日 2021 年 10 月 12 日)
- 3) 興津妙子, 川口 純 (2018) はしがき—途上国の教員政策と国際協力の課題と展望—. 興津妙子, 川口 純編著, 教員政策と国際協力—未来を拓く教育をすべての子どもに—. 明石書店: 東京, pp.3-7.
- 4) JICA (2016) 事前評価表. https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1600198_1_s.pdf (参照日 2020 年 3 月 13 日)
- 5) 高阪将人, 松原憲治 (2018) 我が国の理数科教育協力の実践と理数科教育開発研究の動向—サブサハラ・アフリカを中心に—. 科学教育研究, 42 (2) : 100-111.
- 6) 盛藤陽子 (2019) イギリスの教員養成教育に関する研究の動向と展望 (1) —日本における先行研究 (1990 年代から 2000 年代半ばまで) のレビューを通して—. 東京大学大学院教育学研究科紀要, (58) : 445-450.
- 7) 盛藤陽子 (2021) イギリスの教員養成教育に関する研究の動向と展望 (2) —日本における先行研究 (2000 年代後半から 2010 年代まで) のレビューを通して—. 東京大学大学院教育学研究科紀要, (60) : 423-429.
- 8) 戸張千夏, 高増雅子 (2019) 先進国及び開発途上国における砂糖を起因とする健康教育に関する研究の系統的レビュー. 日本女子大学大学院紀要. 家政学研究科・人間生活学研究科, (25) : 207-217.
- 9) 興津妙子 (2018) 途上国における教員政策の分析視覚—グローバルとローカル相互作用—. 興津妙子, 川口 純編著, 教員政策と国際協力—未来を拓く教育をすべての子どもに—. 明石書店: 東京, pp.20-48.
- 10) メリアム: 堀薫夫ほか訳 (2004) 質的調査法入門—教育における調査法とケース・スタディー—. ミネルヴァ書房: 京都. <Merriam S. B. (1998) Qualitative research and case study applications in education (2nd ed.) Jossey-Bass: San Francisco.>
- 11) Khlok Vichet Ratha (2001) カンボジアの教師教育に関する一考察—制度的な発展と養成基準—. 名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要. 教育科学, 48 (1) : 57-70.
- 12) 和田勝明 (2009) カンボジアの中等学校における英語教育およびその制度的背景概観. 研究紀要, (9) : 105-116.
- 13) 平山雄大 (2010a) カンボジアにおける初等教員養成—初等教員養成カリキュラムの内容に着目して—. 早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊, 18 (1) : 159-168.
- 14) 平山雄大 (2010b) カンボジアにおける初等教員養成—初等教員養成機関 (州教員養成校) の現状に着目して—. 早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊, 18 (2) : 167-177.
- 15) 和田勝明 (2010) カンボジアの英語教員養成. 研究紀要, (10) : 129-142.
- 16) 森本弘一, 村山哲也 (2011) カンボジア生物教育における探究型授業の導入. 生物教育, 52 (1) : 13-19.
- 17) 山口 拓 (2012) カンボジアにおける教育政策に関する一考察—体育科教育の普及課題—. 体育学研究, 57 (1) : 297-313.
- 18) 安藤雅之 (2013) カンボジアにおける初等教育の現状と教員養成の課題. 常葉学園大学研究紀要. 教育学部, (33) : 63-89.
- 19) 和田勝明 (2013) カンボジアの英語教員養成 (その 2). 研究紀要, (13) : 89-102.
- 20) 平山雄大 (2014) カンボジアの初等教員養成カリキュラムの質的向上に関する一考察—教科指導法を巡る諸課題を中心に—. 学術研究. 人文科学・社会科学編, (63) : 151-166.
- 21) 石川佳歩, 安藤美琴, 山田真紀 (2018) カンボジアの保育の現状と課題 (2) —国立養成学校に通う学生と保育施設で働く保育者へのインタビュー調査から—. 椋山女学園大学教育学部紀要, 11 : 311-336.
- 22) 森田勝也, 間々田和彦, 山本春輝, 稲葉芳成, 河崎哲嗣 (2018) カンボジアにおける学習支援 (算数・数学教育) に向けての現地調査. 岐阜大学教育学部研究報告. 教育実践研究・教師教育研究, 20 : 33-42.
- 23) 山平芳美, 齊藤一彦, 白石智也 (2018) カンボジアの初等教員養成における体育科教育法の現状と課題—シハヌークビル州とカンポット州の事例—. 広島大学大学院教育学研究科紀要. 第二部, 文化教育開発関連領域, (67) : 269-278.
- 24) 光田尚美 (2019) 研修報告 カンボジアの公立小学校を訪問して. 近畿大学教育論叢, 31 (1) : 181-196.

- 25) 木村寿一, 山平芳美 (2020) カンボジア王国における運動会に関する意識調査—プレア・シハヌーク州初等教員養成校の学生を対象に—. 国際武道大学研究紀要, (35) : 89-97.
- 26) 前田美子 (2020) カンボジア教師の不正行為に関するライフストーリー—教師教育援助への示唆—. 教師教育研究: 早稲田大学教師教育研究所紀要, (10) : 5-16.
- 27) 宮川皓子, 岩間美代子, 宮川洋一郎 (2020) カンボジアの教員養成大学におけるSDGsを活用した環境教育の普及活動. 日本印刷学会誌, 57 (2) : 83-88.
- 28) 小野由美子 (2021) カンボジアにおける教員養成学士化の動向. 鳴門教育大学国際教育協力研究, (14) : 41-51.
- 29) 山平芳美, 木村寿一, 齊藤一彦, 白石智也 (2020) カンボジアの初等教員養成段階における体育授業観の様態に関する研究—特に「体育科教育法」受講前後の変容に着目して—. 運動とスポーツの科学, 25 (2) : 71-84.
- 30) 山平芳美 (2020) カンボジアにおける初等教員養成校の学生を対象とした体育授業観の形成過程に関する事例研究—被教育体験期と初等教員養成カリキュラムに着目して—. 広島大学大学院人間社会科学部研究科紀要. 教育学研究, (1) : 578-587.
- 31) 小野澤尚也, 平野智之 (2021) カンボジアの国立体育・スポーツ研究所における教科指導研修プログラムの構築—国立体育・スポーツ研究所体育科コースの学士化に向けて—. ライフデザイン学研究, (16) : 213-227.
- 32) Ministry of Education, Youth and Sport (2015) Teacher Policy Action Plan 2015-2020, MoEYS: Phnom Penh, p.5.
- 33) 馬場卓也 (2007) 理数科教育分野の国際協力. 国際開発研究, 16 (2) : 47-16.
- 34) 山崎準二 (2002) 教師のライフコース研究. 創風社: 東京.
- 35) 勝亦菜穂子 (2012) 授業観察と協議を通じたアフリカ教師教育者の信念の変容に関する研究. 日本数学教育学会誌, 94 (2) : 8-20.
- 36) 藤井齊亮, 松田菜穂子 (2013) 授業研究の鍵要素とその構造に関する一考察—ウガンダ・マラウイにおけるフォローアップ調査を踏まえて—. 日本数学教育学会誌, 95 : 305-312.
- 37) 松田菜穂子 (2013) 授業観察と協議を通じたアフリカ教師教育者の授業観の変容—問題解決型の授業に焦点を当てて—. 日本数学教育学会誌, 95 : 329-336.
- 38) 原 祐一 (2016) カンボジア王国における小学校運動会政策に関する一考察—黎明期における教育省行政官の認識と普及課題—. 笹川スポーツ研究助成研究成果報告書 : 132-140.
- 39) 山平芳美, 木村寿一, 齊藤一彦, 白石智也 (2021) カンボジアの学校教育における体育とスポーツに関する研究動向と課題整理—日本における研究に着目して—. 運動とスポーツの科学, 26 (2) : 175-186.
- 40) 荻巣崇世 (2018) カンボジアの教員政策—変わる教職—. 興津妙子, 川口 順編著, 教員政策と国際協力—未来を拓く教育をすべての子どもに—. 明石書店: 東京, pp.51-68.
- 41) Mullis I V S., Martin M O., Ruddock G J., O'Sullivan C Y., Preuschoff C. (2009) TIMSS 2011 assessment frameworks. TIMSS & PIRLS International Study Center Lunch School of Education, Boston College: Massachusetts.
- 42) Ministry of Education, Youth and Sport (2019) Public Education Statistics & Indicators 2018-2019, MoEYS: Phnom Penh.
- 43) 前田一男 (2017) 歴史研究. 日本教師教育学会編, 教師教育研究ハンドブック. 学文社: 東京, pp.70-73.
- 44) 大久保孝治, 嶋崎尚子 (1995) ライフコース論. 財団法人放送大学教育振興会: 東京, pp.134-135.
- 45) 岡出美則 (2017) 教科教育学の研究領域のとらえ方. 日本教科教育学会編, 教科教育研究ハンドブック—今日から役立つ研究手引き—. 教育出版: 東京, pp.96-101.

(2021年10月27日受付)

(2022年1月13日受理)

《研究報告》

中国東北部（錦州市）における児童・生徒の運動意識に関する研究

—日本（横浜市）との比較を通して—

孫 暢¹⁾ 梅澤 秋久²⁾ 崎田 嘉寛³⁾

Research on students' awareness of physical activity in Northeast China (Jinzhou City)
—Through comparison with Japan (Yokohama City)—

Sun Chang¹⁾ Akihisa Umezawa²⁾ Yoshihiro Sakita³⁾

Abstract

This study focused on understanding the exercise awareness of students of Jinzhou City in northeastern China and comparing it with that of students from Yokohama City in Japan, with the aim of investigating the factors that influence their awareness.

The questionnaires were distributed to 772 public elementary and middle school students in northeastern China, 1,002 elementary and middle school students studying in schools affiliated to W University in the Kanto region of Japan, and 224 students studying at F Public Junior High School in K City. The survey questionnaire consisted of two parts. The first inquired about the likes and dislikes of students with respect to physical education classes, the reasons behind it, frequency of exercising per week, and qualities of an ideal physical education teacher. The second consisted of a twenty-items motivation scale, that was based on the self-determination theory of Fujita et al. (2010).

The results of the study revealed that elementary school students of both the countries possess more positive attitudes toward exercise than middle school students.

In addition, it was suggested that teachers who focus on physical education training only for the purpose of examinations and quantifying physical fitness as the content of their classes may decrease the positive perception as well as the awareness of the middle school students of northeastern China regarding physical exercise. Moreover, fear and difficulties with exercise among Japanese students were considered the main factors lowering their exercise.

Key words: Japan-China Comparison, PE class likes and dislikes, Weekly exercise frequency, The ideal PE teacher, Exercise motivation

(J. Sport Dev. 1: 34-45 Mar. 2022)

キーワード：中日比較，体育授業の好嫌，週間運動頻度，理想的な体育教師像，運動の動機づけ

I. はじめに

環日本海地域における東北アジア諸国（中国，日本，韓国）では，少子高齢社会が深刻な問題となっている。

グローバルノート^{1, 2)}によれば，出生率は，韓国 0.92（世界 202 位），日本 1.36（186 位），中国 1.70（150 位）であり，高齢率（総人口に対する 65 歳以上人口の比率）は，日本 28.4（世界 1 位），韓国 15.79（43 位），中国 11.9（64 位）である。特に，高齢化の現状を背景として，東北アジア諸国の行政機関では，体力や身体機能に関する統計値を参考にし，運動と健康に関する

1) 北海道大学大学院教育学院
〒060-0811 北海道札幌市北区北 11 条西 7 丁目
2) 横浜国立大学教育学部
〒240-8501 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1
3) 北海道大学大学院教育学研究院
〒060-0811 北海道札幌市北区北 11 条西 7 丁目

1) Hokkaido University
Kita11, Nishi7, Kita-ku, Sapporo, Hokkaido 060-0811, Japan
2) Yokohama National University
79-1 Tokiwadai, Hodogaya-ku, Yokohama, Kanagawa 240-8501, Japan
3) Hokkaido University
Kita11, Nishi7, Kita-ku, Sapporo, Hokkaido 060-0811, Japan

施策を策定している。例えば、日本の厚生労働省³⁾は、「健康日本21(第2次)」を策定しており、「身体活動・運動の意義と重要性が広く国民に認知され実践されることは、超高齢化社会を迎える我が国の健康寿命の延伸に有用である」と示している。一方で、東北アジア諸国の体育・スポーツ研究者もまた、少子高齢社会における運動を通じた健康の意義を説き、生涯スポーツの必要性を指摘してきた。そして、この生涯スポーツの理念の普及と実現のためには、起点となる児童・生徒期が重要であることは周知のとおりである。例えば、中国において、范ほか⁴⁾は、生涯スポーツの考え方を広めるためには青少年における運動意識の向上が必要であることを示唆している。そして、孫⁵⁾は、学校体育で生涯スポーツにつながる運動意識を醸成する重要性を指摘している。また、韓国児童の運動意識を調査した石橋ほか⁶⁾は、「子どもたちに生涯にわたってスポーツを自分のものとする習慣を身につけさせておく必要がある」と総括している。さらに、日本においては、杉原⁷⁾が、学校体育の授業での経験がその後の運動やスポーツの継続に影響を及ぼすと論じている。

上記のように、児童・生徒期の身体活動や身体形成を主として担っているのは、言うまでもなく教育機関であり、制度として確立されたいわゆる学校体育である。東北アジア諸国における学校体育の目標を概観してみると、中国と日本には共通点が多い。このことに関して、今井⁸⁾は「両国ともに生涯スポーツの理念を体育の目標に反映している。また、児童生徒の自主性・主体性を重視している」と述べている。

他方で、両国は学校体育を取り巻く状況にも共通する問題点がみられる。日本では、平成20年より文部科学省⁹⁾が、小学校第5学年及び中学校第2学年を対象に「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」を実施し、都道府県別の平均値を公表している。井谷¹⁰⁾は、メディアが報じるランキングに都道府県が影響を受け、「体力テスト得点の向上を重視するようになった」と問題点を指摘する。また、梅澤¹¹⁾は「数値の公表が競争原理を生み、数値的な体力向上を目的とした学校体育の再燃という混沌とした状況が続いている」と問題提起している。一方で、中国では、1991年より体育が高校入試の一科目に採用されている。この制度変更について、王¹²⁾は、中国東北部では、高校入試で体力テストの得点が表示されているため、「評定のための運動」及び「特定の運動種目に限定」、「特定の運動技術獲得に傾斜」といった問題が顕在化し、測定できる数値の向上に目が向けられていると指摘する。具体的には、学校体育の授業内容が、子どもの興味関心に配慮せず、進学試験にある項目のみの運動(練習)になり、

進学のための成績を伸ばすことを第一義として考えているようである。このように、中日両国共に生涯スポーツのための主体的な学習を制度的に要請しながらも、他方で体力向上や特定の技術向上等、数値上の発達に傾斜した学校体育に陥りかねない問題を孕んでいる。

上述してきたように、中国と日本では、学校体育を取り巻く制度理念と実態にある種の乖離がみられるなかで、当事者である児童・生徒は運動に対するどのような意識を形成しているのであろうか。

中国と日本における児童・生徒の運動意識に関する調査や研究は、既に一定程度の蓄積がある。中国に関する先行研究をみると、郁¹³⁾は、中国南部(無錫市)の中学校の在学学生480名、体育教員50名及び体育研究者10名を対象として運動意識を調査し、「体育教員の不足」、「教育の目標と実践現場の乖離」、「学校や保護者が体育を十分に重視しておらず、体育教員のモチベーションが低い」、「授業内容が単一的で、生徒は授業に興味がない」、「学業の負担が大きく、身体活動に参加する関心がない」といった問題を抽出し、運動意識を高める必要があることを指摘している。また、李・丸山¹⁴⁾は中国南部の都市(上海市:小学生200名、中学生200名)と周辺地方(新余市:小学生100名、中学生100名)における小・中学生の学校体育授業に対する好嫌感の比較調査を行い、都鄙間の格差等が原因で都市部ほど体育の授業に好感を持つ児童が多いことを明らかにしている。さらに、曹¹⁵⁾は、中国南部(昆明市)の生徒(450名)を調査し、運動意識が低い要因として「家庭教育」、「他教科の学習負担」及び「スポーツ活動に参加しやすい環境の不整備」が影響していることを示唆している。管見の限りではあるが、中国における児童・生徒の運動意識に関する研究は、中国南部に調査が集中している。

他方、日本では先述したように、文部科学省⁹⁾が平成20年以降「全国体力・運動能力調査・運動習慣等調査」を実施し、児童・生徒の運動意識(児童生徒の体力・運動能力等の状況、児童生徒の運動時間と体力・運動能力、児童生徒の生活習慣と体力・運動能力)を公表している。そして、文部科学省¹⁶⁾が実施した2015年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査集計結果の分析結果のまとめでは、「(体育・保健体育の)『授業は楽しい』と回答した児童生徒の割合が高い学校は、『苦手意識をもたせない』ことなどを指導上特に大切にし、努力を要する児童生徒に対しては、一人一人の運動能力や技能の実態に応じた取組を行うことに積極的な傾向がうかがえた」(丸括弧内筆者)と指摘している。すなわち、学校で行われている授業の工夫(苦手意識をもたせないことや一人一人に応じた取組等)が児

童・生徒の運動やスポーツへの肯定的な意識につながり、このような肯定的な意識が学校体育に対する意識に良い影響を与えていると考えることができる。

以上のように先行研究や調査を概観してみると、中国東北部の児童・生徒を対象とした運動意識調査はこれまで実施されておらず、当該地域と日本の児童・生徒との比較研究も確認することができない。そのため、調査の空白地を埋めていくことは、特に中国における学齢期の子どもの運動意識を明らかにしていく上で重要な課題である。また、日本との比較研究は双方の成果と課題を導出する上で意義がある。加えて、少子高齢社会において生涯スポーツの実現を目指す韓国に対しても好個な比較資料となりえると考えられる。

II. 研究目的

そこで、本研究は、中国東北部の児童・生徒の運動意識を把握することに主眼を置き、日本の児童・生徒の運動意識と比較することで、児童・生徒の運動意識に影響する要因を明らかにすることを目的とする。

III. 研究方法

1. 研究対象

中日における児童・生徒の運動意識へ影響する要因を明らかにするために、質問紙調査を実施した。質問紙調査の対象は、中国東北部（錦州市）と日本（横浜市）における小学校児童（4-6年生）と中学校生徒（1-3年生）である。

中国での対象者は、錦州市の公立A小学校4-6年生（男女合計222名、有効回答数219名）、公立B中学校1-3年生（男女合計555名、有効回答数553名）である。2018年2月下旬から3月中旬までの間に質問紙調査を実施している。

日本での対象者は、W大学附属C小学校4-6年生（男女合計320名、有効回答数314名）、W大学附属D小学校4-6年生（男女合計340名、有効回答数321名）、W大学附属E中学校1-3年生（男女合計390名、有効回答数367名）、K市立F中学校1-3年生（男女合計240名、有効回答数224名）である。2018年5月下旬から9月中旬までの間に質問紙調査を実施している。

2. 調査内容

本研究の調査内容は次の2つに分けられる。調査内容1は、現状の学校体育に関する児童生徒の意識を把握するため、「体育授業の好嫌度とその理由」、「週間運動頻度」、「理想的な体育教師像」などの質問項目を設けた。「学校体育に関する児童生徒の意識調査」¹⁷⁾を参考にし、体育科教育学専門の大学教授1名、大学院生3名及び筆者が作成した。

調査内容2は、児童生徒の体育授業に対する動機づけを検討するために、藤田ほか¹⁸⁾「自己決定論に基づく小中学生の運動に対する動機づけ尺度」（20問）とした。

なお、中国で実施した質問紙は、日本で実施した質問紙を筆者が中国語に翻訳した。加えて、小学校の質問紙については、中国のA小学校教諭（教師歴21年、専門教科「国語」）が確認し、中学校の質問紙については、中国の公立B中学校1年生担当（教師歴13年、専門教科「数学」）、3年生担当（教師歴8年、専門教科「英語」）及び副校長（教師歴19年、専門教科「体育」）の3名が確認した。また、実施国や学校階梯を考慮し、質問の順番、文言の難易度（ひらがなと漢字等）を調整している。

3. 分析方法

調査内容1のうち、「体育授業の好嫌度」、「週間運動頻度」における選択質問の部分は、IBM SPSS 25.0を用いてクロス集計により分析し、対象ごとに比較した。また、「体育授業好嫌度の理由」、「理想的な体育教師像」における自由記述部分はKH coder¹⁹⁾を用いて共起ネットワークを分析した。この分析では、副詞、人名及び固有名詞を禁止とした（出現頻度の設定はn数によって異なる）。なお、中国の児童・生徒たちの自由記述は、筆者が日本語に翻訳して分析した。

調査内容2は、藤田ほか¹⁸⁾の先行研究に倣い、IBM SPSS25.0で因子分析（最尤法プロマックス回転）を行い、因子構造を比較した。因子名は、筆者及び体育科教育学専門の大学教授1名と大学院生3名の合計4名で検討した。各因子の信頼性係数（Cronbachの α 係数）を算出し0.6以上で信頼性ありとした^{注1)}。加えて、最尤法による構造方程式モデリング（SEM）を用いて、因子構造の妥当性を検証した。運動動機づけの検証的因子構造モデルから、項目の構成概念妥当性を分析し、二次因子構造モデルから一次因子の妥当性を分析した。モデルの適合度指標から適合度を判定した^{注2)}。続いて、運動の動機づけに関する質問項目及び共通項目で構成されている因子ごとに平均の差の検定（t検定）を行なった。さらに、質問項目ごとに比較した。

4. 倫理的配慮

中国の調査にあたって、対象校の学校長、副校長の許可を得た上で、担任教員に対して調査の目的、内容、方法及び個人情報の取り扱い、データの管理と使用範囲などについて説明した上で質問紙調査を実施した。日本の調査でも、対象校の学校長や副校長の許可を得た上で、クラスの担任教員に調査の目的、内容、方法及び個人情報の取り扱い、データの管理と使用範囲な

どについて説明し、承諾を得た上で質問紙調査を実施した。

IV. 研究結果

1. 体育授業の好嫌度

「体育授業の好き嫌い」に関する質問の結果を表1に示す。

小学生において体育授業が「やや嫌い・嫌い」と回答したのは、中国では0%であったが、日本では「やや嫌い」が1%確認された。

中国の中学生では「やや嫌い・嫌い」と回答したのは14%であり、同様に日本の中学生では「やや嫌い・嫌い」が20%という結果であった。

中国の中学生における学年別の結果は、体育授業が「好き」と回答した1年生の割合は57%、それに対して、2年生は25%となり、3年生は26%であった。ただし、学年間での有意差は認められなかった。一方、体育授業が「嫌い」と回答した1年生は0%であったが、2年生と3年生では、それぞれ9%と6%となっている。

日本の中学生における学年別の結果は、体育授業が「好き」の割合が1年生から3年生にかけて80%、61%、55%となっているが、有意差は認められなかった。

中国における「体育授業の好き・嫌い」についての小学校と中学校の比較結果には、有意差が認められた。一方、日本における「体育授業の好き・嫌い」について、小学校と中学校の比較結果に有意差は認められなかった。

2. 週間運動頻度

週間運動頻度に関する質問結果を表2に示す。

体育授業以外に30分以上の運動を毎週4回以上している小学生は中国で79%、日本で43%確認できた。また、中国の小学生で運動しない児童は0%、それに対して日本の小学生で運動していない児童は10%であった。

体育授業以外に30分以上の運動を毎週4回以上している中学生は中国で33%、日本で69%であった。ま

た、中国の中学生で運動しない生徒は3%（週1回しか運動しない生徒を合わせると25%）、それに対して日本の中学生で運動していない生徒は8%（週1回しか運動しない生徒を合わせると17%）であった。

中国の中学生における週間運動頻度の結果、体育授業以外で週4回以上運動している生徒は、1, 2年生で30%以上であったが、3年生になると27%であった。また、中国の小学生と比べて、週4回以上運動する中学生は少なく、週0-3回の生徒が増加している。さらに、小学校で運動しない児童の割合は0%だったのに対し、中学生で運動しない生徒は3%となっている。

日本の中学生の週間運動頻度の結果を学年別に比較してみると、体育授業以外で週4回以上運動している生徒は、1・2年生は70%以上であり、3年生は64%であった。特に、週6回以上運動する1年生の割合は32%、2年生は44%、3年生は17%であった。

3. 体育授業の好嫌度の理由

体育授業が好きな理由に関する自由記述データの分析結果を表3に、同様に嫌いな理由に関する結果を表4に示す。KH coderの結果表にあるキーワードは出現頻度の高い順で表記している。

中国の小学生については、データ数に基づいて抽出語頻度を2回以上と設定した。「運動」と「楽しい」が最も頻度が高く、「体」、「良い」と結びついている。また、「リラックス」を中心に、「疲れる」、「自由」、「活動」という共起も確認できた。この共起に関する自由記述は、「体に良いから」、「自由活動時間はリラックスできる」、「他の授業の疲れは体育授業で解消できる、リラックスできる」であった。その他に、「体力を上げるため」、「体育の先生が面白いから好き」、「体育授業が面白いから」、「友達と一緒に運動するのは好き」という回答もあった。

中国の中学生については、抽出語頻度を2回以上と設定した。全体としては、「健康」と「良い」、「体力」と「上がる」という言葉が多重的な線で結ばれていた。これらの共起に関する自由記述は、「健康に良いから」、「体力が上がるから」であった。学年別に見てみると、2年生以上に「高校入試の成績に良いから」、「高校入

表1. 体育授業の好き嫌い

校種	国	学年	好き	やや好き	やや嫌い	嫌い	有意水準
小学校	中国	4-6年生 (n=219)	0.92	0.08	0.00	0.00	†
		日本	4-6年生 (n=546)	0.75	0.24	0.01	0.00
	中国	1年生 (n=196)	0.57	0.42	0.01	0.00	
		2年生 (n=173)	0.25	0.40	0.25	0.09	
3年生 (n=182)		0.26	0.47	0.22	0.06		
		計	0.37	0.43	0.15	0.05	†, ††
中学校	中国	1年生 (n=232)	0.80	0.00	0.11	0.09	
		日本	2年生 (n=108)	0.61	0.28	0.06	0.05
	中国	2年生 (n=108)	0.61	0.28	0.06	0.05	
		3年生 (n=249)	0.55	0.32	0.10	0.03	
		計	0.63	0.26	0.10	0.01	††

†: 中国の小学校と中学校間の比較: ***p<0.001
††: 中国中学生と日本中学生の比較: ***p<0.001

表2. 週間運動頻度

校種	国	学年	6・7回	4・5回	2・3回	1回	0回	有意水準
小学校	中国	4-6年生 (n=219)	0.27	0.52	0.15	0.06	0.00	†, ††
		日本	4-6年生 (n=546)	0.19	0.24	0.33	0.14	0.10
	中国	1年生 (n=196)	0.09	0.25	0.45	0.18	0.03	
		2年生 (n=173)	0.09	0.29	0.32	0.25	0.05	
3年生 (n=182)		0.04	0.23	0.47	0.23	0.03		
		計	0.07	0.26	0.42	0.22	0.03	†, †††
中学校	中国	1年生 (n=231)	0.32	0.40	0.15	0.07	0.06	
		日本	2年生 (n=108)	0.44	0.30	0.07	0.09	0.10
	中国	2年生 (n=108)	0.44	0.30	0.07	0.09	0.10	
		3年生 (n=249)	0.17	0.47	0.17	0.10	0.08	
		計	0.28	0.41	0.14	0.09	0.08	†††

†: 中国の小学校と中学校の比較: *p<0.05
††: 中国と日本の小学校の比較: **p<0.01
†††: 中国と日本の中学校の比較: ***p<0.001

試のため、「成績が上がるため」という回答が確認できた。その他、「自由活動の時間で遊べるから」、「友達と一緒に運動するのは楽しい」という記述があった。

一方で、中国の中学生における体育授業が嫌いな理由については、1年生では「訓練」と「キツイ」と「嫌う」、「疲れる」と「体力」が結びついており、「訓練がキツイ」、「ずっと訓練なんて疲れる、嫌い！」という特徴的な回答が散見された。同様に、2年生、3年生においては、より一層、「訓練がキツイ」、「訓練の強度が強い」、「体力がないから、疲れる」に関連する記述が多く確認できた。

日本の小学生については、データ数に基づき抽出語頻度を4回以上と設定した。体育授業が好きな理由について、「楽しい」が最も頻度が高く、「体」、「動かす」、「運動」、「動く」、「気持ち良い」が結びついている。これらの共起に関する自由記述は「体を動かすのは楽しい」、「運動するのは楽しい」、「体を動かすと、気持ち良い」等であった。加えて、「達成するとき嬉しい」、「達成感を味わいたい」という回答が関連している。また、「他人」、「一緒」、「友達」、「協力」等の言葉が線で結ばれており、この共起の自由記述は「クラスの友達と一緒にやるのが好き」、「他の人に教えるのが好き」であった。

日本の中学生については、抽出語頻度を4回以上と設定した。学年別にみても、1年生では、「運動」、「楽しい」、「体」、「動かす」という単語の出現回数が多く、「体を動かすのは楽しい」、「運動するのは楽しい」等の自由記述となっている。その他に、「小学生の頃〇〇運動をやっていたから」、「小さい頃から運動がずっと好き」という回答も確認できた。2年生と3年生については、「運動するのは楽しい」、「体を動かすのは楽しい」といった自由記述の頻度が高かった。

一方で、日本の中学生における体育授業が嫌いな理

由についての自由記述を確認してみると、1年生の結果は「運動が苦手だから、好きになれない」、「運動が苦手だから、楽しくない」が多数確認できた。また、「自分が上手くないから」、「疲れるから」、「達成感がないから」等も見られた。2年生と3年生も1年生と同様に、「運動神経が悪いから」、「運動は苦手だから」等の回答が多数確認できた。また、3年生については、「競技による」という回答も確認できた。

4. 理想的な体育教師像

理想的な体育教師像に関する自由記述データの分析結果を表5に示す。ここでは、抽出語頻度を2回以上と設定した。KH coderの結果表にあるキーワードは出現頻度の高い順で表記している。

中国の小学生の結果を見ると、「高い」、「強い」を中心に、「運動」、「能力」、「身長」、「体」という共起が認められた。これらの共起に関する自由記述は「背が高い先生が良い」、「体が強い人が欲しい」、「運動能力が高い人がいい」等である。また、「優しい先生が欲しい」、「面白い先生がいいな!」という回答も見られた。その他に、「イケメン」、「美人」という特徴的な意見も存在した。

中国の中学生においては、「身長」、「高い」、「強い」といった結びつきを確認することができ、自由記述としては「身長が高い方がいい」、「体が強そうな方がいい」、「アイドルみたいな先生が欲しい」、「格好良い先生がいい」といった回答があった。また、1年生では、「生徒の意見をちゃんと聞く先生」や「訓練をさせない先生が欲しい」という回答が見られ、2年生においては、「訓練をさせない先生がいい」や「厳しくない先生がいい」という記述が1年生より多くなっている。さらに、3年生では、「訓練より自由な時間をくれる先生が欲しい」という意見もあった。

日本の小学生における共起は、「教える」、「丁寧」、「上手い」等に結びついている。この共起に関する自由記述は「丁寧に教えてくれる人が欲しい」、「運動神経がいい人が欲しい」、「一緒に体育を楽しめる先生が

表3. 「好きな理由」の高頻度単語と相関関係

校種	国	学年	体育授業が好きな理由
小学校	中国	4-6年生 (n=219)	A: 楽しい-運動-体~良い B: 面白い-先生~好き C: 疲れる~リラックス-活動 自由 D: 体力 上がる E: 一緒 友達
	日本	4-6年生 (n=546)	A: 楽しい-体 動かす-運動 動く 気持ち良い B: 他人-一緒-友達-協力-教える-感じ C: 達成-嬉しい-味わえる
中学校	中国	1年生 (n=196)	A: 健康~良い B: 体力 上がる
		2年生 (n=173)	A: 体-強い 健全 心身 B: 生活 送る C: 体力 上がる D: 良い-入試 高校~成績
	3年生 (n=182)	A: エクササイズ-健康~生活 送る B: 体-強い C: 高校 入試 D: 運動-成績 上がる	
日本	1年生 (n=231)	A: 運動-楽しい-体 動かす B: 健康-保つ-大事 C: 小学生-小さい	
	2年生 (n=108)	A: 楽しい-運動 B: 体 動かす	
	3年生 (n=249)	A: 楽しい 動かす~体 楽しい	
			coefficient (係数) 0.25 -0.50 ~0.75 1.00

表4. 「嫌いな理由」の高頻度単語と相関関係

校種	国	学年	体育授業が嫌いな理由
小学校	中国	4-6年生 (n=219)	なし
	日本	4-6年生 (n=546)	A: 苦手 下手-練習 B: 運動-自分-神経-悪い C: 人-ケガ-怖い
	中国	1年生 (n=196)	A: 訓練-キツイ~嫌う B: 疲れる-体力
中学校	中国	2年生 (n=173)	A: 訓練-嫌う-強度-強い-キツイ
		3年生 (n=182)	A: 訓練-嫌う~強度-強い
	日本	1年生 (n=231)	A: 運動-苦手 B: 疲れる-上手い-達成
日本	2年生 (n=108)	A: 運動-神経-悪い B: 苦手	
	3年生 (n=249)	A: 得意-上達-単元 B: 苦手 C: 好き 自分-競技	
			coefficient (係数) 0.25 -0.50 ~0.75 1.00

表5. 「理想的な体育教師像」の高頻度単語と相関関係

校種	国	学年	理想的な体育教師像
小学校	中国	4-6年生 (n=219)	A: 面白い 優しい 強力 体〜強い 背〜高い 一身長ー運動ー能力
			B: イケメンー美人
	日本	4-6年生 (n=546)	A: 教えるー指導ー丁寧ー上手い
			B: 運動ー神経ー良い C: 楽しいー体育ー授業ー考えるー一緒ー楽しむ
	中国	1年生 (n=196)	A: 高いー強いー体ー背 B: 訓練ー生徒ー意見
		2年生 (n=173)	A: 厳しいー訓練 B: 高いー強いー背ー体
3年生 (n=182)		A: 自由ー欲しいー訓練 B: 運動ー能力ー高いー強いー体ー身長ーアイドル C: 優しいー格好ー良い	
中学校	中国	1年生 (n=231)	A: 優しいー教えるー分かる B: 運動ー良いー神経 C: 体育ーアドバイスー楽しむー一緒 D: 正確ー見本ー見せるー目目ー詳しい E: 女性ー失敗 F: 格好いいー若い
		日本	A: 面白いー丁寧ー言うー授業ー楽しい B: 教えるー上手ー運動 C: 自分ー厳しいー苦手ー合わせるー差別ー心ー考える D: 悪いー怒る E: 優しいー分かる F: アドバイスー理解ー適切
			2年生 (n=108)
	中国	3年生 (n=249)	A: 教えるー優しいー面白いー分かる B: 楽しいー一緒ー授業ー課題ー考えるー活動ー的確ーレベル
		coefficient (係数) 0.25 -0.50 ~0.75 1.00	

欲しい」であった。

日本の中学生の結果を学年別に見てみると、1年生の結果は、「優しい」、「教える」という結びつきに対して、「教え方が上手い人」、「説明がわかりやすく、優しい人がいい」等の回答を確認できた。また、「運動」、「神経」という結びつきについては、「運動神経が良い人がいい」、「一緒に体育をする人が欲しい」、「適切なアドバイスをしてくれる人」、「正確に見本を見せてくれる人」等の記述となっていた。さらに、「女性」や「若い」の共起に関して、「女性の先生が欲しい」、「若い先生がいい」、「格好いい先生が欲しい」等が見られた。2年生と3年生については、「優しい」、「分かる」、「適切」の共起に関して、「優しい先生が欲しい」、「ちゃんと理解してくれる人が欲しい」、「楽しい授業を作ってくれる人」、「運動上手な人」、「ちゃんと教えてくれる人」という記述であった。また、1年生の段階で見られなかった「考える」、「苦手」という結びつきが確認でき、「自分の苦手なところを考えてくれる人」、「自分のペースに合わせてくれる人」、「差別をしない先生が欲しい」、「適度に厳しい先生が欲しい」という回答であった。

5. 運動の動機づけ

運動の動機づけに関する分析結果を表6-a及び表6-bに示す。

中国の小学生は「技能向上」、「運動での優越感」、「無動機」、「外的調整」から構成される4因子構造となった。また、中国の中学生は「内発的動機づけ・同一化的調整」、「無動機」、「外的調整」、「取り入的調整」の4因子構造になった。

一方、日本の小学生と中学生はともに「取り入的調整」、「同一化的調整」、「内発的動機づけ」、「外的調

表6-a. 小学生における運動の動機づけ因子構造

校種	国	因子名 (α係数)	質問項目	因子 負荷量	有意 水準		
小学校	中国	技能向上 (α=0.618)	夢中になって運動をするときの感じが気持ちいいから	0.947	***		
			運動ができたときの喜びを味わいたいから	0.873	***		
			運動をする中で新しい発見をすることができから	0.553	***		
	中国	運動での優越感 (α=0.688)	運動をすると、少しはかっこうよくなった感じがする	0.943	***		
			他の人より運動が上手いと、いい気分になれるから	0.602	***		
			運動ができると、かっこうよ見えそう気がする	0.53	***		
	中国	無動機 (α=0.711)	よくわからない、目標を決めてもうまくできる感じがしない	0.702	***		
			よくわからない、運動をすることが時間の無駄のように感じる	0.651	***		
			よくわからない、運動にすることにあまり興味を感じていない	0.633	***		
	中国	外的調整 (α=0.667)	他の人と同じことしないと、気まずい感じになりそうだから	0.549	***		
他の人と同じことしないと、さびしい感じになりそうだから			0.471	***			
よくわからない、目標を決めてもうまくできる感じがしない			0.913	***			
小学校	中国	無動機 (α=0.876)	よくわからない、練習しても運動を上達するとは思えない	0.898	***		
			よくわからない、運動をすることはあまり興味を感じていない	0.713	***		
			よくわからない、運動をする時間の無駄のように感じる	0.629	***		
	中国	取り入的調整 (α=0.862)	運動ができると、かっこうよ見えそう気がする	0.986	***		
			運動をすると、少しはかっこうよくなった感じがするから	0.873	***		
			運動をしていれば、何とかかっこうよつきそうだから	0.782	***		
	日本	同一化的調整 (α=0.881)	他の人より運動が上手いと、いい気分になれる	0.502	***		
			運動をしてれば、健康を保つことができそうだから	0.860	***		
			健康な生活を送るため、やっおや方がいいから	0.814	***		
			病気になるために、体調を整えておきたいから	0.788	***		
日本	内発的動機づけ (α=0.825)	体力をつけて、体調をくずさないようにしたいから	0.764	***			
		一生懸命に運動をしたときの達成感を味わいたいから	0.832	***			
		運動できたときの喜びを味わいたいから	0.811	***			
		夢中になって運動をするときの感じが気持ちいいから	0.562	***			
日本	外的調整 (α=0.825)	運動をする中で新しい発見をすることができから	0.615	***			
		他の人と同じことしないと、さびしい感じになりそうだから	0.877	***			
		他の人と同じことしないと、気まずい感じになりそうだから	0.831	***			
		運動をしないと、授業についていけなくなりそうだから	0.544	***			
					運動をしないと、クラスの雰囲気になじめなくなるから	0.367	***

***p<0.001

表6-b. 中学生における運動の動機づけ因子構造

校種	国	因子名 (α係数)	質問項目	因子 負荷量	有意 水準
中学校	中国	内発的動機づけ・ 同一化的調整 (α=0.726)	運動できたときの喜びを味わいたいから	0.698	***
			運動をする中で新しい発見をすることができから	0.657	***
			運動をしていれば、健康を保つことができそうだから	0.633	***
	中国	無動機 (α=0.762)	健康な生活を送るため、やっおや方がいいから	0.583	***
			病気になるために体調を整えておきたいから	0.490	***
			よくわからない、目標を決めてもうまくできる感じがしない	0.761	***
	中国	外的調整 (α=0.645)	よくわからない、運動をすることはあまり興味を感じていない	0.538	***
			よくわからない、運動をする時間の無駄のように感じる	0.497	***
			他の人と同じことしないと、さびしい感じになりそうだから	0.648	***
	中国	取り入的調整 (α=0.627)	運動をしないと、クラスの雰囲気になじめなくなるから	0.597	***
他の人と同じことしないと、気まずい感じになりそうだから			0.522	***	
運動をしないと、授業についていけなくなりそうだから			0.431	***	
運動をしていれば、何とか格好がつきそうだから			0.655	***	
中国	取り入的調整 (α=0.91)	運動ができると、格好良く見えそう気がする	0.598	***	
		他の人より運動が上手いと、いい気分になれるから	0.529	***	
		運動ができると、格好良く見えそう気がする	0.966	***	
		運動をすると、少しは格好良かった感じがするから	0.902	***	
中国	同一化的調整 (α=0.914)	運動をしていれば、何とか格好がつきそうだから	0.895	***	
		他の人より運動が上手いと、いい気分になれるから	0.661	***	
		体力をつけて、体調をくずさないようにしたいから	0.829	***	
		病気になるために、体調を整えておきたいから	0.860	***	
中国	内発的動機づけ (α=0.875)	運動をしてれば、健康を保つことができそうだから	0.833	***	
		健康な生活を送るため、やっおや方がいいから	0.786	***	
		一生懸命に運動をしたときの達成感を味わいたいから	0.856	***	
		運動できたときの喜びを味わいたいから	0.828	***	
中国	外的調整 (α=0.863)	夢中になって運動をするときの感じが気持ちいいから	0.745	***	
		運動をする中で新しい発見をすることができから	0.666	***	
		他の人と同じことしないと、寂しい感じになりそうだから	0.865	***	
		他の人と同じことしないと、気まずい感じになりそうだから	0.807	***	
中国	無動機 (α=0.915)	運動をしないと、クラスの雰囲気になじめなくなるから	0.806	***	
		運動をしないと、授業についていけなくなりそうだから	0.643	***	
		よくわからない、練習しても運動を上達するとは思えない	0.964	***	
		よくわからない、目標を決めてもうまくできる感じがしない	0.908	***	
中国	外的調整 (α=0.825)	よくわからない、運動をすることはあまり興味を感じていない	0.677	***	
		よくわからない、運動をする時間の無駄のように感じる	0.593	***	

***p<0.001

整」、「無動機」の5因子構造であった。

まず、運動の動機づけに関して、中国の小・中学生の共通因子間の平均値の差を検定した。なお、各質問項目の分析結果は、紙幅の都合上省略した。

1) 中学生のネガティブな因子「無動機」(図1)因子と「外的調整」(図2)因子は小学生より高い結果となった。また、因子のそれぞれの質問項目を見ると、小学生より中学生の方が有意に高い値を示した。

次に、日本の小・中学生の共通因子間の平均値の差を検定した。なお、各質問項目の比較分析結果は、紙

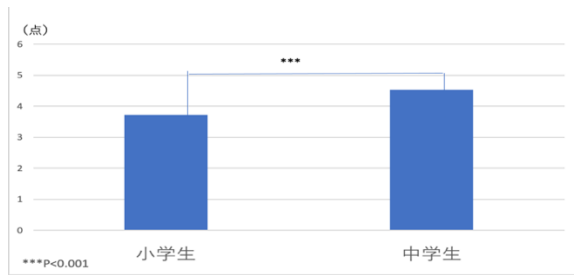


図1. 中国の小・中学生における「無動機」因子
(4項目合計)の得点比較

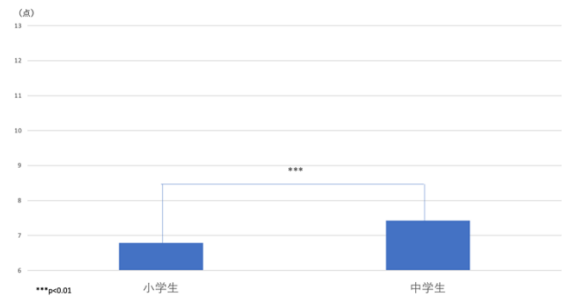


図5. 日本的小・中学生における「外的調整」因子
(4項目合計)の得点比較

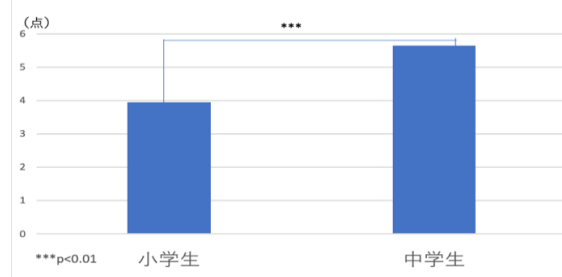


図2. 中国の小・中学生における「外的調整」因子
(4項目合計)の得点比較

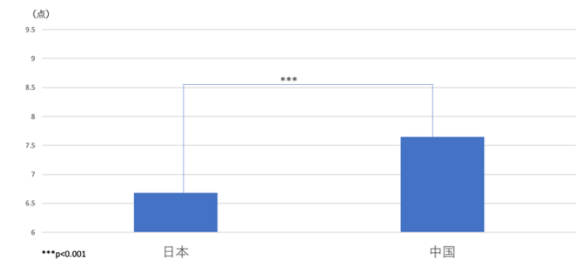


図6. 中日の中学生における「無動機」因子
(4項目合計)の得点比較

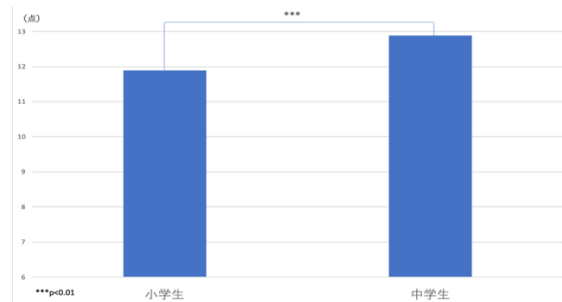


図3. 日本的小・中学生における「同一化的調整」因子
(4項目合計)の得点比較

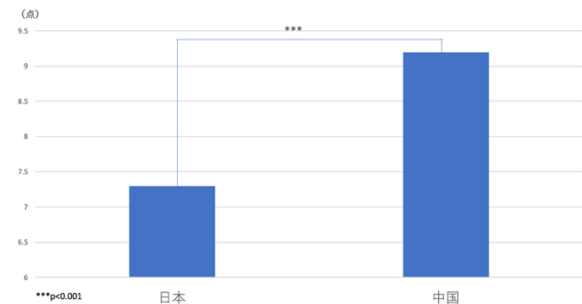


図7. 中日の中学生における「外的調整」因子
(4項目合計)の得点比較

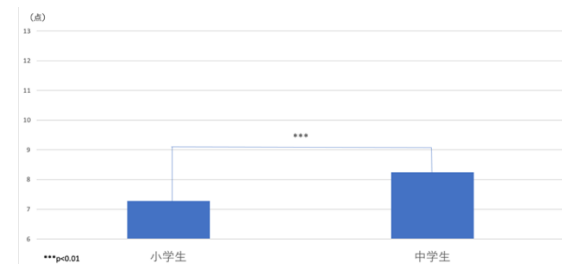


図4. 日本的小・中学生における「取り入れ的調整」因子
(4項目合計)の得点比較

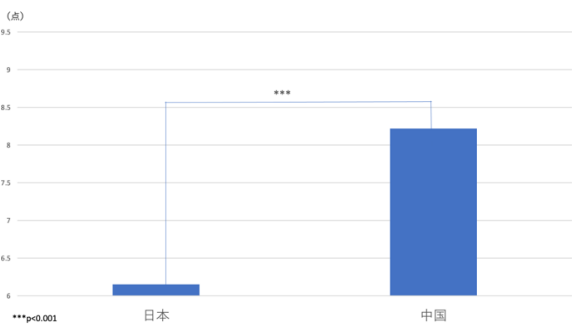


図8. 中日の中学生における「取り入れ的調整」因子
(3項目合計)の得点比較

幅の都合上省略した。

1) 「同一化的調整」(図3), 「取り入れ的調整」(図4), 「外的調整」(図5)の3因子ともに中学生の方が、得点が高い結果となった。しかし、「内発的動機づけ」

や「無動機」因子における小・中学生の比較では有意差が認められなかった。

最後に、中国と日本における中学生の共通因子間の平均値の差を検定した。

1) 中国と日本において同じ質問項目で構成されている「無動機」因子4項目の合計得点について、中国は日本より有意に高い値を示した(図6)。

2) 中国と日本において同じ質問項目で構成されている「外的調整」因子4項目の合計得点について、中国は日本と比べて有意に高い結果となった(図7)。

3) 中国と日本において同じ質問項目で構成されている「取り入的調整」の質問項目(3項目)について平均値の差の検定結果を図8に示す。この結果、中国は日本と比べて有意に高い結果となった。

V. 考察

1. 体育授業の好嫌度とその理由

中国東北部(錦州市)の小学生は、体育授業に関する嫌感の確認されなかった。この結果は、中国南部(上海市・新余市)を調査した李・丸山¹⁴⁾とほぼ同様であった。一方で、日本(横浜市)の小学生もまた、体育授業に関する嫌感度は極めて低いが、神奈川県立センター研究報告書¹⁷⁾の結果で示された内容(4年生男子:1.1%, 6年生男子0.5%, 4年生女子:1.1%, 6年生女子1%)とほぼ同じであり、下げ止まっている。そして、本調査対象の両国の小学生は、体育授業に対する好感度が高いと言えるが、中国東北部(錦州市)の小学生の方が、日本(横浜市)の小学生よりも、好感度が高い傾向が認められた。

このような、体育授業に対する高い好感の理由について、中国東北部(錦州市)の小学生は、からだを動かすことの楽しさ、健康・体力に対する効果の実感、他者との関わりといった積極的な肯定感が多数を占める一方で、「他の授業より好き」といった消極的な肯定感も確認できる。日本(横浜市)の小学生についても、中国東北部(錦州市)の小学生と同様に、運動に伴う身体的・精神的な充実感や達成感に加えて、他者や所属クラスとの連帯感を得られることが好感の要因となっている。

中国東北部(錦州市)の中学生は、体育授業に関する嫌感度は2年生以上で割合が高くなっている。また、全体的な嫌感度は、李・丸山¹⁴⁾の調査結果よりわずかに高い傾向がある。一方で、日本(横浜市)の中学生は学年が進行するにつれて、高い好感が漸減し、外発的な動機で体育授業に参加することで、体育授業に対する「可もなく不可もなし」といった曖昧な好嫌感を読み取ることができる。神奈川県立センター研究報告書¹⁷⁾の結果でも、1年生男子62.8%から3年生男子51.8%と減少している。なお、1年生において嫌感の割合が高いことの理由は判然としないが、留意すべき点であると判断される。

中国東北部(錦州市)における小学生と中学生の体

育好嫌度の比較結果については、有意な差が認められた。そして、中国東北部(錦州市)の中学生が体育授業に好感を抱く理由は、健康増進や体力向上、進学に関わる入試のためといった、将来に関わる私的動機づけが主たる理由になっている。そのため、小学生にみられた他者との関わりに関する理由が減少し、2年生以降に進学を理由とする内容、すなわち外的動機づけが増加している。反対に、嫌感の最大の理由は、訓練的な授業内容に対する身体的影響であった。これらの理由については、高校入試にかかわる制度的背景の影響があると思われる。つまり、高校入試の対策として授業で強制的な訓練が行われていることが、生徒たちの体育に対する嫌感に繋がっていると推察される。このことはまた、生徒たちが内発的動機づけに基づいて運動することを減じるという状況を生み出しかねないことから、生涯スポーツという制度理念は相いれないものであると思われる。

日本(横浜市)における小学生と中学生の体育好嫌度の比較結果については、有意な差は認められなかった。しかしながら、日本(横浜市)の中学生が体育授業に好感を抱く理由は、体育授業の楽しさに起因する内容が主たるものであった。この内容には、児童期からの継続的な正の感情が維持されていることが読み取れる。反対に、嫌感の主たる理由は、小学生と同様に運動に対する苦手意識であった。ただし、日本の小学生の嫌感理由でみられた体育授業への恐怖心は確認できなかった。また、3年生でみられた「競技による」という回答から、「特定の競技は好きで、特定の競技は嫌い」といった曖昧な好嫌感を募らせる一因となっていると推察される。

2. 週間運動頻度

中国東北部(錦州市)の小学生は、体育授業以外で、少なくとも週1回以上の運動頻度があることが確認できた。また、およそ8割近くが週4回以上の運動を実施している。中国の他地域における体育授業以外の運動頻度に関する研究を概観してみると、范²⁰⁾は、中国南部にある重慶市の小学生が、週3回以上60分以下の運動をしていることを報告している。そして、家庭の経済状況、保護者の運動意識が運動頻度に関係していることを示唆している。また、中国北部の中心都市北京市の小学校を対象とした調査²¹⁾では、体育授業以外に運動をする目的として、小学生の50.3%が「運動技能を身につけるため」と回答している。他方で、中国東北部(錦州市)の中学生では、体育授業以外で全く運動をしない生徒がわずかではあるが確認された。また、週4回以上の高頻度で運動を実施している生徒は減少傾向にあるが、それでも週2回以上運動してい

る生徒は8割に近い。周²²⁾による研究では、中国南部の浙江省の中学生の13.5%は体育授業以外で運動をしていない、49.7%の生徒が週2回以内の運動をしていることと、運動する場所は学校の体育館が最も多かったことを報告している。以上のことから、中国東北部（錦州市）では小学生より中学生の週間運動頻度が減少傾向にある。他の地域の先行研究の成果、例えば中国中央部（河南省鄭州市）でも青少年の運動平均時間及び頻度が不足しているという吳²³⁾の指摘を踏まえれば、運動頻度の改善が必要である。

一方で、日本（横浜市）の小学生は、体育授業以外で全く運動をしない児童が1割程度確認された。同様に、日本（横浜市）の中学生でも1割程度確認できる。2008年に報告された「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」⁹⁾では、体育授業以外で全く運動をしない小学生は男子3.8%、女子5.9%であり、中学生は男子4.6%、女子13.8%となっている。2019年の結果²⁴⁾と比較して、ここ10年程度、体育授業以外で全く運動をしない児童・生徒の割合に変化がないと推定される。この点を考慮すると、体育授業があることの意義は決して少なくない。ただし、体育授業内における運動時間の確保、及び体育授業以外でも運動に取り組む姿勢の醸成等に配慮することも必要であろう。

3. 理想的な体育教師像

中国東北部（錦州市）の小学生が抱く理想の体育教師像は、競技や運動能力の高さ、外見や性格が重視されていた。例示するとすれば、背が高くイケメンで、面白くて優しい、運動ができる体育教師が求められている。他方で、日本（横浜市）の小学生が抱く理想の体育教師像は、運動能力の高さ、性格、体育授業の指導能力が重視されていた。ここでは、「一緒に体育を楽しむ先生」、「丁寧に教えてくれる」といったように、性格と体育授業の指導能力が関連して条件づけられている。具体的に示すとすれば、楽しい体育の授業が構想でき、説明や指導が上手で、一緒に運動してくれる体育教師が求められている。

以上のように、中国東北部（錦州市）の小学生と日本（横浜市）の小学生が抱く理想の体育教師像においては、体育授業の指導に関する要求に差異がみられる。この理由については、中国における小学生の体育授業への関心の低さ、あるいは、日本の体育授業が運動を「できる」ことを一定程度要求している側面が反映している可能性があると思われる。

一方で、中国東北部（錦州市）の中学生がイメージする理想の体育教師像は、身長の高さや身体の強さに加えて格好良さといった外見が重視されている。そして、小学生では確認できなかった体育授業の指導に関

する内容が2年生以降で表出されるのであるが、体育授業における訓練的内容・指導に対する否定的な体育教師像であった。例示するとすれば、背が高く格好良く筋肉質な男性的な体育教師が求められている。また、2年生以上では、訓練的・権威的な授業を排除することを体育教師に希望している。この訓練的・権威的な体育授業の実態は、中国東北部（錦州市）だけでなく、中国北部にある山東省でも確認できる。龔²⁵⁾は山東省にある中学校の生徒約400名を対象として、中学校の体育教師像に関する調査を実施し、「教師の技能（知識）」だけでなく「生徒に対する態度」や「問題に対して不適切な対応」といった要因が、生徒が教師に反抗する要因であることを報告している。他方で、日本（横浜市）の中学生が抱く理想の体育教師像は、体育授業の指導能力に関わる運動能力の高さと性格が優先されていた。また、2年生以上では、生徒への個別的な指導能力を求める傾向が見て取れる。例示するとすれば、生徒一人ひとりに最適な運動課題を設定でき、示範や説明能力に優れている体育教師（女性・男性）が求められている。この結果は、村瀬ほか²⁶⁾が、日本の中学生3,888名を対象に調査した結果である、熱心な指導を中心に、楽しい雰囲気を保ちつつ、柔軟な対応を重視する「体育を指導してくれる理想的な教師像」と合致するものである。

以上のように、中国東北部（錦州市）の中学生と日本（横浜市）の中学生が抱く理想の体育教師像においては、体育授業の指導に関する要求に決定的な相違がみられる。この理由については、中国において高校入試に体育の実技試験（体力測定等）が含まれているという制度的側面が影響していると推察される。さらに、中国の小中学校における「理想的な体育教師像」の変化、すなわち、中学生の理想的な体育教師像の1つに「厳しい訓練をさせない人」が挙げられており、中学校の体育教師は小学校より受験に向けた訓練的な内容を増加していることが考えられる。そして、進学制度に影響を受けた体育教師の指導法が、中国の中学生が2年生になると運動についての好感度を急激に減少させる要因の一つとなっていると考えることが妥当であろう。

4. 運動の動機づけ

まず、中国東北部（錦州市）の小・中学生における運動の動機づけに関する比較結果では、中学生のネガティブな因子である「無動機」と「外的調整」が、小学生より得点が高くなっている。また、因子のそれぞれの質問項目においても、小学生より中学生の方が有意に高い値を示した。そのため、中国東北部（錦州市）において、中学生は小学生より運動に対するネガティ

ブな意識を強く持っていると考えられる。中国南部における小・中学生の運動意識に関する比較調査は管見の限り確認できなかったが、王²⁷⁾は、中国南部(南京市)の中学生に対する運動意識調査から、同市の中学生は、体育に関する基礎知識等は備えているが、運動意識は高くないという結果を報告している。中国の南部と東北部の比較はできないが、本研究の結果を踏まえれば、中国では中学生が運動に対してネガティブな意識を持っているという蓋然性は低くないと推察される。

次に、日本(横浜市)の小・中学生における運動の動機づけに関する比較結果では、中学生のネガティブな因子である「取り入的調整」、「同一化的調整」、「外的調整」が、小学生より高くなっている。ただし、「内発的動機づけ」や「無動機」の2因子においては、小・中学生の比較では有意差が認められなかった。しかしながら、「取り入的調整」、「同一化的調整」、「外的調整」因子の質問項目それぞれを比較分析した結果からは、日本(横浜市)において、中学生は小学生より運動に対するネガティブな意識を持っていると判断される。藤田ほか¹⁸⁾は、日本の小学生と中学生の体育授業における動機づけを比較し、「全般的に小学生は中学生よりも体育授業における動機づけが高いと言える。すなわち、小学生から中学生にかけて体育授業における動機づけは低下していることになる」と報告している。本研究結果は、藤田らの研究結果を追認するものであった。

最後に、中国東北部(錦州市)と日本(横浜市)の中学生における運動の動機づけに関する比較結果では、中国東北部(錦州市)の中学生のネガティブな因子である「無動機」、「外的調整」、「取り入的調整」因子が、日本(横浜市)の中学生より高くなっている。すなわち、運動に関して、中国東北部(錦州市)の中学生は日本(横浜市)の中学生よりネガティブな意識を強く抱いていると考えられる。また、「内発的動機づけ」の質問項目に関わる因子構造は日本(横浜市)の中学生のみに見られるため、中国東北部(錦州市)の中学生は、日本(横浜市)の中学生より、運動意識が低いと推察される。この理由については、先述してきたように、中国の中学生が高校入試に体育の実技試験が課されているにも関わらず、外発的動機づけで行われていることが影響していると考えられ、このことは運動頻度が低くなっていることも関連すると思われる。

補足として、本研究結果では結果を示すことができなかった、中国東北部(錦州市)と日本(横浜市)の小学生における運動の動機づけに関する比較結果について言及しておきたい。中国東北部(錦州市)の小

学生は、「内発的動機づけ」に関連する質問項目において、日本(横浜市)の小学生より有意に高かった。また、「無動機」に関連する質問項目において、日本(横浜市)の小学生は中国東北部(錦州市)の小学生より有意に高い値を示した。これらの点を考慮すると、中国東北部(錦州市)の小学生は、日本(横浜市)の小学生より運動意識が高い傾向にあると推定される。一方で、中国東北部(錦州市)の小学生は、ネガティブな外発的動機づけに関わる「外的調整」の質問項目において、日本(横浜市)の小学生より高い傾向が見て取れた。そのため、中国東北部(錦州市)の小学生は、運動意識の高さ、すなわち運動の楽しさを感じている反面で、運動をやらされているという意識が存在すると理解することもできよう。具体的には、運動そのものを楽しんでいるが、成績、健康、他者のために運動するという意識の児童が実際にいるということである。このことが、中国東北部(錦州市)の小学生が中学生になると運動意識を大幅に減退させる要因となっていると仮説的に提示できる。

VI. まとめにかえて

本研究の目的は、中国東北部の児童・生徒の運動意識を把握することに主眼を置き、日本の児童・生徒の運動意識と比較することで、児童・生徒の運動意識に影響する要因を明らかにすることであった。この目的を達成するために、中国東北部(錦州市)の小・中学生772名と、日本(横浜市)の小・中学生1226名に対して、体育授業の好嫌度とその理由、週間運動頻度、理想的な体育教師像、運動の動機づけについて質問紙調査を実施し、その結果を分析・考察した。ただし、本調査は横断的調査のため、学年の進行に伴う変化に関する比較検討には至らなかったことが本研究の限界点ではある。しかしながら、東北アジア地域の児童・生徒の運動意識を解明するという問題意識の下、これまで未調査の地域であった中国東北部の状況を明らかにし得たことは一定程度の成果と意義があったと考えられる。以下では、本研究を総括するとともに、中国における児童・生徒の運動意識改善のための提言をすることで、まとめにかえたい。

本研究で対象とした地域について分析した結果と考察から総合的に判断するとすれば、運動に対する意識が最も高かったと考えられるのは中国東北部(錦州市)の小学生である。続いて運動意識が高い順に列挙するとすれば、日本(横浜市)の小学生、日本(横浜市)の中学生、中国東北部(錦州市)の中学生となる。特に、中国東北部(錦州市)の中学生の運動に対する意識を低下させていると考えられる要因は、制度と体育授業内容である。具体的には、前者は高校入試に体

育の実技試験（体力測定等）が含まれていることであり、後者は訓練的な体育授業内容とその授業を遂行する体育教師となろう。

最後に、本研究を踏まえて、中国東北部（錦州市）の中学生の運動に対する意識を改善するための方向性について言及する。まずは、高校入試における体育の実技試験（体力測定等）^{注3)}について議論する必要がある。この際、日本等の高校入試に体育の実技試験が課されていない諸外国の状況を参考にすることができるのではないかと考える。次に、訓練的な体育授業内容とその授業を遂行する体育教師の意識を改善すべきである。このためには、教師養成、採用試験、採用後の研修の充実を図る等、制度のソフト面の改善。そして、これらを背景とすることで、「評定のための運動」という意識からの脱却や主体的な体育カリキュラムが作成可能な体育教師の増加といった展望を抱くことができよう。すなわち、「体育教師＝実践的研究者」の実現である。もちろん、制度や意識の改革には時間を要するため、即時的には、チームティーチング（教員歴の長い教師と短い教師、男性と女性等）の積極的な導入を端緒とすることが考えられる。一方で、学校外での運動については、地域や家庭との連携が欠かせない。児童・生徒が運動しやすい環境を整備することも求められるが、少なくとも大人たちが生涯スポーツの重要性を認識し、率先してスポーツを楽しむことが必要であると考えられる。

注

注 1) Kaiser²⁸⁾によると、Cronbach の α 係数は、“in the .90s, marvelous”, “in the .80s, meritorious”, “in the .70s, middling”, “in the .60s, mediocre”, “in the .50s, miserable”, “below .50, unacceptable”と記載されているため、本研究の Cronbach の α 係数が 0.6 以上で構成された因子項目は信頼性ありとした。

表 7. 検証的因子分析の適合度係数

モデル	CMIN/DF	GFI	AGFI	CFI	RMSEA
日本	2.7387	0.931	0.907	0.969	0.055
中国	2.992	0.933	0.904	0.815	0.063

注 2) 2 次因子分析の統計処理には統計ソフト AMOS 24.0 を用いた。運動の動機づけの妥当性の分析結果は、以下の通りである（最尤法、修正指数は 4 と設定した）。なお、適合度指標は Karin ほか²⁹⁾の研究（図 9）を参考にした。

注 3) 中国の実状を踏まえ、学生の身体素質^{注 4)}を向上させるため、1979 年に上海の高校入試に体育実技試験が試行された。それに基づき、1980 年 4 月の

Fit Measure	Good Fit	Acceptable Fit
χ^2	$0 \leq \chi^2 \leq 2df$	$2df < \chi^2 \leq 3df$
p value	$.05 < p \leq 1.00$	$.01 \leq p \leq .05$
χ^2/df	$0 \leq \chi^2/df \leq 2$	$2 < \chi^2/df \leq 3$
RMSEA	$0 \leq RMSEA \leq .05$	$.05 < RMSEA \leq .08$
p value for test of close fit (RMSEA < .05)	$.10 < p \leq 1.00$	$.05 \leq p \leq .10$
Confidence interval (CI)	close to RMSEA, left boundary of CI = .00	close to RMSEA
SRMR	$0 \leq SRMR \leq .05$	$.05 < SRMR \leq .10$
NFI	$.95 \leq NFI \leq 1.00^*$	$.90 \leq NFI < .95$
NNFI	$.97 \leq NNFI \leq 1.00^*$	$.95 \leq NNFI < .97^*$
CFI	$.97 \leq CFI \leq 1.00$	$.95 \leq CFI < .97^*$
GFI	$.95 \leq GFI \leq 1.00$	$.90 \leq GFI < .95$
AGFI	$.90 \leq AGFI \leq 1.00$, close to GFI	$.85 \leq AGFI < .90$, close to GFI
AIC	smaller than AIC for comparison model	
CAIC	smaller than CAIC for comparison model	
ECVI	smaller than ECVI for comparison model	

Note. AGFI = Adjusted Goodness-of-Fit-Index, AIC = Akaike Information Criterion, CAIC = Consistent AIC, CFI = Comparative Fit Index, ECVI = Expected Cross Validation Index, GFI = Goodness-of-Fit Index, NFI = Normed Fit Index, NNFI = Nonnormed Fit Index, RMSEA = Root Mean Square Error of Approximation, SRMR = Standardized Root Mean Square Residual.

図 9. 検証的因子分析の適合度指標

「全国学校体育衛生工作会議」において、山東、河南、遼寧、湖南、北京などの地域に体育実技試験を試行することが決定された³⁰⁾。

注 4) 身体素質 (health condition and physical quality) : 2008 Physical Activity Guidelines for Americans³¹⁾によると、身体素質には、心肺機能、筋力、筋持久力、爆発的筋力、柔軟性、バランス、動作速度、反射神経、身体組成等の要素がある。

文 献

- 1) 世界の合計特殊出生率国別ランキング・推移 (2019) グローバルノート—国際統計・国別統計専門サイト。
<https://www.globalnote.jp/post-3758.htm> (参照日 2021 年 10 月 28 日)
- 2) 世界の高齢者率 (高齢者人口比率) 国別ランキング・推移 (2020) グローバルノート—国際統計・国別統計専門サイト。
<https://www.globalnote.jp/post-3770.html> (参照日 2021 年 10 月 28 日)
- 3) 健康日本 21 (第 2 次) 厚生労働省 HP。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkouinippon21.html (参照日 2021 年 10 月 28 日)
- 4) 范怀軻, 彭丹 (2013) 简论终身体育思想的意义和价值. 运动, (15) : 145-146.
- 5) 孙显征 (2015) 加强中学生体育运动意识的重要性. 教育教学论坛, (46) : 頁不詳.
- 6) 石橋勇, 日隈健一 (2001) 高齢者社会と地域福祉 (3) —韓国におけるスポーツと子どもの意識調査—. 広島修大論集人文編, 42 (1) : 303-327.
- 7) 杉原隆編著 (2011) 生涯スポーツの心理学. 福村出版 : 東京.

- 8) 今井茂樹 (2012) 生涯スポーツを目指す中日の体育授業の比較—体づくり運動の実践を通して—. 東京学芸大学国際教育センター在外教育施設における指導実践記録集, (34) : 3-6.
- 9) 平成 20 年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査, 調査結果の概要. スポーツ庁統計情報ページ. https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/kodomo/zencyo/1401899.htm (参照日 2021 年 10 月 28 日)
- 10) 井谷恵子 (2015) 「子どもの体力向上」をめぐるローカル・ポリティクスの検討—東京都, 及び大阪の状況に注目して—. 体育学研究, (60) : 429-448.
- 11) 梅澤秋久編著 (2016) 体育における「学び合い」の理論と実践. 大修館書店: 東京.
- 12) 王忠杰 (2011) 辽宁省中学体育课程资源的现状调查与研究对策. 辽宁师范大学 Doctoral dissertation : 辽宁省.
- 13) 郁莉 (2016) 新课程标准下无锡市农村初中体育教学现状的调查研究. 华东师范大学 Doctoral dissertation : 上海市.
- 14) 李婧,丸山富雄 (2016) 中国の小学校体育の制度と実態に関する研究—中日比較をとおして—. 仙台大学大学院スポーツ科学研究科修士論文集, (17) : 9.
- 15) 曹艳 (2014) 昆明市中学生体育意识与行为调查研究. 昆明学院学报, 36 (3) : 3.
- 16) 平成 27 年度全国体力・運動能力, 運動習慣等調査集計結果第 2 章分析結果と取組事例. 文部科学省 HP. https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kodomo/zencyo/1365111.htm (参照日 2021 年 10 月 28 日)
- 17) 平成 19 年度県立センター研究報告書. 学校体育に関する児童生徒の意識調査—小学生・中学生・高校生の意識— (3 年継続研究のまとめ). 神奈川県立体育センター指導研究部スポーツ科学研究室. https://www.pref.kanagawa.jp/documents/12706/2400_1.pdf (参照日 2021 年 10 月 28 日)
- 18) 藤田勉, 佐藤善人 (2010) 小学生と中学生の体育授業における動機づけの比較検討. 鹿児島大学教育学部研究紀要, (61) : 43-59.
- 19) 樋口耕一 (2004) テキスト型データの計量的分析—2つのアプローチの峻別と統合—. 理論と方法, 19 (1) : 101-115.
- 20) 范新鹏 (2020) 重庆市主城区小学生课外体育锻炼家庭影响因素研究—以主城区八所小学为例. 西南大学 Doctoral dissertation. 重慶市.
- 21) 袁本飞 (2017) 北京市小学课外体育活动展开现状与对策研究 Doctoral dissertation. 北京体育大学. 北京市.
- 22) 周丽君 (2006) 浙江省中学生课外体育活动与心理健康关系及其对策研究. 北京体育大学学报, (8) : 1108-1110.
- 23) 吴锋 (2020) 青少年体育锻炼现状及研究. 教育界, (39) : 25-26.
- 24) 令和元年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査, 調査結果の概要. スポーツ庁統計情報ページ. https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/kodomo/zencyo/1411922_00001.html (参照日 2021 年 10 月 28 日)
- 25) 龚萍萍 (2020) 初中体育课堂教学中的教师权威研究. 山东师范大学 Doctoral dissertation. 山東省.
- 26) 村瀬浩二, 生方謙 (2010) 中学生が体育授業において望む教師像について—運動・体育への態度による比較—. 国際研究論叢, 24 (1) : 65-77.
- 27) 王义炫 (2016) 南京市中学生体育运动意识现状的调查及研究. 四川体育科学, 35 (4) : 127-131.
- 28) Kaiser H F. (1974) An Index of factorial simplicity. Psychometrika, 39 (1): 31-36.
- 29) Schermelleh-Engel K., and Moosbrugger H. (2003) Evaluating the Fit of Structural Equation: Tests of Significance and Descriptive Goodness-of-Fit Measures. Methods of Psychological Research Online, 8 (2): 23-74.
- 30) 刘海元 (2009) 中国国情下的体育中考出台回顾与剖析. 体育教学, (10) : 3.
- 31) 2008 Physical Activity Guidelines for Americans. USDSSH. Washington DC. <https://health.gov/sites/default/files/2019-09/paguide.pdf> (参照日 2021 年 10 月 28 日)

(2021 年 10 月 31 日受付)

(2022 年 2 月 25 日受理)

《事例報告》

「開発と平和のためのスポーツ」における「障害理解」に関する一考察

—ウガンダの難民居住地において実施されたパラスポーツ大会の事例より—

白石 智也¹⁾ 藤田 綾²⁾

The study on understanding disability in “Sport for Development and Peace”:
A case of a para-sport competition in a refugee settlement in the Republic of Uganda

Tomoya Shiraishi¹⁾ Aya Fujita²⁾

Abstract

The purpose of this study is to suggest how the understanding of disabilities in the Sport for Development and Peace (SDP) field should be promoted from a case study of a goalball competition for primary pupils and secondary school students held with support from the Association for Aid and Relief, Japan (AAR Japan) in the Palorinya refugee settlement in northern Uganda. The results of this study are summarized in the following three points: (1) The implementation of para-sport events in developing countries is likely to provide an opportunity to promote the understanding of disabilities for the participating children, their teachers, caregivers, and community members. (2) The power of sport to attract customer can be used to promote the understanding of disabilities and can have a ripple effect not only on those who “played” sport, but also on those who “watched” and “supported” sport. In contrast, in the practice of SDP, support that excluded the essence of sport, which was the aim to win, may create a “gap” between the assistance provider and the assistance recipient. (3) The promotion of the understanding of disabilities and the participation of children with disabilities in sport activities through para-sport is an effective approach that should be mainstreamed for the inclusion and support of children with disabilities in refugee camps and refugee settlements. Finally, we recommend that to promote the understanding of disabilities in sport activities, it is essential to implement systematic and organized support activities in cooperation with various organizations and not only the non-governmental organizations (NGOs) working in the area.

Key words: Developing Countries, Goalball, International Cooperation, Physical Education

(J. Sport Dev. 1: 46-58 Mar. 2022)

キーワード：開発途上国，ゴールボール，国際協力，
体育

I. はじめに

1. 開発途上国における障害者を取り巻く実態

2015年の9月、ニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：以下「SDGs」と略す）」が取り決められた。SDGsは、世界全体で取り組むべき17項目の行動目標で構成されており、2016年から2030年までの15年間において、こ

れらの目標達成が目指されている。この中では、「ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：以下「MDGs」と略す）^{注1)}」において達成に至らなかった目標や浮き彫りとなった課題などを踏まえ、「誰一人取り残さない」をスローガンに、各行動目標に関わる計169項目のターゲットが設定されている¹⁾。

これら169のターゲットを概観すると、「誰一人取り残さない」という言葉からも窺える通り、社会的弱者と呼ばれてきた人々、並びに、その周囲の環境や制度に対して取り決められたものが散見される。その中でも、「人口の約10%を占め最大のマイノリティーの

1) 広島文化学園大学人間健康学部

〒731-4312 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜3-3-20

2) オックスフォード大学大学院社会政策介入研究科

〒OX1 2ER イギリスオックスフォード市ウェリントンスクエア 32

1) Faculty of Human Health, Hiroshima Bunka Gakuen University

3-3-20 Heiseigahama, Saka, Aki, Hiroshima 731-4312, Japan

2) Department of Social Policy and Intervention, University of Oxford

32 Wellington Square, Oxford, OX1 2ER, United Kingdom

一つ」(p.83)²⁾である障害者^{注2)}に関わるターゲットも多く、具体的には以下のような例が挙げられる³⁾。

4.5 By 2030, eliminate gender disparities in education and ensure equal access to all levels of education and vocational training for the vulnerable, including persons with disabilities, indigenous peoples and children in vulnerable situations

(2030年までに、教育に関するジェンダー格差をなくし、障害児、先住民、及び脆弱な立場にある子どもなどが、あらゆるレベルの教育や職業訓練を平等に受けられるようにする)

8.5 By 2030, achieve full and productive employment and decent work for all women and men, including for young people and persons with disabilities, and equal pay for work of equal value

(2030年までに、若者及び障害者を含む全ての人々に対し、完全かつ生産的な雇用、並びに働きがいのある人間らしい仕事を提供し、同価値に対する同一賃金を実現する)^{注3)}

この他に、目標10、目標11、目標17の中にも、障害者に関連するターゲットが組み込まれている。MDGsでは、開発途上国(以下「途上国」と略す)において問題視されてきた課題の解決が目標として掲げられていたものの、SDGsでは、世界全体で解決していくべきグローバルイシューが明示されており⁴⁾、これらのターゲットは、どの国でも見られる共通の課題を反映しているといえる。一方で、国際協力機構⁵⁾、あるいは国際連合広報センター⁶⁾によると、障害者の約80%は途上国で生活していることが明らかにされており、また、森⁷⁾も、「世界の障害者の多くは、途上国の、それも農村部に多く居住している」(p.316)と主張している。つまり、先述したような障害者に関わるターゲットについては、途上国における実態が改善されなければ、根本的な解決には至らないと考えられる。さらに、障害者の多くが、「保健、教育や就労の機会が制限され、さらなる貧困状況に陥りやすいという悪循環」(p.2)⁵⁾に苛まれていることを踏まえると、途上国に蔓延る種々の社会課題と相互作用する障害者に関する課題を解決することは、喫緊の課題であると捉えることができよう。

しかしながら、多くの途上国において、障害者に対する社会保障制度・政策は、脆弱であるといわざるを得ない⁸⁾。また、多数の途上国が分布するアフリカ地域では、障害が呪術的観点から捉えられ、差別の対象となったり、その存在自体が隠蔽されたりするような実態も垣間見える⁹⁾。このような途上国における障害

者を取り巻く理不尽かつ不当な対応が改善されなければ、先述したような障害者に関連するターゲットを達成することは困難を極めるであろう。

2. 「開発と平和のためのスポーツ」における障害者に関する議論

他方、先述したような障害者関連の問題も含め、途上国で議論されている社会課題は、年々多様化・複雑化している。それらの解決には、「これまで以上に各国の知恵と行動を必要」(p.2)¹⁰⁾としており、世界各国が長年、開発協力^{注4)}に従事している。前項で述べた途上国の障害者を取り巻く実態についても、開発協力、いわゆる他国の関与によって、改善に資する可能性があるといえ、その中でも近年、スポーツを媒介としたアプローチに期待が寄せられている。具体的に、SDGsの目標達成のためにスポーツは重要な鍵を握っているといわれており¹¹⁾、国際連合広報センター¹²⁾は、SDGsの各目標に対して、スポーツがどのように貢献し得るのか、具体的な役割を示しながら主張している。また、世界中で「開発と平和のためのスポーツ(Sport for Development and Peace: 以下「SDP」と略す)^{注5)}」の分野における実践、あるいは研究が積み重ねられており、障害者に関する課題の解決に向けて、スポーツがツールとして用いられる事例も多い。

一方で、開発協力の中での障害者とスポーツの関わりについて、パラスポーツ^{注6)}自体の振興・支援がしばしば議論されている。例えば、遠藤・間野¹³⁾は、ラオスでパラスポーツ支援を行うアジア障害者活動を支援する会という日本の団体に焦点を当て、支援者が果たす役割と被支援者の主体的な行動について検討している。その結果、パラスポーツ支援事業における現地の障害当事者の積極性や政府に対する長期的な働きかけの重要性などが示唆されたという。また、日本の無償資金協力及び技術協力プロジェクトによってタイに設立されたアジア太平洋障害者センターは、アジア太平洋地域の障害者支援の拠点となっており、国際協力機構と連携して、「障害多様性を踏まえたスポーツ活動を通じたインクルーシブ開発の実現」という研修会を日本で開催し、東南アジア諸国の多くの障害者が研修に参加する機会を作っている¹⁴⁾。さらに、日本体育大学では、2020東京パラリンピック競技大会への出場を目指す途上国のアスリート及びそのコーチらを支援する活動も行われてきた¹⁵⁾。

しかしながら、これらの実践について、「障がい者スポーツの支援の裨益対象は障がい当事者であると考えられる」(p.50)¹⁶⁾ことがほとんどである一方で、それらの活動に伴う、障害者の周囲の人々に及ぼす認知的及び情緒的な影響、すなわち「障害理解^{注7)}」に関し

ては、あまり議論が進んでいない。途上国、とりわけ農村部では、障害者に対する知識及び理解の乏しさに起因する、障害者への心理的及び物理的なバリアの多さが指摘されている¹⁷⁾。したがって、SDP分野において、パラスポーツそのものの振興・支援だけでなく、それに伴う障害者の周囲の人々に対する影響についても検討されていくことで、途上国において障害者が直面している課題にスポーツを活用することの意義が、より一層深まると考えられる。

3. パラスポーツを通じた障害理解

では、障害理解は、どのような場面で議論されているのか。ここでは、とりわけ学校教育において、障害理解を促す教育活動、いわゆる障害理解教育^{注8)}の実践が多く見られる日本を例に挙げて論じる。

そもそも、日本の障害者基本法の第16条第3項には、障害のある児童とない児童の交流、あるいは共同学習を進め、その相互理解を促進しなければならない旨が明記されている¹⁸⁾。また、小学校学習指導要領(p.26)¹⁹⁾、中学校学習指導要領(p.28)²⁰⁾、高等学校学習指導要領(p.31)²¹⁾の全ての総則に、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること」という文言が記されており、学校において障害に対する理解を体系的に育もうとしていることが見て取れる。さらに、障害理解教育に関する教材についても、様々な研究・開発がなされている。野口・霜田²²⁾は、道徳の副読本に出てくる障害を示す表現、もしくは障害に関する説明を分析し、障害理解教育の教材の枠組みを提案している。また、鈴木²³⁾は、短期大学の学生に「パラリンピック新聞」を作成させ、障害者に関する知識を得て、それに対する考えを言語化させることで、障害理解を促している。

このように、日本では、法律や学習指導要領の方針に沿う形で、学校において障害理解教育の実践・研究が行われている。他方で、そのツールとしてパラスポーツを用いた実践や研究も散見される。例えば、朝日新聞社²⁴⁾は、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会などと協力し、「チャレンジド・ビジット」という名の下で、パラスポーツのトップアスリートを全国の小学校に派遣するプロジェクトを実施した。これは、児童にとって、アスリートとともにパラスポーツを体験する貴重な経験になると同時に、障害に対する理解が深まり、共生社会やバリアフリーなどについて考える契機になったという。また、重元・橋本²⁵⁾は、高等学校の体育授業において、ボッチャやシッティングバレーボールなどを実践したことについて報告している。その結果、「障がい者の理解

の促進や生徒の意欲を向上」(p.67)させることができたとして述べている。さらに、小玉²⁶⁾は、大学の授業において、ブラインドサッカーの実践を行い、学生が有する障害者やパラスポーツに対する認識に肯定的な変化があったことを報告している。

4. 本研究の目的

以上を踏まえると、パラスポーツを通じた障害理解に関して、その実践からは一定の成果を上げられる可能性が窺える。一方、途上国に目を向けてみると、パラスポーツを通じて障害理解を促すような実践として、羽立²⁷⁾が青年海外協力隊事業の中で実施したブラインドサッカーの事例が挙げられるが、これは現地レポートと称されたものであり、この資料から、途上国におけるその有用性を検討することは難しい。そのため、まずは途上国において実践されたパラスポーツに関する活動事例を取り上げ、その活動の詳細を記すとともに、障害理解の観点から、どのような成果及び課題が挙げられるのか検討することは有意義であると考えられる。

したがって、本研究の目的は、ウガンダの難民居住地において、日本の団体による支援の一環で実施されたパラスポーツに関する活動を事例として取り上げ、その成果や課題について検討する。また、それを通して、SDP分野において、障害理解の促進を促す活動が、今後どのように展開されていくべきか、示唆を得ることを目指す。

II. ウガンダの難民居住地における

活動事例の検討

詳細は後述するが、本研究で焦点を当てる活動(以下「本活動」と略す)は、ウガンダの難民居住地において実施されたものである。ウガンダという小国における、また、難民居住地内での実践という極めて特異性のある事例ではあるものの、事例研究では、「論文読者等(研究のオーディエンス)が論文を読み、それを自分の抱えているケースや、その他のケースと『比較』しながら、自分のケースのために『翻訳』すること」(p.80)²⁸⁾が重要であるといわれている。さらに、メリアム²⁹⁾も、事例研究を執筆する際は、「対象となる読者を決めること」(p.323)を最初に行うべきであると主張している。したがって、本研究の読者となり得るような開発協力に関わる研究者及び実践家、とりわけ途上国におけるスポーツや障害者の課題に携わる人々が、自らの文脈に翻訳できるよう本活動を記さなければならないといえる。

そのための方策として重要となるのが「豊かで『分

厚い』記述」(p.43)²⁹⁾である。これは、「調査している出来事や実体の全体にわたる正確な記述」(p.43)²⁹⁾を意味している。本章は、この「豊かで『分厚い』記述」を担保するために、本活動が行われた当時、現地にて本活動に携わった第2著者がその実態を記述する。ただし、本活動終了後において、簡易的なアンケート調査やインタビュー調査などは実施されたものの、統計的な分析が行われているわけではなく、実証的な研究となっていない点は、本研究の課題として先に記しておく。

1. パロリーニャ難民居住地における障害者を取り巻く周囲の状況

本活動は、特定非営利活動法人難民を助ける会(AAR Japan)(以下「AAR」と略す)を実施主体とし、2020年2月に、ウガンダ北部の西ナイル地域、オボンギ県に位置するパロリーニャ難民居住地(以下「当居住地」と略す)において行われたものである。当居住地には、2021年7月時点で、125,641人の難民が暮らしている。その中の99%(125,546人)が南スーダンからの難民であり³⁰⁾、ウガンダに13カ所ある難民居住地のうち、7番目の人口規模である³¹⁾。

本活動について論述する前に、まずは当居住地における障害児を取り巻く状況について整理する。AARは、当居住地における障害児の支援を行うために、障害児が生活する民家に戸別訪問し、その様子の聞き取りと実態の把握を行っている。その中では、障害児の足を鎖で繋ぎ、家から出さないようにしていたり、障害児の保護者や近所の人々が、知的障害のある子どもを、南スーダンの現地語で「狂った子」や「おかしな子」などと蔑称していたりする実態が垣間見えた。このことから、多くの家庭では、家族に障害者がいることや、障害児を育てていることを、恥ずべきことだと感じている様子が窺える。

他方、難民居住地特有の課題も散見される。例えば、当居住地において、1つの家庭で5、6人の子どもを育てていることは一般的であり³⁰⁾、その中に障害児がいた場合、人数の多さから十分に面倒を見ることができないという意見を述べる保護者も多い。また、両親が祖国に残り、子どもだけ逃れてきている場合には、叔父や叔母などの親族が逃れてきた子どもを育てていることもあり、そのような状況にいる障害児に対しては、ネグレクトが懸念される。

さらに、学校に通うことができている障害児に対する差別も見られる。AARが2019年に計700名の障害児を対象に行った簡易的なアンケート調査では、78%の対象者が、「学校でいじめられている、またはいじめられた経験がある」と回答した。実際に、先天奇形を

有しており、他の子どもと見た目が異なっている児童、あるいは、知的障害・発達障害の影響で、コミュニケーションを取ることが難しい児童などが、学校で孤立していたり、石を投げつけられたりしている様子が見られることもある。

以上のように、ウガンダにおける障害者に対する差別や偏見は問題視されており³²⁾、当居住地においても同様の実態が窺える。このことについて、当居住地内に位置する学校では、福祉教育はほとんど行われていない。そのため、上記のような差別やいじめの要因の1つは、児童が障害について学ぶ機会の乏しさであると考えられる。

2. 活動の背景及び経緯

このような実態を踏まえた上で、本研究では、当居住地内に位置する11校の小学校及び中学校を対象に、2日間にわたって開催されたゴールボール^{注9)}の大会に焦点を当てる。大会当日の様子を綴る前に、この2日間の大会を開催する背景について記す。

AARは、2019年5月から2020年3月までの期間、当居住地でインクルーシブ教育を推進するプロジェクトを実施した。同プロジェクトでは、「障害と開発」分野におけるツイン・トラック・アプローチ^{注10)}の考え方に基づき、(1)開発における障害当事者のメインストーリーミング・インクルージョン、(2)障害当事者のエンパワーメント、という両面の働きかけが行われた。

(1)については、学校及び生活コミュニティの両方に対してインクルーシブな学習環境を整備する活動が実施された。まず、学校を中途退学する障害児が減少するよう、障害の診断方法や障害児に対する合理的配慮など、インクルーシブ教育に関する研修が各学校の教員を対象に行われた。また、生活コミュニティにおいては、福祉・教育分野を担当する難民リーダーや障害児の保護者に対して、障害理解や子どもの権利などに関する啓発活動が行われた。

他方、(2)については、参加支援による障害児のエンパワーメントが主軸に置かれた。その具体的な手法として、障害児でも行うことができるパラスポーツを媒介とし、障害児及びその周りの子どもたちを対象とするスポーツ大会を開催することとなった。手法としてスポーツ大会を選択した理由は、AARがスポーツを通じた難民と受け入れ地域の生徒たちの平和的共存や多文化共生・多文化理解に関する取り組みを実施した経験を多く有すること^{注11)}、並びに、ウガンダの教育・スポーツ省特別支援教育・インクルーシブ教育課の担当者より、パラスポーツを普及させたいという要望があったことなどが挙げられる。このスポーツ大会

については、単発的なイベントではなく、持続的かつ長期的な障害児の参加を実現するために、障害のない参加者や観戦者の障害理解を促進することにも重点を置くこととなった。

そこで、AARの職員は、大会の中で、どのようなパラスポーツ種目を取り上げるか検討することとなった。その際、AARの職員が、当居住地から最寄りの特別支援学校を訪れる機会があった。その学校は、オボンギ県の隣のモヨ県に位置する重度の視覚障害の子どもたちが通う特別支援学校であった。この学校の様子を見学中に、視覚障害のある子どもたちが、休み時間にゴールボールを楽しんでいる姿を見かけた。これにより、ゴールボールが有する(1)視覚障害の子どもたちだけでなく、目隠しをすれば障害のない子どもも一緒になって楽しむことができる点、(2)その学校の教員が協力的であり、指導者として指導を依頼することが可能であった点、(3)ボール、紐、及び目隠しなど、比較的入手・保管しやすい用具さえあれば、どの学校でもいつでも練習をすることができる点、などの特質を把握することができ、本活動においては、ゴールボールを取り上げることとなった。

スポーツ大会開催当日に至るまでに、約4ヶ月間の準備期間が設定された。2019年11月から、参加する各学校において、2名ずつ担当教員が決められ、その教員たちに対して、パラスポーツの意義やゴールボールのルールなどを説明するオリエンテーションの機会が設けられた。各学校からオリエンテーションに参加した担当教員らは、各学校の中でも比較的スポーツに対する愛好的態度の高い教員が担っていたため、オリエンテーションの際にも、多くの教員が興味を示していた。一方で、勝負にこだわる傾向が見られたため、勝利至上主義な大会ではない旨が伝わるように説明が行われた。その後、それぞれの学校において、各担当教員から、他の教員たちに対して本活動の意義やルールなどに関する周知が行われ、各学校でゴールボールの練習ができるよう手配された。

3. 活動の様子及び調査結果

スポーツ大会当日、準備期間で練習に励んだ各学校の児童・生徒が集まり、白熱した勝負が繰り広げられた(写真1・写真2)。基本的には、3人で構成されるチームの中で、1人は障害児を入れなければならないというルールで統一された。紙幅の都合上、詳細な大会の結果は省略するが、障害のある子どももいない子どもも、共に和気藹々とゴールボールをプレーしたり観戦したりする様子が窺えた。また、障害児から、「僕もチームの一員なんだ」、「新しい友達ができてうれしい」という発言があったり、障害のない子どもが障害児の

乗る車椅子を押していたりする場面なども見られた。

さらに、大会が行われた会場では、大会に参加している児童・生徒だけでなく、観戦に訪れていた児童・生徒、保護者、及び地域住民に対しても、いくつかの体験活動及び啓発活動が行われた。例えば、障害のない人が障害者の生活を疑似体験できるようなスペースが設けられ、車椅子に乗ったり車椅子を押したりする体験、あるいは、目隠しをして白杖を頼りに歩く体験などであった(写真3・写真4)。また、障害に対する理解を深めるために、障害の捉え方や障害者に対する接し方などが書かれた啓発紙が配布され、障害に関する詩の朗読・演劇なども行われた(写真5)。加えて、当日は、UNHCR及びウガンダの首相府から、それぞれ代表者が主賓として招待され、本活動の意義や重要性について、参加者及び観戦者に対して訴えかける機会も設けられた。

本活動終了後、参加した学校の教員に対し、事後アンケート調査を実施したところ、自由記述欄において、「スポーツ大会に参加した障害児が毎日登校するようになった」、「学校でも、障害のない子が障害のある子の手助けをしている様子が見られた」、「障害のある子とない子が初めて交流したことで、相手を尊重する心が育まれた」などの回答が得られた。さらに、スポーツ大会に参加した児童・生徒、教員、観戦していた保護者や地域住民など、計250人に対するアンケート調査において、「障害者スポーツ・啓発イベント参加後に障害に対して理解が深まったか(5件法)」という質問に対し、「とても深まった(5)」もしくは「深まった(4)」と回答した人の割合は、87.6%であった。加えて、参加した学校の教員に対する事後インタビュー調査では、「自身が担当する障害児が同級生からのいじめや疎外感で苦しんでいるか」という質問に対して、調査対象とした19名全ての教員が、「苦しんでいない」という旨の回答をした。

III. 考察

1. 学校教育における障害理解に対するスポーツ活用の可能性

先述した通り、本活動後に実施した障害理解に関するアンケート調査及びインタビュー調査では、ほぼ全ての調査対象者が肯定的な反応を示していることから、障害理解の側面に関して、本活動では一定の成果が得られたと考えられる。また、スポーツ大会当日には、障害のある子どももいない子どもも、一緒になってプレーしたり、応援したりしている様子が窺えた。このことから、障害のない子どもに対して障害理解を促す場になっただけでなく、障害児にとっても、自己肯定感の向上や、集団の中における自身の存在意義の再



写真1. ゴールボールをプレーする子どもたちの様子①



写真2. ゴールボールをプレーする子どもたちの様子②



写真3. 車椅子体験の様子



写真4. 白杖歩行体験の様子



写真5. 障害児の学校生活に関する演劇の様子

認識を促す機会になったと推察される。実際に、本活動に参加した学校の教員からも、それらの観点について肯定的な声が聞かれた。では、本活動の何が、そのような影響を及ぼしたのであろうか。

この点については、学校において実施される障害理解教育の先行研究から示唆を得たい。まず、中村³³⁾は、『障害理解』においては『障害』に関する『知見』という枠組みだけが広がるだけにならないように、知識をそのまま目の前の人に対してはめるのではなく、『か

かわり』という実践的取り組みの経過・結果を考えながら理解していくことが必要になる」(p.1)と述べている。また、それを踏まえた上で、手塚・里見³⁴⁾は、学校における障害理解教育について、「小学校を対象とした『障害理解教育』を促進するためには、授業計画の中に、模擬体験と知識を学ぶ機会を意識した『知見』と、双方が協働的に関与できる機会や場の設定を行ったうえでの『かかわり』を設定することが必要であろう」(p.72)と主張している。これらを鑑みると、本活動では、体験活動や啓発活動などを通して、障害に関する「知見」を習得することができると同時に、障害のある子どもとない子どもが、スポーツを通じて「かかわり」を持つことも可能であったと捉えられる。

さらに、障害理解の研究者である徳田・水野³⁵⁾は、障害理解の発達段階を5段階で示している(表1)。その上で、徳田・水野³⁵⁾は、障害理解に関する多くの文献や先行研究において、全ての人々がすぐに第5段階(受容的行動の段階)に到達しなければならないように記されているものの、このような段階を無視した主張は効果が薄いと述べている。一方で、第1段階(気付きの段階)から、順を追って障害理解を深めていくことができると、第5段階(受容的行動の段階)には

表1. 障害理解の発達段階

<p>第1段階：気付きの段階 障害のある人が、この世の中に存在しているということに気付く段階。この段階は、障害者・児や、障害そのものに対する親しみを向上させるための第1段階でもある。</p>
<p>第2段階：知識化の段階 差異が有する意味を知る段階。そのためには、自分自身の心と身体について知り、また、障害の原因や症状、障害者の生活や障害者への接し方などの知識を得なくてはならない。</p>
<p>第3段階：情緒的理解の段階 障害者・児との直接的及び間接的な接触を通して、障害者の機能面での障害や、社会的な痛みを心で感じる段階。</p>
<p>第4段階：態度形成段階 第2段階と第3段階を経た上で、体験的裏付けをもった適切な認識や障害観が形成され、障害者・児に対する適度な態度ができる段階。第2段階の学習と第3段階の体験が皆無であったり、極めて不十分であったりする小学校低学年程度までの子どもが到達することは難しい段階である。</p>
<p>第5段階：受容的行動の段階 生活場面での受容や援助行動が発現する段階。自分たちの生活するコミュニティに障害者が参加することを当然のように受け入れ、障害者に対する援助行動が自発的に進むようになる。</p>

(出典) 徳田・水野³⁵⁾を参考に筆者作成

難なく到達できる可能性が高いという。また、『障害者に理解のある人』とは不適切な表現であり、『……段階(程度)の理解をもっている人』と表現した方が本来は適切である」(p.8)³⁵⁾と述べ、その階層性の重要性を強調している。学校教育において、障害理解を促す際に、障害に関する「知見」を共有し、子どもたちを第2段階(知識化の段階)に至らせることは、そこまで困難ではないと考えられる。一方で、「障害者・児との直接的及び間接的な接触」が必要な第3段階(情緒的理解の段階)や、より上位の「体験的裏付けをもった適切な認識や障害観が形成」されなければならない第4段階(態度形成段階)に到達させるためには、障害児・者との直接的な接触や体験的裏付け、言い換えれば中村³³⁾や手塚・里見³⁴⁾の主張する「かかわり」が必要であるといえる。その点について、共にプレーしたり、応援したり、支え合ったりする機会があった本活動では、成果が得られたと考えられる。

加えて、インクルーシブ体育^{注12)}に関する先行研究の中では、教員同士のチーム作りや現職教員向けの研修会などの重要性が主張されている³⁶⁾。これらを通じて、インクルーシブ体育を担当する教員だけでなく、補助に入る教員などもその目的や内容を理解することが、インクルーシブ体育の目的実現に向けて必要不可欠であるという。本活動の中でも、ゴールボールの実践を行っていた特別支援学校の教員から支援が得られたり、教員に対する事前の研修会が開催されたりしながら、教員に対する協力の要請や本活動に関する理解の促進を行うことができていた。したがって、学校教育において、スポーツをツールとして障害理解を促す際には、学校全体における教員の理解の促進も重要になると考えられる。

かつてウガンダでは、基礎教育段階において、障害児の分離教育が施されるようなカリキュラムがあっ

たことで、虐待や差別が無くならず、インクルージョンが遅れてしまったという³⁷⁾。本研究で上記のような成果が得られたことから、途上国の学校においても、体育授業、もしくはその他のスポーツ活動場面で、障害理解を促進するための取り組みが多く行われるべきであろう。一方で、このような取り組みが、単発のイベントとしての開催ではなく、国全体に根付いていくためには、一部の学校に対する単体の団体の局所的・限定的な支援に留まらず、全国の学校にも波及するような仕組み作り、とりわけカリキュラムの検討なども必要であると考えられる。

2. SDP分野における障害理解促進に向けて

続いて、SDPの観点からも考察を述べたい。SDP分野の実践では、多種多様な社会課題に対して、スポーツがツールとして用いられている。本活動も、途上国に多い障害者に関連した課題に対する、スポーツ大会を通じたアプローチの事例である。スポーツが社会課題の解決に資すると考えられる要因は多々あるが、その中でもまずは、SDPにおいてしばしば注目・活用される「スポーツが持つ“人を集める力”」(p.8)³⁸⁾に焦点を当てて論考する。

本活動では、大会に参加している子どもたちだけでなく、その保護者や地域の人々に対しても、障害に関する体験活動及び啓発活動が行われた。また、UNHCRや首相府の代表者が、本活動の意義や重要性について、参加者に話す機会も設けられた。スポーツには、「する・みる・支える・知る」という多様な関わり方があるといわれるが¹⁹⁾²¹⁾、本活動で創出された様々な機会は、スポーツを「する」人たちだけでなく、「みる」ため、もしくは「支える」ために集まった人たちに対するものでもあったと捉えることができる。以上のことから、本活動の成果の要因として、このような「スポ

ーツが持つ“人を集める力”の活用も挙げられるであろう。

実際に、このようなスポーツの集客力を活用し、途上国の社会課題の解決に貢献する取り組みは、これまでも多く行われてきた。日本の団体関わっている事例を挙げると、日本の電機メーカーであるソニーグループ株式会社^{39,41)}は、サッカーが人気なアフリカ地域において、FIFA ワールドカップのパブリックビューイングを主催し、多くの人々を動員するとともに、国際協力機構などと協力することで、試合前やハーフタイムに HIV/エイズの啓発活動及びカウンセリングを実施した。2009年にはガーナ、2010年にはカメルーン、2012年にはタンザニア、2014年にはコートジボワールで実施され、延べ40,000人以上の地域住民が参加したという。無論、この事例も、本研究において焦点を当てたスポーツ大会も、海外の団体関わっているということから、物珍しさ故に集まる人々もいると考えられる。一方で、未だ日常生活に娯楽が少ない途上国において、スポーツは、「する」人だけでなく、「みる」人にとっても大きな楽しみの1つである⁴²⁾。したがって、本活動のようにスポーツの集客力を生かした取り組みは、今後も SDP 分野で実践されるべきであり、障害理解を促進する活動においても、大きな期待が寄せられるであろう。

他方、勝者と敗者が存在するというスポーツの本質からも、本活動について考察したい。先述した通り、本活動の中では、勝利を目指すことに注力する教員の様子が窺えた。「人々の障害理解を促す」という目的を重視していた本活動の文脈においては、誤った姿勢であると捉えることができる一方で、他国の援助の上に成り立つ SDP の課題が生じているとも考えられる。具体的には、「援助者や主催者がスポーツへ抱く期待と、参加者との間に生じる認識のズレ」(p.31)⁴³⁾という点である。本活動においては、「参加者の人々に対して障害理解を促す機会としたい」という AAR の期待と、「スポーツ大会として勝利を目指して取り組む」という参加者の認識の「ズレ」がそれに当たる。勝敗にこだわるあまり、障害者のスポーツ参加機会が蔑ろにされることは、SDP 分野の実践において本末転倒であるものの、勝ち負けを意識しないスポーツ大会では、スポーツに期待し得る種々の恩恵が縮小してしまう可能性も考えられる。そのため、SDP 分野における実践では、このような援助側と被援助側の「ズレ」を少しでも減らすための工夫が必要になるといえるであろう。

加えて、難民居住地での実践に焦点を当てたことから、難民支援の観点からも言及したい。難民キャンプや難民居住地におけるスポーツを通じた支援活動の

事例はいくつか報告されている^{44,45)}。また、Spaaji and Oxford⁴⁶⁾によると、難民支援に携わる SDP コミュニティは、世界で2,000団体以上も存在するという。これらのことから、難民支援の中でもスポーツが1つのツールとして認識され始めていることが窺える。したがって、本活動のようなパラスポーツを通じた障害理解の促し及び障害児のスポーツ活動への参画の促進は、難民キャンプや難民居住地における障害児の包摂及び支援として、主流化されるべき有効なアプローチであると考えられる。

一方で、本活動を行った AAR のように、難民の流入時から支援介入を行っているような NGO は、難民支援の文脈、受け入れ地域の人々のニーズ、支援ギャップ、教育支援や学校運営の状況などを深く理解しているといえる。しかしながら、単体の NGO が、障害理解のためのスポーツの有効性を全国・全居住地に広めていくには限界がある。そのため、難民行政を掌る行政機関、難民支援の調整を行う UNHCR などの国際機関、及び開発援助機関などと連携する中で、教育を管轄する省庁でのカリキュラムの検討や、スポーツを通じた障害理解に関する活動のモジュール作りなどが実施される必要があると推察される。その上で、本活動のような教員に対するパラスポーツの指導、パラスポーツ実践の支援及びモニタリング、その後のフォローアップなどといった一連の活動を、組織的・体系的に行うことができれば、難民キャンプや難民居住地におけるスポーツを通じた障害理解の可能性の広まりが期待できると考えられる。

IV. おわりに

1. 本研究の成果

本研究では、ウガンダの難民居住地における小・中学生を対象としたパラスポーツ大会を事例として取り上げ、障害理解の観点から、その成果や課題について検討した。また、それを通して、SDP 分野において、障害理解を促す活動が、今後どのように展開されていくべきか、示唆を得ることを目指した。本研究の成果は、以下の3点に集約される。

- 1) 途上国におけるパラスポーツ大会の実施は、参加者である子どもたち、その教員、保護者や地域住民にとって、障害理解を促す機会になる可能性が高いことが明らかになった。その可能性を高めるためには、障害に関する「知見」を習得するための体験活動及び啓発活動、並びに、障害のある子どもとない子どもが「かかわり」を持つことができるスポーツ活動の両方の実施が必要であると考えられる。
- 2) 障害理解を促す活動として、スポーツの集客力を活用することで、スポーツを「する」人だけでなく、

「みる」人や「支える」人に対しても波及効果があることが窺えた。一方で、SDP に関する実践において、援助側と被援助側の「ズレ」が生み出される可能性があると考えられるため、勝敗があるというスポーツの本質をできるだけ損なうことなく、そのような「ズレ」を少しでも減らすための工夫が必要になろう。

- 3) パラスポーツを通じた障害理解の促し及び障害児のスポーツ活動への参画の促進は、難民キャンプや難民居住地における障害児の包摂及び支援として、主流化されるべき有効なアプローチであると考えられた。一方で、スポーツ活動場で障害理解を促すためには、その地域で活動する NGO だけでなく、行政機関、難民支援に関する国際機関、及び開発援助機関などとの連携の中で、カリキュラムの検討、スポーツを通じた障害理解に関する活動のモジュール作りを行い、かつ、本活動のような教員に対するパラスポーツの指導、パラスポーツ実践の支援及びモニタリング、その後のフォローアップなどの組織的・体系的な実施が必要不可欠であることが窺えた。

2. 本研究の課題及び今後の展望

本研究の課題及び今後の展望として、大きく以下の3点が挙げられる。

- 1) 本研究では、先述した通り、実践の詳細を記すことができた一方で、調査については、簡易的なアンケート調査やインタビュー調査などに留まっており、実証的な研究とはいえない。フォローアップ活動の中で得られるデータについては、統計的な分析などを行っていく必要がある。
- 2) 本研究では、1つの実践に焦点を当てたため、極めて事例的な研究であるといわざるを得ない。一方で、松井・山平⁴⁷⁾は、障害者スポーツ支援に関して、対象となる各個人、もしくは各国で状況が異なることを背景に、「具体的事例検証の中で仮説検証を頻繁に行いながら支援活動を進め、いずれは統計学的な実証が可能になるように事例数の拡大にも努力する」(p.192) 必要があると述べ、当該分野における事例の蓄積の重要性を示唆している。したがって、さらに多く事例研究を蓄積することによって、途上国におけるスポーツを通じた障害理解に関して、確かな理論を構築していく必要があると考えられる。
- 3) 本研究で焦点を当てたスポーツ大会に関して、縦断的な視点から調査ができたとは言い難い。SDP に関する成果及び課題は、必ずしも短期的な視点で捉えることができるわけではない。そのため、支援

を続ける傍ら、調査の継続性についても検討することは必要不可欠であろう。

付記

本研究の遂行にあたり、情報及び画像の提供をいただきました AAR に深く感謝申し上げます。また、本研究の一部は、日本学術振興会科学研究費補助金(課題研究番号:21K11390)の補助を受けて行われました。

注

注1) MDGs とは、2000年の国連ミレニアム・サミットで採択され、15年間にわたって取り組まれた国際目標である。「極度の貧困と飢餓の撲滅」や「初等教育の完全普及の達成」など、2000年から2015年までに達成すべき8つの目標が掲げられていた。

注2) 「障害者」という言葉について、森⁴⁸⁾は、「その概念規定を論じるだけでも一冊の本で足りないというくらい難しい概念である」(p.5)と主張している。その中でも特に、日本語の「障害」と「障がい」という表記の仕方については、議論が分かれる。具体的に、内閣府の「障害」の表記に関する作業チーム⁴⁹⁾は、「『障害』の表記については、『障害』のほか、『障碍』、『障がい』、『チャレンジド』等の様々な見解がある」(p.2)と述べ、関係者・団体等へのヒアリングを実施した上で、「法令等における『障害』の表記について、現時点において新たに特定のものに決定することは困難であると言わざるを得ない」(p.11)と結論づけている。その中で、遠藤ほか⁵⁰⁾が「日本においては表記の統一について検討が進められている段階である点、障害学の研究論文の表記において現時点では多く『障害』が適用されている点、および障害当事者団体の用語使用状況」(p.223)を考慮し、「障害」の表記を採用していることを鑑み、本研究では、「障害」及び「障害者」という表記を用いる。ただし、団体名や直接引用箇所については、「障がい」あるいは「障がい者」と記載している箇所もある。

注3) 事例として挙げている2つのターゲットは、筆頭著者が和訳を行った。

注4) 2015年2月の閣議決定を経て改訂された日本の「開発協力大綱」において、「開発協力」とは、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」(p.1)¹⁰⁾と定義されている。

注5) SDP とは、貧困や紛争、教育や保健福祉などに関する社会課題の解決のためのツールとしてスポーツを用いるという、1990年代に想起された概念である^{51,52)}。

注6) 2021年3月に開催された日本障がい者スポーツ協会(2021年10月に「日本パラスポーツ協会」に改名)の理事会において、『障がい者スポーツ』という言葉が、地域行政・企業のイベントや、マスコミ等において既に一般的に使用されている『パラスポーツ』(もう一つのスポーツ)に置き換えて使用(p.1)⁵³⁾することが取り決められた。したがって、本研究においても、先行研究の直接引用箇所以外は、「パラスポーツ」という用語を用いながら論述する。

注7) 「障害理解」は、「障害者理解」とは異なる意味を有している。具体的には、「障害のある人に関わるすべての事象を内容としている人権思想、特にノーマリゼーションの思想を基軸に据えた考え方であり、障害に関する科学的認識の集大成」(p.2)³⁵⁾と定義され、『障害に関する科学的認識をもつこと』があることが大きな特徴(p.3)³⁵⁾である。

注8) 障害理解教育とは、障害理解を促すための教育活動のことである。障害理解教育について、徳田・水田³⁵⁾は、適切な教材及び効果的な方法を用いて実施されるべきであり、また、精神論に偏ってはならず、『実践する態度を育てる』ためのもの(p.52)である必要があると述べている。

注9) ゴールボールとは、視覚障害のある人を対象に考案された球技であり、パラリンピック種目の1つである。3人の選手で1チームが構成され、選手同士で視野・視力の程度に差が出ないように、全員がアイシェード(目隠し)をつけ、鈴の入ったボールを転がすように投げ合い、味方ゴールを守りながら、相手ゴールにボールを入れて得点を競う競技である⁵⁴⁾。

注10) ツイン・トラック・アプローチとは、主にジェンダー分野に用いられてきた手法で、「開発という全体の枠組みにおいてジェンダーという視点を反映すること、つまり開発におけるすべての取り組みにおいてジェンダーによる不平等・差別の撤廃と取り組むことと、女性のエンパワメントにより焦点をあてた取り組みを並列に行うアプローチのこと」(p.55)である⁵⁵⁾。久野・Seddon⁵⁵⁾は、障害分野におけるツイン・トラック・アプローチとして、本文中にある通り、(1)開発における障害当事者のメインストーリーミング・インクルージョン、(2)障害当事者のエンパワメント、を並行して進めるアプローチを提唱している。

注11) 難民居住地の学校では、ウガンダ人と南スーダン人のように、国籍が異なる子どもたちだけでなく、同じ南スーダン人の中でも多様な民族が存在しており、それに起因し、文化・使用言語などが異

なる子どもたちも同じ教室で学習をしている。難民居住地においては、幼少期から、そのような多様な人々が存在する集団における相互理解を促進することが重要であるとされている。また、少数ではあるが、母国の紛争によって、敵対感情のある民族同士もおり、AARでは、平和的共存を促すために、スポーツをツールとして用いることもあった。スポーツを通じた平和的共存や多文化共生に関する実践は、先行研究で多く報告されている^{56,57)}。

注12) 「インクルーシブ体育」とは、国籍、ジェンダー、年齢、そして障害の有無などに関わらず、「学級内外に存在する全ての多様性を包摂する互恵性のある学び合い」(p.30)⁵⁸⁾を体育授業の中で創造することであると定義付けられる。

文 献

- 1) United Nations Development Programme (2016) UNDP support to the implementation of the 2030 agenda for sustainable development. https://www.undp.org/content/dam/undp/library/SDGs/SDG%20Implementation%20and%20UNDP_Policy_and_Programme_Brief.pdf (参照日:2021年10月21日)
- 2) 長田こずえ(2020)南アジア障害者の人権—国連SDGs, CRPD, CBRの視点から—。名古屋学院大学論集 社会科学篇, 57(1):83-98.
- 3) United Nations General Assembly (2015) Transforming our world: The 2030 agenda for sustainable development. Resolution adopted by the general assembly on 25 September 2015. https://www.unfpa.org/sites/default/files/resource-pdf/Resolution_A_RES_70_1_EN.pdf (参照日:2021年10月21日)
- 4) 高橋基樹, 勝間靖, 山形辰史(2018)国際開発の未来—人間の顔をしたグローバル化のために—。国際開発学会編, 国際開発学事典. 丸善出版:東京, pp.532-533.
- 5) 国際協力機構(2021)すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して—「障害と開発」への取り組み—。 https://www.jica.go.jp/publication/pamph/issues/disability_development.html (参照日:2021年10月21日)
- 6) 国際連合広報センター(Online)障害を持つ人々。 <https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/discrimination/disabled/> (参照日:2021年10月21日)
- 7) 森壮也(2018)障害をもつ人々たち。国際開発学会編, 国際開発学事典. 丸善出版:東京, pp.316-317.
- 8) 坂本真司, 佐野光彦(2016)開発途上国における

- 障害者の社会的排除と貧困：バングラデシュ・ダカ市の場合. 神戸学院総合リハビリテーション研究, 11 (2) : 37-47.
- 9) 戸田美佳子 (2017) アフリカにおける障害者の生活世界—その地域性と歴史性—. 民博通信, 159 : 4-9.
- 10) 外務省 (2015) 開発協力大綱.
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072774.pdf> (参照日 : 2021 年 10 月 21 日)
- 11) 神谷和義 (2020) スポーツと SDGs. 神谷和義, 林恒宏編著, スポーツ SDGs 概論. 学術研究出版 : 兵庫, pp.31-48.
- 12) 国際連合広報センター (2016) スポーツと持続可能な開発 (SDGs).
https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/18389/ (参照日 : 2021 年 10 月 21 日)
- 13) 遠藤華英, 間野義之 (2020) 途上国に対する障害者スポーツ支援の持続性—支援者の役割と途上国の主体性に着目した事例研究—. スポーツ科学研究, 17 : 1-13.
- 14) 国際協力機構 (2020) mundi—スポーツと開発 : 人々の可能性をひらく—. 79.
<https://www.jica.go.jp/publication/mundi/ku57pq00002kfsx7-att/202004.pdf>(参照日:2021年11月11日)
- 15) 朝日新聞社 (Online) 日体大が他国のパラ選手を強化するのは 網走で合宿も. 朝日新聞 DIGITAL.
<https://www.asahi.com/articles/ASM9R54NKM9RUTQP01D.html> (参照日 : 2021 年 10 月 21 日)
- 16) 遠藤華英 (2019) 日本における障がい者スポーツを通じた国際協力の展開. 日本財団パラリンピックサポートセンターパラリンピック研究会紀要, 11 : 41-53.
- 17) Maart S., Eide A. H., Jelsma J., Loeb M. E., Ka Toni M. (2007) Environmental barriers experienced by urban and rural disabled people in South Africa. Disability and Society, 22(4): 357-369.
- 18) 内閣府 (Online) 障害者基本法 (昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号).
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/s45-84.html> (参照日 : 2021 年 10 月 21 日)
- 19) 文部科学省 (2017) 小学校学習指導要領. 東洋館出版社 : 東京.
- 20) 文部科学省 (2017) 中学校学習指導要領. 東山書房 : 京都.
- 21) 文部科学省 (2018) 高等学校学習指導要領. 東山書房 : 京都.
- 22) 野口真央, 霜田浩信 (2018) 通常学校における障害理解教育のあり方の検討—1人ひとりの違いに目を向けた障害理解教育プログラムの試作—. 群馬大学教育学部紀要 人文・社会科学編, 67 : 205-218.
- 23) 鈴木美枝子 (2017) 保育系学生の導入期における障害者理解—パラリンピックに関する新聞作りを通して—. いわき短期大学研究紀要, (50) : 135-145.
- 24) 朝日新聞社 (Online) チャレンジド・ビジット. 朝日新聞 DIGITAL.
https://www.asahi.com/sports/events/challenged_visit.html (参照日 : 2021 年 10 月 21 日)
- 25) 重元賢史, 橋本直子 (2019) 選択授業におけるパラスポーツの導入実践に向けて (2) —ブラインドサッカーに着目して—. 広島大学附属中・高等学校中等教育研究紀要, (66) : 63-68.
- 26) 小玉京士朗 (2018) 障がい者スポーツによる学生の意識変化に関する研究. 環太平洋大学研究紀要, 13 : 55-59.
- 27) 羽立大介 (2020) JICA 現地レポート—ブラインドサッカーを障害理解の足がかりに—. アフリカ, 60 (1) : 42-45.
- 28) 大谷尚 (2019) 質的研究の考え方—研究方法論から SCAT による分析まで—. 名古屋大学出版会 : 愛知.
- 29) メリアム : 堀薫夫ほか訳 (2004) 質的調査法入門—教育における調査法とケース・スタディー. ミネルヴァ書房 : 東京.
- 30) UNHCR (2021) Uganda - Refugee settlement statistics July 2021 – Palorinya.
<https://data2.unhcr.org/en/documents/details/88107> (参照日 : 2021 年 10 月 21 日)
- 31) UNHCR (2021) Uganda - Refugee statistics map - July 2021.
<https://data2.unhcr.org/en/documents/details/88093> (参照日 : 2021 年 10 月 21 日)
- 32) Human Rights Watch (2010) As if weren't human: Discrimination and violence against women with disabilities in Northern Uganda.
https://www.hrw.org/sites/default/files/reports/uganda0810_brochure_low.pdf(参照日:2021年10月21日)
- 33) 中村義行 (2011) 障害理解の視点—「知見」と「かかわり」から—. 佛教大学教育学部学会紀要, (10) : 1-10.
- 34) 手塚知子, 里見達也 (2021) 小学校における障害理解教育の展望—「知見」と「かかわり」及び教師の役割—. 山梨障害児教育学研究紀要, 15 : 69-73.
- 35) 徳田克己, 水野智美 (2005) 障害理解—心のバリア

- アフリーの理論と実践一. 誠信書房：東京.
- 36) 澤江幸則 (2020) インクルーシブ体育の可能性と限界. 体育科教育学研究, 36 (2) : 33-38.
- 37) Nyirinkindi L. (2006) A critical analysis of paradigms and rights in disability discourses. *East African Journal of Peace and Human Rights*, 12(1): 49-64.
- 38) 国際協力機構 (2018) JICA「スポーツと開発」事業取り組み方針.
https://www.jica.go.jp/activities/issues/sports/ku57pq0002lc8qo-att/policies_sports.pdf (参照日:2021年10月21日)
- 39) ソニーグループ株式会社 (Online) パブリックビューイング in Africa (2010) —サッカーの試合を大型映像装置で生中継—. <https://www.sony.com/ja/SonyInfo/csr/ForTheNextGeneration/dreamgoal/publicviewing/> (参照日:2021年10月21日)
- 40) ソニーグループ株式会社 (Online) パブリックビューイング・イン・コートジボアールについて (2014).
<https://www.sony.com/ja/SonyInfo/csr/ForTheNextGeneration/publicviewing/> (参照日:2021年10月21日)
- 41) ソニーグループ株式会社 (Online) パブリックビューイング・イン・タンザニアについて.
<https://www.sony.com/ja/SonyInfo/csr/ForTheNextGeneration/pvintza2011/> (参照日:2021年10月21日)
- 42) 木村寿一 (2015) 教育とスポーツ I. 齊藤一彦, 岡田千あき, 鈴木直文編著, スポーツと国際協力—スポーツに秘められた豊かな可能性—. 大修館書店：東京, pp.92-108.
- 43) 長谷一宏 (2020) スポーツを通じた平和構築. 岡田千あき編著, スポーツで蒔く平和の種—紛争・難民・平和構築—. 大阪大学出版会：大阪, pp.1-36.
- 44) 加朱将也 (2019) 難民キャンプにおけるスポーツを通じた教育支援. 運動とスポーツの科学, 24 (2) : 153-159.
- 45) 加朱将也 (2021) 難民キャンプにおけるスポーツを通じた教育援助の意義—シリア難民キャンプにおける参加型アクション・リサーチを用いた活動を事例として—. 国際開発研究, 30 (1) : 91-106.
- 46) Spaaij R., and Oxford S. (2019) SDP and forced displacement. Collison H., Darnell S. C., Giulianotti R., Howe P. D. (Eds.) (2019) *Routledge handbook of sport for development and peace*. Routledge: New York, pp.385-395.
- 47) 松井完太郎, 山平芳美 (2015) 障害者スポーツと国際協力. 齊藤一彦, 岡田千あき, 鈴木直文編著, スポーツと国際協力—スポーツに秘められた豊かな可能性—. 大修館書店：東京, pp.187-201.
- 48) 森壮也 (2016) アフリカの「障害と開発」から学べるもの. 森壮也編, アフリカの「障害と開発」—SDGsに向けて—. アジア経済研究所：千葉, pp.275-289.
- 49) 「障害」の表記に関する作業チーム (2010) 「障害」の表記に関する検討結果について. 障がい者制度改革推進会議 第26回 (H22.11.22) 資料2.
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kai gi/k_26/pdf/s2.pdf (参照日:2021年11月11日)
- 50) 遠藤華英, 菅文彦, 舟橋弘晃, 間野義之 (2018) 発展途上国における障害者スポーツ振興への影響要因：タイ王国を事例として. スポーツ産業学研究, 28 (3) : 213-224.
- 51) Millington R., and Kidd B. (2019) The history of SDP. Collison H., Darnell S. C., Giulianotti R., Howe P. D. (Eds.) (2019) *Routledge handbook of sport for development and peace*. Routledge: New York, pp.13-23.
- 52) 岡田千あき (2015) 国際社会における「開発と平和のためのスポーツ」の20年—我が国のスポーツ・フォー・トゥモロー政策の発展に向けて—. 大阪大学大学院人間科学研究科紀要, 41 : 99-118.
- 53) 日本パラスポーツ協会 (2021) JPSA「2030年ビジョン」—活力ある共生社会の実現に向けて—. https://www.jsad.or.jp/news/detail/20210316_002347.html (参照日:2021年10月21日)
- 54) 日本ゴールボール協会 (Online) ゴールボールとは.
<http://www.jgba.jp/about-goalball/whatsgoalball/> (参照日:2021年10月21日)
- 55) 久野研二, Seddon D. (2003) 開発における障害(者)分野のTwin-Track Approachの実現に向けて：「開発の障害分析」と「Community-Based Rehabilitation: CBR」の現状と課題, そして効果的な実践についての考察. 国際協力事業団：東京.
https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200306_02.pdf (参照日:2021年10月21日)
- 56) 古川光明 (2019) スポーツを通じた平和と結束—南スーダン独立後初の全国スポーツ大会とオリンピック参加の記録—. 佐伯印刷株式会社：大分.
- 57) 岡田千あき (2020) 民族の壁を越える—ボスニア・ヘルツェゴビナー. 岡田千あき編著, スポーツで蒔く平和の種—紛争・難民・平和構築—. 大阪大学出版会：大阪, pp.135-178.

- 58) 梅澤秋久 (2020) 「良質の体育」(QPE) における
共生—インクルーシブが国際スタンダード—。梅
澤秋久, 苫野一徳編著, 真正の「共生体育」をつ
くる。大修館書店, pp.29-36.

(2021年10月25日受付)
(2021年11月23日受理)

《事例報告》

アジアの日本人学校における保健体育授業の実態に関する事例研究

—勤務経験を有する教員へのインタビュー調査より—

平石雄大¹⁾ 齊藤一彦²⁾ 山平芳美³⁾ 白石智也⁴⁾

A case study of the health and physical education classes at Japanese school in Asian countries:
Through interviews with teachers

Yudai Hiraishi¹⁾ Kazuhiko Saito²⁾ Yoshimi Yamahira³⁾ Tomoya Shiraishi⁴⁾

Abstract

Japanese schools abroad, which play a central role in education for Japanese children overseas, are expected to promote education that is based on the Japanese system, and also derives benefits from the overseas environment. However, many researchers have reported the difficulties of education in Japanese schools abroad, due to the hectic curriculum and factors of the external environment such as security and infectious diseases. In such situations, the health and physical education classes are closely related to the climate and the local environment, and can be a means of promoting education that harmonizes with the overseas environment. Therefore, the purpose of this study was to investigate the situation of the health and physical education classes at Japanese schools in Asia, and to examine the direction that the classes should take in the future regarding the domestic-level education and education that utilizes the overseas environment, based on the common issues and differences between the two. Semi-structured interviews were conducted with six teachers who worked at a Japanese school in Asia and had experience in health and physical education classes. Based on the results, the following four conclusions emerged: (1) most students in Japanese schools abroad tend to have low physical fitness and athletic ability, (2) swimming classes conducted throughout the year were effective in improving the swimming skills of students; however, those efforts were likely to interfere with the implementation of training in other sports. (3) teachers need to devise tests and learning evaluations in combined classes, (4) it is necessary to carry out not only activities that make the best of the special features of the overseas environment that cannot be experienced in Japan, but also activities that reflect Japanese traditions and culture.

Key words: Education for Japanese Children Overseas, Japanese Schools Abroad, The Health and Physical Education

(J. Sport Dev. 1: 59-68 Mar. 2022)

キーワード：海外子女教育，在外教育施設，保健体育
科教育

日本以外の国に在留する日本人の児童・生徒に対して教育を施す機関，いわゆる在外教育施設には，(1) 日本人学校，(2) 補習授業校，(3) 私立在外教育施設，の3種類があるとされている¹⁾。その中でも，日本人学校と補習授業校は公立の教育施設であるが，日本人

I. はじめに

1) 広島大学大学院人間社会科学科博士課程前期
〒739-8524 広島県東広島市鏡山 1-1-1
2) 広島大学大学院人間社会科学科
〒739-8524 広島県東広島市鏡山 1-1-1
3) 広島市立大学国際学部
〒731-3194 広島県広島市安佐南区大塚東 3-4-1
4) 広島文化学園大学人間健康学部
〒731-4312 広島県安芸郡坂町 3-3-20

1) Graduate School of Humanities and Social Sciences, Master course, Hiroshima University
1-1-1 Kagamiyama, Higashihiroshima, Hiroshima, 739-8524, Japan
2) Graduate School of Humanities and Social Sciences, Hiroshima University
1-1-1 Kagamiyama, Higashihiroshima, Hiroshima, 739-8524, Japan
3) Faculty of International Studies, Hiroshima City University
3-4-1 Ozuka-Higashi, Asaminami-ku, Hiroshima, 731-3194, Japan
4) Faculty of Human Health, Hiroshima Bunka Gakuen University
3-3-20 Heiseigahama, Saka, Aki-gun, Hiroshima, 731-4312, Japan

学校は、補習授業校とは異なり、全日制の学校であるため、年間の授業時数が多い。また、設置数についても、8校の私立在外教育施設に対し、日本人学校は89校と多いことから（2015年現在）、在外教育施設における海外子女教育の中心を担っているといえる。さらに、総務省行政評価局²⁾は、日本人学校において質の高い教育を実現するために、(1) 児童・生徒が日本に帰国した後に、他の子どもたちと比べて、学習の遅れが生じないようにする「国内水準の教育」、(2) 海外に設置されている利点を活かした「海外環境を活用した教育」、を推進すべきであると述べている。

一方、日本国内の学校と同様に、日本人学校にも教育的課題は山積しているといわれている。総務省行政評価局²⁾は、2014年に日本人学校（全88校93施設）を対象に行った調査で、日本人学校全般の課題について、(1) 派遣教員数は少ないものの、授業数の上乗せは多いこと、(2) 免許外教科担任が多いこと、(3) 複数の学年の児童・生徒に対して授業を行う複式学級（以下「複式」と略す）での授業が多いこと、(4) 派遣教員の負担を補うために雇用されている現地採用教員への研修・指導が多いこと、(5) 受け持つ校務分掌が多いこと、などを報告している。また、これらの課題も含め、有効回答87施設中77施設（88.5%）において、国内に比べて教員の業務負担は重いとされており、このうち72施設（82.8%）に関しては、学級経営や教科指導などに支障が生じているという結果が示されている。さらに、同報告では、海外環境を活用した授業について、有効回答86施設中69施設（80.2%）において、実施上の課題があるとしており、その理由として、教員数が少なく手が回らないことや、他の授業が忙しいことなど、教員の多忙化が挙げられている。

その他にも、金子³⁾は、日本人学校において、教科書以外の教材、いわゆる副教材の入手が地域によっては困難であることや、同一の専門教科の教員が少なく、専門教科外の教員同士での意見交換が多くなってしまふことなどを課題として挙げている。また、阿南⁴⁾は、治安・感染症などに関する外部環境や、現地の語学学習を組み込んだ過密な教育課程などを考慮しながら、日本人学校において教育の質を担保することの難しさを指摘している。以上のことから、日本人学校では、当該児童・生徒に対し、海外環境を活用した教育活動を行うことを求められているものの、そのような活動の実施は容易ではないことが窺える。

他方、これらのような課題の解決のために、保健体育科における取り組みから示唆を得ることが期待できる。なぜなら、中学校学習指導要領解説保健体育編⁵⁾では、「自然との関わりの深いスキー、スケートや水辺活動などの指導については、学校や地域の実態に応

じて積極的に行うことに留意するものとする」と示されており、日本国内においても、地域の環境を活用した授業内容が推奨されているからである。実際に、星⁶⁾は、ミュンヘン日本人学校において、地域性を活かしたスケートの体育授業を取り入れている。また、文部科学省⁷⁾は、健康課題の解決のために、学校、家庭、地域が連携・協働し、多面的な観点から対策に取り組んでいくことが不可欠であると、保健教育における地域との関わりの重要性についても言及している。このことから、体育授業のみならず、保健授業においても、地域の実態に応じた取り組みの重要性が窺える。

このように、小学校における体育科や保健教育、また、中学校及び高等学校における保健体育科は、気候や地域環境と密接に関わっている教科であり、日本人学校においても、日本と異なる環境を活用しながら授業が行われる必要がある。しかしながら、日本人学校における保健体育授業の実施状況や、特色・課題などについて、単一の学校の指導事例などを記している報告はいくつかみられるものの^{6,8,9)}、複数の学校の実態を包括した上で検討されている研究は管見の限りない。また、日本人学校に関する指導事例の多くは、勤務した教員により報告されていることから、現場目線に基づいた実態を捉えることができる一方で、国内水準の教育及び海外環境を活用した教育の推進の観点から、調査が行われた研究は管見の限りない。そのため、複数校にわたって、2つの観点における教育の推進に関する調査を実施し、これらの単一の学校の指導事例を踏まえて考察を深めていくことが重要である。さらに、このような研究が蓄積されることで、日本人学校での教育改善に資する一資料となるだけでなく、日本の学校において、地域の特色を活かした保健体育授業を推進するための糸口になり得ることも期待できる。

そこで本研究では、日本人学校における保健体育授業の実態を明らかにすることを目的とする。その際、アジア地域に設置されている日本人学校を事例として調査を行う。なぜなら、2014年のアジア地域における日本人学校就学者数は、全世界の日本人学校就学者数の79.6%を占めているからである²⁾。また、各校の共通点及び相違点から、国内水準の教育及び海外環境を活用した教育に関して、今後日本人学校において実施されるべき保健体育授業の方向性についても検討することを目指す。

II. 方法

1. 調査対象者及び調査期日

本研究では、アジア地域に設置されている日本人学校に勤務し、保健体育授業の担当経験がある教員6名

表1. 調査対象者一覧

調査対象者	学校	性別	年齢 (調査時現在)	教員歴 (調査時現在)	校種	勤務時期
T1	A 日本人学校	女性	20代	5年	小学部	2015年から2017年まで
T2	B 日本人学校	男性	30代	6年	小学部	2018年から2020年まで
T3	C 日本人学校	女性	20代	4年	中学部	2020年から調査時現在まで
T4	D 日本人学校	男性	50代	24年	中学部	2001年から2004年まで
T5	E 日本人学校	女性	30代	13年	中学部	2018年から調査時現在まで
T6	F 日本人学校	男性	40代	26年	中学部	2013年から2015年まで

を調査対象者とした。調査対象者の属性は、表1の通りである。

なお、文部科学省¹⁰⁾の調査において、日本人学校全般で小中一貫校の多さが明らかになっていることから^{注1)}、調査対象者の赴任先の学校種は問わないこととした。また、日本国内の小学校と同様に、日本人学校の小学部でも、保健教育が体育科の中だけで行われるものではなく、小学部と中学部で保健及び体育の取り扱われ方は異なるといえる。しかし、本研究では、保健授業及び体育授業全般に関する実態を調査するため、小学部と中学部の教員に対して、同様の調査を実施した。一方で、保健体育科に関する専門的知識を有する教員であることが望ましいため、小学部の教員である場合、中学校の教員免許状(保健体育)を保持している教員を対象とした。

調査期日について、2020年10月から12月に、6名の調査対象者に対して、インタビュー調査を実施した。

2. 調査内容・調査方法及び分析方法

調査内容は、総務省行政評価局²⁾の質問項目を参考に、①生徒について、②環境について、③教員について、④児童・生徒の学習活動について、の4項目を設定した。具体的な質問項目は、表2の通りである。

調査方法については、Web会議システムZoomを用いて、表2の質問項目をもとに、半構造化インタビューを行った。インタビュー調査に要した時間は、1人平均約45分間であった。また、インタビューの内容は、対象者の同意を得た上で、Zoomのレコーディング機能を使って全て録音し、逐語録を作成した。

分析方法としては、インタビュー調査から作成された逐語録を用いて、6校の日本人学校の共通点と相違点について検討した。その結果から、国内水準の教育及び海外環境を活用した教育の推進方策について検討した。

3. 倫理的配慮

インタビュー調査を実施する前に、調査対象者に対し、研究の目的や研究の内容などについて説明した。また、成果公表時には、個人や学校が特定されること

表2. インタビュー項目

①児童・生徒について	児童・生徒数
	運動技能
	学力
	進路
②環境について	体育施設・設備
	用具
	気候
	安全
③教員について	業務量
	授業担当教員
④児童・生徒の学習活動について	テスト・学習評価
	学習形態
	海外環境を活用した授業
	外国語の授業
	体育的行事

はないことも事前に周知し、同意を得た上で実施した。なお、本研究は、広島大学大学院人間社会科学研究所倫理審査委員会の承認を得ている(承認番号: 2021065)。

III. 結果及び考察

1. 事例とした6校の共通点及び相違点による考察

分析の結果を踏まえ、本節では、各質問項目について、6校の日本人学校の共通点と相違点に着目して考察を行う。なお、表3は、調査対象者の発言から、各インタビュー項目に関する各日本人学校の実態を整理したものである。

1. 1. 児童・生徒について

まず、児童・生徒数について、世界中の日本人学校の中でも大規模な学校であるC日本人学校では、小学部のクラス数は約15クラスであるという。一方、B日本人学校では、小学1年生から小学6年生までの全児童数が約30人であり、日本国内の学校と同様に、日本人学校の中でも児童・生徒数に大きな偏りがあった。調査した6校の中で、A日本人学校・B日本人学校・

表3. 各インタビュー項目に関する各日本人学校の実態

質問項目	A日本人学校	B日本人学校	C日本人学校	D日本人学校	E日本人学校	F日本人学校	
① 児童・生徒について	児童・生徒数	小学部・中学部全員で約40人であった。	小学部全員で約30人であった。	小学部は各学年8から16クラス、中学部は各学年4から6クラスである。	小学部・中学部全員で約800人であった。	小学部・中学部全員で約100人である。	中学部全員で約230人であった。
	運動技能	コツがわかればできるようなことは得意な子どもが多かったものの、走力は低い印象であった。	活動量は高かった一方で、技能面は全体的に低かった。	体力の低い子どもが多い。	体力面は低かったものの、水泳の技能は高かった。	体力・技能ともに、とても低く、運動経験も乏しい子どもが多い。	理解力が高く、何事もできるようになる子どもが多かった。
	学力	学力は高く、英語を話せる子どもが多かった。	学力は高かった。	学力は高い。	学力は高かった。	学力は高い。	学力は高かった。
	進路	児童・生徒の入れ替わりが激しく、中学部を卒業した後は、日本の高校への進学が多かった。	小学部を卒業と同時に、日本に帰る子どもが多かった。	小学部卒業時、もしくは中学部卒業時に、多くの子どもは日本に帰る一方で、現地のインターナショナルスクールの高校に進学する生徒もいる。	中学部卒業時に日本に帰国する生徒が多かった。	中学部卒業時に日本に帰国する生徒が多い。	中学部卒業時に日本に帰国する生徒が多かった。
② 環境について	体育施設・設備	空気清浄機付きの体育館や屋内プールがあった。	陸上トラックやサッカーコートがあり、体育館も日本の学校と遜色はないものの、プールは外部のものを借りていた。	3つのグラウンドと、2つの体育館、多目的ホールを使って授業をしている。	小学部・中学部が、それぞれ体育館、プール、運動場を保有していた。	100m未満/周のグラウンドはあったが、体育館はなく、講堂で室内種目の授業を行っており、プールは外部のものを借りている。	隣接するインターナショナルスクールとグラウンドを共用しており、体育館も狭く、プールはなかった。
	用具	必要なものは全て揃っていた。	跳び箱などはあるものの、現地で調達しているため質が悪かった。	充実している。	充実していた。	あまり充実しておらず、実施できない内容もある。	用具には困らなかった。
	気候	冬は寒かった。	冬は隙間風が寒かった。	年中暖かい。	年中暖かかった。	冬はとても寒い。	とても暑く、湿度も高かった。
	安全	環境汚染の問題から、外では気軽に運動はできなかった。	環境汚染の問題から、外では気軽に運動はできなかった。	治安があまり良くないため、安全上、学校外では気軽に運動はできない。	治安があまり良くないため、安全上、学校外では気軽に運動はできなかった。	治安があまり良くないため、安全上、学校外では気軽に運動はできない。	治安があまり良くないため、安全上、学校外では気軽に運動はできなかった。
③ 教員について	業務量	普通であった。	普通であった。	部活動が盛んでないため、負担は少ない。	普通であった。	普通である。	普通であった。
	授業担当教員	体育は2人で担当し、保健は学年ごとに1人ずつが担当していた。	担当が自分のクラスの授業を担当していた。	保健体育科教員は3人であり、体育授業は2人ずつがTTで担当、保健授業は1人で各授業を担当している。	保健体育科教員は2人であり、うち1人が中学部の男子の授業を、もう1人が女子の授業を担当していた。	保健体育科教員は1人であり、中学部の授業を担当している。	保健体育科教員は2人であり、体育授業は2人がTTで担当、保健授業は学年ごとに1人で担当していた。
④ 児童・生徒の学習活動について	テスト・学習評価	体育授業を複式で行っていたが、テストは学年ごとに違うものを実施していた。	人数が少なく、体育授業では試合形式の内容が実施できなかったため、技能の評価が難しかった。	国内と同様に行っている。	国内と同様に行っている。	体育授業では、全学年で同じスキルテストを実施し、学年ごとに標準を変えている。	国内と同様に行っている。
	学習形態	小学部では、各学年で授業を行っていたが、中学部では、体育は複式、保健は学年別で行っていた(いずれも男女共修)。	2学年ごとに複式での授業を行っていた(男女共修)。	2クラス合同での授業を行っていた(体育は基本男女共修、保健は男女別修)。	各学年での授業を行っていた(男女別修)。	中学部全体で複式での授業を行っている(男女共修)。	各学年での授業を行っていた(男女共修)。
	海外環境を活用した授業	総合的な学習の時間として、現地校及びインターナショナルスクールと年に2回の交流があった。	総合的な学習の時間として、現地校との交流があった。	体育授業で、年間を通して、現地の水泳コーチのもと、水泳の授業を実施しており、総合的な学習の時間として、現地校との交流がある。	体育授業で、年間を通して、水泳の授業を実施し、総合的な学習の時間として、キャンプや部活動の対外試合など、現地校との交流があった。	総合的な学習の時間として、現地校との交流がある。	保健授業で、日本と当該国を比較し、寿命の長さ及びその原因に関する学習が実施されたり、総合的な学習の時間として、現地校との交流を行ったりしていた。
	外国語の授業	小学校1年生から、週に1回ずつ、英語と現地語の授業があった。	英語と現地語の授業があった。	英語と現地語の授業がある。	英語と現地語の授業があった。	英語と現地語の授業がある。	英会話の授業が週に3回あり、1時限目の前に、現地語の学習の時間が設けられていた。
	体育的行事	運動会があった。	現地校の生徒と一緒に行う運動会があった。	体育祭があり、体育祭で踊るダンスを体育の授業で練習している。	運動会があり、学校の大イベントとなっていた。	運動会がある。	運動会があった。

E 日本人学校は、児童・生徒数の少なさから、複式で体育や保健を実施している様子が窺えた。次に、児童・生徒の運動技能に関して、ほとんどの調査対象者が、日本国内の児童・生徒と比較すると、低い状況にあると回答した。D 日本人学校に勤務していた T4 は、インタビューの中で以下のように述べている。

「国内の学校のように部活動が盛んではなく、週に2回レクリエーション的な部活動をやっていました。また、安全上、放課後や休日に学校外を、気軽にジョギングすることもできないような環境だったので、日本の生徒達と比べると体力面では劣っているように感じました。」(T4)

D 日本人学校だけでなく、調査を行った6校の日本人学校は、共通して、治安面、もしくは、大気汚染などに関わる衛生環境面から、学校外を気軽に運動できない状況にあり、それらに対する配慮から、児童・生徒がバスで通学しているという。また、6校はいずれも、部活動が活発な学校とはいえなかった。杉若⁹⁾は、ウィーン日本人学校で実施された新体力テストの結果から、安全上の問題に伴う学校外での運動経験の少なさが、日本人学校の生徒の走力の低さに繋がっていると考察している。このように、日本人学校の児童・生徒は、日本国内の子どもたちと比べ、普段の運動の機会が少ないことから、体力及び運動技能が低い傾向にあると考えられる。

他方、C 日本人学校及びD 日本人学校では、その土地の気候を活用し、年間を通して水泳の授業が行われており、これらの学校の児童・生徒は、水泳の技能が高いことが窺えた。杉若⁹⁾は、ウィーン日本人学校で実施された新体力テストから、生徒には、運動能力の差だけでなく、一部の運動に特化し、その他の運動はあまり得意でないという傾向がみられたと述べている。本研究でも、杉若⁹⁾と同様の結果が示唆されたことから、日本人学校の児童・生徒は、普段の運動機会は乏しく、体力・運動技能は高くないものの、一部の運動・スポーツに関する技能は高まる可能性は高いと考えられよう。

一方、児童・生徒の学力に関しては、調査対象者の6名全員が、日本国内の学校と比べると高い傾向にあると回答している。そして、この学力・理解力の高さは、体育における学習効果にも影響を及ぼしているという。そのことについて、T1 や T6 は、インタビューの中で以下のように述べている。

「コツがわかればできるような器械運動などの種目は、できる子が多かった。」(T1)

F 日本人学校の生徒は、いろんなことに対する理解力が高く、適切な指導と方法を伝えると、自分たちで考えてどんどんできるようになる印象です。ですので、例えばバレーボールの3段攻撃とか、球技の守る位置とかでも、早い段階でちゃんと教えると、その通りやりますね。赴任1年目のときは、新体力テストで最も悪い評価の生徒が多くいましたが、最後の3年目には、国内の学校よりも運動がよくできるのではないかと感じるぐらいまで成長しました。」(T6)

これらのことから、日本人学校の児童・生徒の中には、学力・理解力の高い子どもが多いため、適切な指導を継続的に行うことができれば、高い学習効果を得ることができ、運動技能を大きく向上させる可能性を秘めていると考えられる。実際に、いくつかの研究で、児童・生徒の身体活動と学業成績には相関があると報告されている^{11,12)}。

児童・生徒の学力・理解力が高い理由として、調査した6名全員が、教育に対して関心の高い保護者が多いことを挙げている。無論、教員の熱心な指導も要因の1つであるといえるものの、日本人学校の入学料は、日本の学校と比べて高額であり、ある程度経済的に余裕のある家庭環境が構築されている児童・生徒が多いと考えられる。お茶の水女子大学¹³⁾の先行研究より、世帯収入が高い家庭ほど、教育に関心の高い保護者が多く、同時に子どもの学力も高くなる傾向が示唆されていることから、本研究で得られた結果に繋がっていると推察される。

1. 2. 環境について

まず、体育施設・設備について、調査結果から、A 日本人学校・B 日本人学校・C 日本人学校・D 日本人学校の4校は、充実度が高く、E 日本人学校・F 日本人学校の2校の充実度は低いということが明らかになった。具体的に、A 日本人学校には、空気清浄機付きの体育館や屋内プールがある一方で、E 日本人学校には、体育館やプールもなく、その差は大きいと考えられる。

また、用具に関しても、充実度に差が見られた。E 日本人学校に勤務している T5 は、インタビューの中で以下のように述べている。

「日本人学校は、生徒の授業料で学校を運営していて、この学校はあまり金銭的余裕がないため、用具をすぐに購入できる環境ではないんです。」(T5)

このことについて、E 日本人学校では、新型コロナ

ウイルスの感染拡大の影響で、児童・生徒数が半数近くに減少したこともあり、経済的に厳しい状況にあることがわかった。しかし、調査した6校を比較してみると、A日本人学校やB日本人学校は、児童・生徒数は少ないものの、体育施設・設備は非常に充実していることから、児童・生徒数と体育施設・設備及び用具の充実度は、必ずしも比例している訳ではないと考えられる。

続いて、保健体育授業を行う上での安全面については、先述した通り、6校とも共通して、学校外を気軽に出歩けないような治安もしくは衛生環境下にあった。そのため、ほとんどの児童・生徒はスクールバスで通学しているという結果が得られた。B日本人学校に勤務していたT2は、インタビューの中で以下のように述べている。

「生徒達は一齐にスクールバスで下校するため、放課後に部活動をなかなか行うことができない状況でした。」(T2)

このように、日本人学校において、部活動を充実させることができない大きな要因の1つに、生徒の通学方法が挙げられる。前項で述べた通り、部活動の時間や回数が少ないことは、生徒の運動経験の減少に繋がり、体力及び運動技能の低下に直結していると考えられ、日本人学校の児童・生徒の体力に関する先行研究^{14,15)}の見解を支持する結果となった。

1. 3. 教員について

今回調査した6校において、保健体育授業を担当する教員の数は、1人から3人までであり、規模が大きな学校においても、比較的少数といえる結果であった。それを取り巻く実態として、A日本人学校やE日本人学校のように、児童・生徒数が少ない学校では、小学部の教員が、中学部の保健体育授業も担当したり、中学部の保健体育科の教員が、小学部の他教科の授業を担当したりしていた。また、A日本人学校では、児童・生徒数が少ないものの、保健授業については、複式ではなく、学年ごとで行われており、2名しかいない保健体育科教員に加え、養護教諭が1クラスを担当しているなどの様子が窺えた。

一方で、調査対象の6人に対し、業務の負担に関する質問をしたところ、日本国内の学校での勤務時と比べ、業務量が多いとは感じていなかった。以上のことから、日本人学校における教員は、授業も含め、同僚教員と補完し合っており、職場における負担が軽減されていると考えられる。日本人学校の教員は、日本で勤務している教員と比べ、海外生活によるストレスも

感じることから、精神的負担は大きいといわれている¹⁶⁾。近年、日本においても教員のレジリエンス^{注2)}は大きな話題となっているが^{17,18)}、日本人学校で働く教員にとっても、メンタルヘルスの観点からみて、良い同僚性を築くことは重要であると考えられる。また、先述したように、6校はいずれも、部活動の時間や回数が日本国内の学校に比べて少なく、部活動が活発な学校とはいえなかった。近年、運動部活動、文化部活動に対する教員の負担の大きさは多く指摘されており、特に運動部活動顧問は、年間平均で1,396.5時間を、指導・運営に費やしているといわれている¹⁹⁾。このことから、日本人学校の教員においては、部活動に対する負担の少なさが、業務の負担感にも影響を及ぼしていると推察される。

1. 4. 児童・生徒の学習活動について

児童・生徒の学習活動の中でも、保健体育授業の形態については、調査した6校で大きく異なっていた。例えば、前項で述べたように、A日本人学校・B日本人学校・E日本人学校のような児童・生徒数が少ない学校では、複式で授業が行われていた。また、この3校については、男女共修の授業であった。しかしながら、児童・生徒数が多いC日本人学校・D日本人学校・F日本人学校の中で、保健体育授業を男女共修で行っているのは、F日本人学校のみであった。このことについて、C日本人学校に勤務しているT3は、インタビューの中で以下のように述べている。

「C日本人学校では、保健を男女別修で行っていますが、個人的にはこれに反対です。これだけジェンダーと言われている中で、お互いのことを知っておく必要があるし、性別で授業を分けてほしくない生徒もいると思うんですね。でも、まだ自分は赴任したばかりで、これが学校の方針で行われているのか、同僚の先生の方針なのかっていうのはまだ分らないです。」(T3)

このように、授業形態は、学校あるいは教員の方針が反映されており、学校ごとに違いが生まれやすいと考えられる。

次に、テスト・学習評価に関しても、学校ごとに違いがみられた。児童・生徒数が多いC日本人学校・D日本人学校・F日本人学校では、日本国内の学校と同様にテストや評価を行っていたのに対し、児童・生徒数が少ないA日本人学校・B日本人学校・E日本人学校では、複式での授業であるため、学年ごとでテストの内容を変えたり、同じテストでも評価規準を変えたりしながら評価を行っていた。このような小規模校に

において複式での授業を展開する上での課題は、日本国内の小規模校に関する先行研究においても同様に挙げられている^{20,21)}。

一方、複式での授業には、種々のメリットも挙げることができる。例えば、伊藤・石橋²²⁾は、複式での授業において、少人数であること、複数学年の集団であること、児童同士が協力関係を築きやすいことの3つの特質を活かした指導を行う必要性を述べている。また、清水・熊谷²³⁾は、体育授業において、ICTを活用した小規模校の複式での遠隔合同授業の可能性を示唆している。小規模の日本人学校においても、これらのような複式での利点を十分に活かすことができれば、在外教育施設として、特色のある学習活動を展開することが可能となろう。

最後に、海外環境を活用した保健体育授業について、C日本人学校・D日本人学校では、暖かい気候を活かして年間を通じて水泳の授業が行われていた。また、F日本人学校では、保健授業において、F日本人学校が位置する国と日本の寿命に関する比較及びその原因の検討という内容の学習が行われていた。

他方、総合的な学習の時間においては、6校とも、海外環境を活用した授業が展開されていた。その中では、運動会やキャンプなど、体育的行事と近い内容で、現地校との交流も行われていた。このことについて、T5やT6は、インタビューの中で以下のように述べている。

「現地校の生徒と勉強で交流するのは難しいんですけど、体を動かす運動であれば、言葉が喋れなくても交流することができるので、卓球やバレーボールを一緒にしたことはあります。」(T5)

「現地校との交流は、何か活動を伴ったものが良いという意見が教員間の話し合いで出て、それでソーラン節を現地の生徒に教えることになりました。」(T6)

以上の発言から、日本人学校において行われる現地校あるいはインターナショナルスクールとの交流は、運動や遊びなどの活動を伴ったものが望ましいと考えられる。異文化理解の促進を目的に、スポーツを通じて異なる民族同士が交流する取り組みは多く実施されており²⁴⁾、スポーツ・身体活動は、使用言語の異なる人々と交流できるツールであることが窺える。日本とは異なる国に住むという貴重な経験をする子どもたちに対し、現地の児童・生徒と交流することができる機会は、非常に有意義であるといえる。したがって、さらに多くの日本人学校において、国際交流の機会が提供されるよう、スポーツ・身体活動をツールと

し、より多様な取り組みが推進されることが望ましいと考えられよう。

2. 国内水準の教育及び海外環境を活用した教育の推進に向けて

先述した通り、総務省行政評価局²⁾は、在外教育施設において質の高い教育を実現するという目的のもと、日本人学校において、(1)国内水準の教育、(2)海外環境を活用した教育、の2点を推進すべきであると報告している。そこで、日本人学校における保健体育授業の実態を把握した上で、これら2つの観点から、日本人学校の教育改善に係る方策について検討したい。

2. 1. 日本人学校における国内水準の教育

本研究で明らかになった日本人学校の児童・生徒の課題の1つに、運動機会の少なさ及びそれに伴う体力・運動技能の低さが挙げられる。児童・生徒が日本に帰国した後に、他の子どもたちと比べて、学習の遅れが生じないようにする「国内水準の教育」について²⁾、体育における学習の遅れの1つに、体力・運動技能の低さが該当しているといえよう。また、これらの課題について、調査対象者の6名全員が、インタビュー調査の中で言及しており、日本人学校においてみられる喫緊の課題であるといえる。この課題を解決する糸口として、日本人学校での運動機会の提供と体力向上を目的とした実践報告から示唆を得る。

まず、杉若⁹⁾は、ウィーン日本人学校において、年間を通じた体育授業の帯状単元として、短時間の体づくり運動を取り入れ、体育授業を実施した。また、新体力テストの結果を日々の学習指導に反映させ、授業の充実と改善を図ったという取り組みを行っている。さらに、山崎¹⁴⁾は、カラチ日本人学校において、体育授業のほかに、2時限目と3時限目の間の休憩時間においても、週に1回20分間の運動を、また、朝の登校した後、週に4回10分間の運動を行うという取り組みを行っている。そこでは、器械運動や体づくり運動、縄跳び、竹馬、5分間走など、体力向上のための様々な内容を取り扱ったという。加えて、柳澤¹⁵⁾も、ドーハ日本人学校において、新体力テストの結果をもとに、休憩時間を利用し、生徒の主体性を活かしつつ、体力向上に繋がる遊びや運動を実践している。そのほかにも、トップアスリートを学校に招いて、スポーツ教室の実践を積極的に取り入れた。これらの活動により、生徒の体力は微力ながら向上したと報告している¹⁵⁾。

このように、一部の日本人学校においては、運動機会が少ない日本人学校の児童・生徒に対して、授業の年間計画を調整したり、体育授業以外で体を動かす機

会を確保したり、外部の人材を活用したりしながら、子どもたちの体力向上に資する取り組みが行われている。以上のことから、保健体育授業に関して、国内水準の教育を推進するためには、現場の教員が、在籍している児童・生徒の実態を捉え、プラスアルファの教育活動を実施することが望ましいと考えられる。

2. 2. 日本人学校における海外環境を活用した教育

今回の調査では、6校が総合的な学習の時間において、また、3校が保健体育授業において、海外環境を活用した教育活動を展開していた。具体的には、先述した通り、C日本人学校・D日本人学校において、暖かい気候を活かして年間を通じて水泳が行われ、F日本人学校では、保健授業で、当該国の寿命について考えるという学習が行われていた。実際に、C日本人学校・D日本人学校に勤務していたT3・T4は、水泳の技能について、日本国内の児童・生徒と比較し、日本人学校の子どものほうが高いと述べていたことから、海外環境を活用した教育及びその指導の成果が表出しているといえる。しかし、その一方で、C日本人学校に勤務しているT3は、年間を通して行っている水泳について、インタビューの中で以下のように述べている。

「個人的にはこれも反対。良いと思うけど、年間通して、毎週する必要あるのかなって思う。指導要領的にどうなのって思うし。日本人学校は日本の指導要領に従って授業やってるはずだけど、年間50時間ぐらい水泳しているわけでしょ。しかも、体育祭の練習を自分が9月に赴任してから2ヶ月間、体育の授業でやってるわけで。陸上を5,6時間やったけど、残り全部体育祭の授業をやってる。だからやっている種目がすごい少ないと思ってますね。」(T3)

このように、C日本人学校では、水泳を年間50時間行うことで、十分に実施できない運動種目があることが窺える。年間を通して水泳の授業を行うことは、海外の気候を活かした特徴的な取り組みではあるが、それに伴う児童・生徒への影響について、十分に検討される必要がある。前項で述べたように、日本人学校の児童・生徒の運動技能は、運動経験の差が大きく関係していると推察される。以上のことから、限られた時間の中で、どの種目をどの程度指導していくのか、海外環境を活用した教育に関するカリキュラムの検討を行う必要があるといえる結果となった。

また、E日本人学校に勤務しているT5は、特徴的な生徒の家庭環境について、インタビューの中で以下のように述べている。

「E日本人学校には、両親のどちらかが[現地人]である生徒が多く、日本の教育を受けることがブランドだと感じている[現地人]の方針で、日本人学校に通学している生徒も多かったです。そのため、卒業後は、日本の高校ではなく、[現地]のインターナショナルスクールに進学する子が多かったんですね。それらの生徒は、学校では日本のルールで、家庭では[現地]のルールで育てられることが多く、日本語の能力は上達が遅く、生徒は環境に戸惑い、可哀想でした。」(T5)
注3)

さらに、F日本人学校に勤務していたT6は、新たに武道の授業で相撲の実践を取り入れたときのことを、インタビューの中で、以下のように回想している。

「自分の印象では、日本よりも日本的なことをやろうって意識が高かったのと、現地の日本人会の要望もあって、整列とか応援とか、割とそういう古風なものをやろうって感じがしました。なので、相撲をやりましようって言ったときに、特に反対もなく、面白そうだって感じで協力してくれる人が多かったですね。」(T6)

これらのように、日本人学校には、両親のどちらかが日本人ではない児童・生徒も多く、また、日本での生活経験がなかったり、海外を転々としていたりする子どもが多い学校もある。故に、生徒の保護者や現地の日本人会は、日本の文化に触れるような教育を望んでいる場合も多いことが窺える。したがって、日本人学校において求められている海外環境を活用した教育とは、単純に現地の環境を活用した教育だけでなく、海外に設置されているという特質から、日本の伝統・文化に触れるような教育活動も含まれると考えられる。

芝野²⁹⁾によると、このような「日本らしさ」に基づく教育実践は、日本人学校の児童・生徒が多様化していることが背景にあるという。教育熱心な駐在家庭の保護者は、子どもの英語力育成などの観点から、近年、現地校やインターナショナルスクールに入学させることが多い。そのため、児童・生徒の授業料で運営する日本人学校は、児童・生徒数増加に向け、これらの学校との差別化を図るために、より「日本らしさ」に基づく教育を取り入れている。それに伴い、日本人学校には、日本に帰国することを前提とした児童・生徒ではなく、長期滞在や永住する家庭の子ども、あるいは国際結婚した両親を持つ子どもが多く入学するようになり、多様な児童・生徒が在籍するようになった

と主張されている²⁵⁾。

このように、日本人学校は、設置されている国や地域の背景によって、児童・生徒の構成及び求められている教育活動は異なっていると考えられる。そのため、学校に在籍している児童・生徒、その保護者、現地の日本人会などが求めていることも考慮しつつ、海外環境を活用した教育活動について、柔軟な姿勢で推進していくことが重要ではなかろうか。

IV. おわりに

本研究では、アジア地域の日本人学校における保健体育授業の実態を事例的に明らかにするとともに、各校の共通点及び相違点に着目し、国内水準の教育及び海外環境を活用した教育の推進方策の検討について考察することを目的とした。本研究の成果として、大きく以下の4点が挙げられる。

- 1) 日本人学校の児童・生徒は、安全上、もしくは、環境衛生上、学校外で気軽に運動ができない環境下にあり、また、スクールバスで一斉下校する子どもが多いことから、部活動も盛んに行われておらず、運動経験が少なく、体力・運動技能の低さに直結していることが明らかになった。そのため、国内水準の体力・運動技能を担保するためには、在籍している児童・生徒の実態を捉え、プラスアルファの教育活動を実施することが望ましいと考えられる。
- 2) 複数の日本人学校でみられた、暖かい気候を活用し、年間を通して行われる水泳教育について、児童・生徒の水泳技能向上に効果がみられたものの、他の運動種目の実施に支障をきたしている可能性が高いといえる結果が得られた。したがって、限られた時間の中で、どの種目をどの程度指導していくのか、海外環境を活用した教育に関するカリキュラムの検討を行う必要があると考えられる。
- 3) 複式で保健体育授業を行っている日本人学校は少なくないものの、複式での授業は、学年ごとに求められる評価規準が異なるため、授業だけでなく、テストの実施や学習評価にも工夫を施す必要があると考えられた。日本の小規模校に関する先行研究で挙げられているような、複式授業での利点を十分に活かす学習活動が行われることで、そのような課題を解決することができるといえよう。
- 4) 海外環境を活用した保健体育授業が行われている日本人学校はいくつかみられた。そのような教育活動の中では、日本国内で経験できないような海外環境を活かした活動だけではなく、海外に設置されているという特質から、日本の伝統・文化に触れるような活動も実施される必要があることが窺えた。また、日本人学校では、児童・生徒が多様化

しており、学校に在籍している子ども、その保護者、現地の日本人会などが求めていることを考慮しつつ、海外環境を活用した教育活動について、柔軟な姿勢で推進していくことが重要であると考えられる。

また、本研究の課題として、(1) 調査することができた日本人学校が6校と、極めて少なかったこと、(2) 実施した調査が、勤務経験のある教員へのインタビュー調査のみであったこと、の大きく2点が挙げられる。日本人学校の保健体育授業の実態を、より多角的な視点から検討するためには、児童・生徒や保護者に対しても調査を行ったり、実際に観察をしたりする必要がある。さらに、本研究では、勤務経験のある教員へのインタビュー調査から、児童・生徒、保護者、現地の日本人会によって求められている教育活動が、学校ごとに異なっている可能性が示唆された。したがって、その実態を把握するためにも、海外環境を活用した教育活動に関する調査が、個別の事例研究として蓄積されることが望ましい。その際は、現地の文化や環境、教育制度などについても把握する必要があると考えられる。加えて、本研究における調査対象者は、日本人学校での勤務時期に相違があり、そのうち数名は、勤務終了から長い年月が経過していた。そのため、年間指導計画や教育方針が明記された資料等を入手できなかった。各校の教育実態を明らかにするには、これらの資料を用いた上で、把握・比較することが望ましいと考えられる。以上のことは、今後検討すべき課題であるといえよう。

注

- 注 1) 令和元年 11 月までに認定された日本人学校 96 校のうち、小中一貫校は、89 校 (92.7%) であった¹⁾。
- 注 2) レジリエンスとは、逆境や試練に耐え、健康な精神活動を維持するために必要な心理特性のことである²⁶⁾。
- 注 3) インタビュー内容を引用している箇所の中で、学校の所在地が特定される可能性のある発言には、意味が通じるように配慮した上で、著者が表現を変え、[] を用いて表している。

文 献

- 1) 文部科学省 (Online) 在外施設の概要. 文部科学省 HP.
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/002 (参照日: 2020 年 5 月 17 日)
- 2) 総務省行政評価局 (2015) グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育に関する実態調

- 査 結果報告書.
- 3) 金子浩一 (2016) 日本人学校・補習授業校における運営上の課題に関する一考察. 経済教育, 35 (35) : 84-89.
 - 4) 阿南清士朗 (2015) 日本人学校の現状と学校経営課題の一考察—事例校調査を通して—. 教育経営学研究紀要, 17 : 51-60.
 - 5) 文部科学省 (2017) 中学校学習指導要領解説 保健体育編. 東山書房.
 - 6) 星卓志 (2019) ミュンヘン日本人国際学校における体育科実践. 国立大学法人東京学芸大学国際教育センター在外教育施設指導実践記録, 42 : 45-48.
 - 7) 文部科学省 (2020) 中学校保健体育参考資料 : 改訂「生きる力」を育む中学校保健体育の手引. 文部科学省.
 - 8) 中田卓良 (2015) リオデジャネイロ日本人学校の運動会とブラジルの体育科指導例. 国立大学法人東京学芸大学国際教育センター在外教育施設指導実践記録, 38 : 32-34.
 - 9) 杉若雅也 (2015) ウィーン日本人学校における体育科指導と実践. 国立大学法人東京学芸大学国際教育センター在外教育施設指導実践記録, 38 : 28-31.
 - 10) 文部科学省 (Online) 認定した在外教育施設の一覧. 文部科学省 HP.
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/002/001.htm (参照日 : 2020 年 10 月 21 日)
 - 11) 新城綾乃, 高倉実, 小林稔, 和氣則江, 宮城政也, 平安名由美子 (2015) 沖縄県の小学校高学年児童における身体活動と学業成績との関連. 学校保健研究, 56 : 420-426.
 - 12) 牛島一成, 渡辺裕晃, 志村正子 (2016) 中学生の体力, 学力, ストレス, 生活習慣の関連性. 発育発達研究, 72 : 19-30.
 - 13) 国立大学法人お茶の水女子大学 (2018) 保護者に対する調査の結果と学力等との関係の専門的な分析に関する調査研究. 平成 29 年度「学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」.
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/07/10/1406896_1.pdf (参照日 : 2021 年 6 月 17 日)
 - 14) 山崎雅史 (2012) カラチ日本人学校における体育科指導と実践. 東京学芸大学国際教育センター在外教育施設指導実践記録, 35 (17) : 67-69.
 - 15) 柳澤祐介 (2015) 在外教育施設での限られた空間・環境下における体力向上の取り組み. 東京学芸大学国際教育センター在外教育施設指導実践記録, 38 (14) : 46-48.
 - 16) 長屋裕介 (2016) 日本人学校における保護者と教員のメンタルヘルス支援の現状と課題. 学校臨床心理学研究 : 北海道教育大学大学院教育学研究科学校臨床心理学専攻研究紀要, (13) : 51-59.
 - 17) 遠藤朝, 井上功一 (2016) 教員の職務ストレスの整理と今後の課題. 大阪教育大学紀要第 4 部門教育科学, 64 (2) : 1-11.
 - 18) 前田一篤, 白石智也 (2020) 小学校教員におけるレジリエンス因子に関する基礎的研究. 広島文化学園大学人間健康学部紀要「人間健康学研究」, 3 : 77-83.
 - 19) 青柳健隆, 荒井弘和, 岡浩一郎 (2018) 運動部活動顧問の指導・運営力と負担感の関連. 関東学院大学経済経営研究所年報, 40 : 7-12.
 - 20) 松田孝一 (2015) へき地教育の現状と課題—北海道宗谷地方のへき地・複式教育を事例として—. 明治大学教育会紀要, (7) : 71-80.
 - 21) 山口亮介 (2020) 複式学級における音楽指導の課題と展望—指導の変遷と教師への聞き取り調査から—. 盛岡大学紀要, (37) : 63-73.
 - 22) 伊藤雅子, 石橋和子 (2021) 複式学級の特質を生かした小学校家庭科の指導について. 教育実践研究論文集, (8) : 35-40.
 - 23) 清水将, 熊谷真倫 (2021) 小規模複式校における遠隔合同体育授業の実践. 岩手大学大学院教育学研究科研究年報, (5) : 89-99.
 - 24) 岡田千あき (2020) 民族の壁を越える : ボスニア・ヘルツェゴビナ. 岡田千あき編著, スポーツで蒔く平和の種 : 紛争・難民・平和構築. 大阪大学出版会 : 大阪, pp.137-178.
 - 25) 芝野淳一 (2014) 日本人学校教員の「日本らしさ」をめぐる実践と葛藤—トランスナショナル化する在外教育施設を事例に—. 教育社会学研究, 95 : 111-130.
 - 26) 三島知剛 (2007) 教育実習生の実習前後の授業・教師・子どもイメージの変容—実習生のレジリエンスに注目して—. 広島大学大学院教育学研究科紀要第一部学習開発関連領域, (56) : 77-83.

(2021 年 10 月 25 日受付)

(2021 年 12 月 22 日受理)

編集後記

(一社)日本運動・スポーツ科学学会国際健康・スポーツ分科会として待望の機関誌「スポーツと開発」第1巻をお届けいたします。

記念すべき本巻では、原著論文2編、研究報告2編、事例報告2編を掲載することができました。貴重な知見をご投稿くださいました皆さまには心より御礼を申し上げます。また、編集委員会としての作業がおぼつかない中、論文を真摯にご査読賜りました先生方のご尽力に深く感謝申し上げます。

本誌は、スポーツを通じた、教育、保健、平和、復興、難民、ジェンダーなどの開発及び国際協力や社会貢献活動に関する研究領域の内容が投稿対象であり、今回掲載された6編も海外が研究フィールドとなっています。初刊の区切りとなった今年度、本会の会員にも多い(独)国際協力機構(JICA)青年海外協力隊出身者にとっては、第2の故郷ともいえる派遣国代表選手を応援すると同時に、当時を振り返り、スポーツの可能性について思考する機会となるスポーツの祭典「オリンピック・パラリンピック競技大会」を、東京2020夏季大会と北京2022冬季大会の2回も経験する機会を得たことに何かの縁を感じるのには小生だけでしょうか。

さて、今回の発刊は大いなる喜びではありますが、一步を踏み出したばかりです。本誌を契機に本会がますます発展するために、会員の皆さまには日頃の研究成果を積極的に投稿いただきますようお願い申し上げます。

「スポーツと開発」編集委員長
山田 力也

(一社) 日本運動・スポーツ科学学会
国際健康・スポーツ分科会

会長	齊藤 一彦
副会長	岡田 千あき
理事長	木村 寿一
理事	今村 貴幸 岡田 千あき 木村 寿一 久我 アレキサンデル 栗山 緑 黒田 次郎 齊藤 一彦 白石 智也 白井 巧 鈴木 直文 山口 恭平 山田 力也 山平 芳美
監事	久木留 毅 白旗 和也

Section of International Health and Sport Studies,
Japan Society of Physical Exercise and Sport Science

President	Kazuhiko Saito
Vice-President	Chiaki Okada
Board Chair	Toshikazu Kimura
Board Member	Takayuki Imamura Chiaki Okada Toshikazu Kimura Alexander Kuga Midori Kuriyama Jiro Kuroda Kazuhiko Saito Tomoya Shiraishi Takumi Shirai Naofumi Suzuki Kyohei Yamaguchi Rikiya Yamada Yoshimi Yamahira
Auditor	Takeshi Kukidome Kazuya Shirahata

=====

2022年(令和4年)3月31日発行

スポーツと開発 第1巻

発行者 (一社) 日本運動・スポーツ科学学会国際健康・スポーツ分科会
〒731-3194 広島県広島市安佐南区大塚 3-4-1
広島市立大学 国際学部
山平芳美研究室
URL : <https://internationalhealthandsport.jimdofree.com>
(本誌はウェブ上で公開しています。)

=====

Journal of Sport and Development

Contents

[Original Articles]

Saito K et al., The current state of secondary school physical education and related challenges in the Republic of Uganda

Endo H, Study on the changing of disability sports policy in developing countries—Explaining case of Lao People's Democratic Republic—

[Research Reports]

Yamahira Y et al., Research trends in Japan regarding Cambodia's teacher training

Chang S et al., Research on students' awareness of physical activity in Northeast China (Jinzhou City) —Through comparison with Japan (Yokohama City)—

[Case Reports]

Shiraishi T and Fujita A, The study on understanding disability in "Sport for Development and Peace": A case of a para-sport competition in a refugee settlement in the Republic of Uganda

Hiraishi Y et al., A case study of the health and physical education classes at Japanese school in Asian countries: Through interviews with teachers

Section of International Health and Sport Studies

**2022
Vol.1**

